

4076

# 刑 政

昭和九年七月二日印刷本 昭和九年七月七日發行

第七號

七月號

第十四卷

雜報	双生兒に於ける犯罪	少年犯罪は家庭の產物  テイ・アール・サレンガー	第二プロック統制作業協議會概況	軍需品作業統制協議會(二)	最近に於ける司法省指紋事務の概況	行刑に於ける教育的組織	ナチスの保安及び矯正處分	カール・ストース教授の業績 (卷頭言)
108	96	86	60	48	40	25	5	2
財團法人 刑務協會發行								

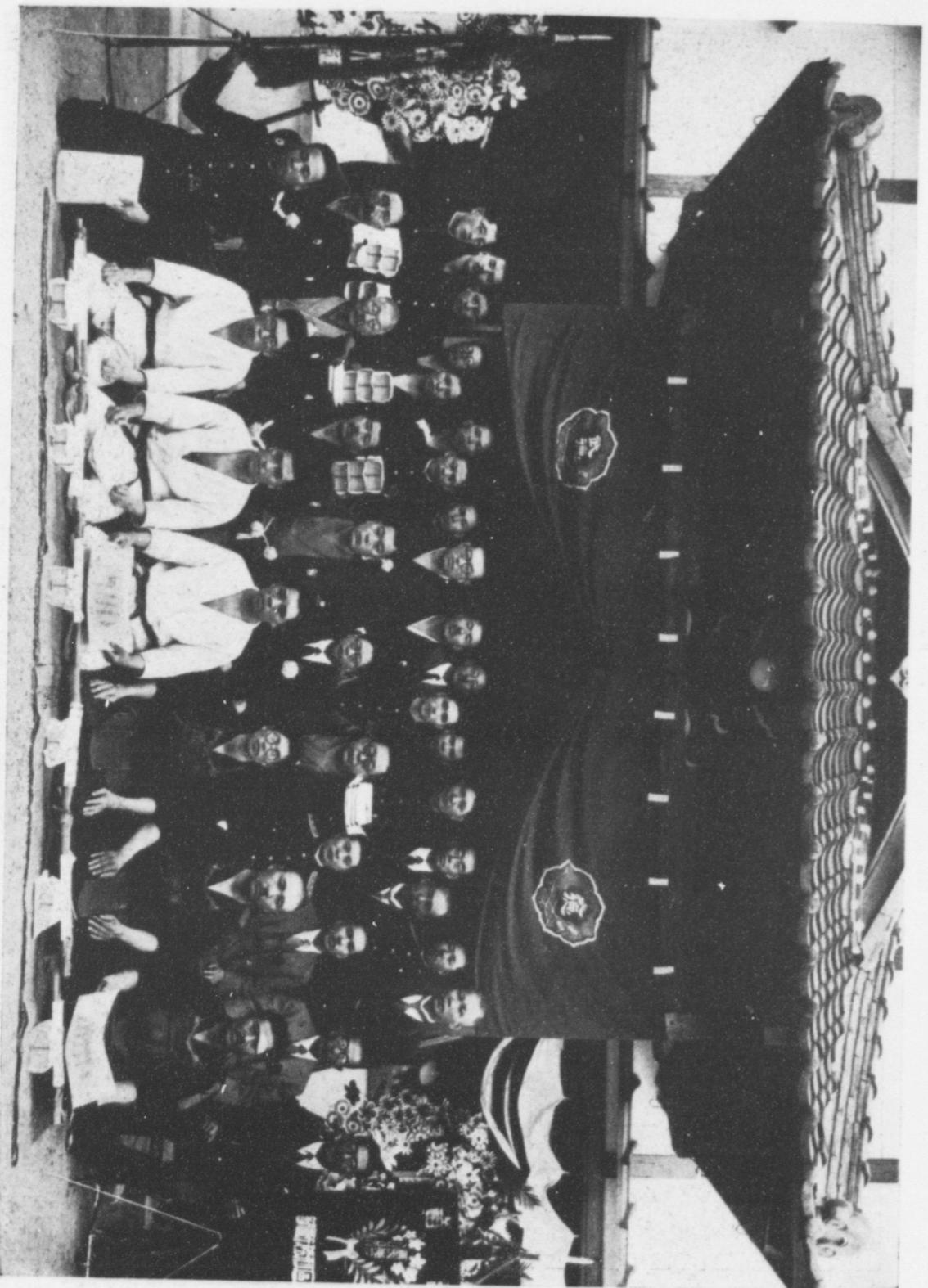
1057



念記會議協業作制統クツロブニ第



會大道劍回二第會道武務刑京東



念記會道武回八第區三第



第四區第八回武道會紀念

の多かる... 刑... 政... 第一四七卷 第七號

八十三平の... 刑... 政... 第一四七卷 第七號

第一四七卷 第七號

第一四七卷 第七號



第一四七卷 第七號

## カール・ストロース教授の業績

一九二九年十月十三日はカール・ストロース教授の八十年の誕生記念日であるといふのでスイス刑法雑誌は特に教授の爲めにフェスト・ガーベを出版したことであつたが、それから滿五年に垂んとする今春八十五歳の高齡を以て不歸の客となられたとのことである。

カール・ストロース教授とわが行刑界との關係は極めて縁遠いものであつたから、恐らく多くの諸君は教授の訃音に對してさまで關心を持たれることがないかも知れない。しかし、それがたとひ間接であるにせよ既に世に知られた昭和二年のわが刑法豫備草案及昭和七年に發表された委員會草案に於て今後のわが刑事社會に保安處分の行はるべきことが公示されて居る以上保安處分の主張と最も關係の深い教授の一生を追憶し之を悼むことは決してゆゑのないことではないと思ふ。

ストロース教授は一八四九年に生れ一九三四年に終焉せられたのでその一生は八十五年の長いものであつたが、その倦まざる勞作力と無比のエネルギーとを以て自ら定めたところの目的に突進する點は教授の一生に於ての特異點であつたといはれる。チュリツヒ大學教授をして居られるエルンスト・ハフター氏は「若し彼がその定めたる目的を全然達し得なかつたとすればそれは教授に責任があるのではなくて教授一人を以てしては征服することの出來ぬ外の力に基くものである」といつて居られるがストロース教授の範をたれたかの一九三三年の刑法草案が今日に至るも猶論議の中樞を爲しつとも然もはかばかしく實施の運命にたどりつかぬのを見ると一層その感を深うするものである。

しかし、ストロース教授の一八九三年の刑法草案に於て刑罰組織のみによる刑法が犯罪防壓を徹底せしめ得るものでないといふ世の認識を導いたことに付ては成功を納め得たといひ得よう。だが、犯罪防壓といふ事實を離れ責任と應報思想といふ觀念の問題に就て世想は決してストロース案に共鳴するものばかりはなかつた。否、教授がこの草案を作成した當時は所謂舊派と所謂社會人類學派とのはげしき對立が行はれて火の出るやうな論争が續けられて居る時であつたのでストロース案に關する討究の爲めに一八九三年より一八九五年までに専門委員會が創設され、そこで舊派のザフェール・グレーテナーとブラシド・マイヤー等の反對を受けられた。殊に、一九〇八年に於てかのドイツのビルクマイヤーから受けた非難の言葉の如きは教授の刑法學的誠實をも疑はしめようとするの慨さへ見うけられたのであつた。

しかし、理論や觀念の重きよりもより以上に現實の重さに著眼する人人は決してストロース案の指導精神を排斥するところはなかつたのである。エンリコ・フェリーの感化を受けて居たエミル・テュルヘル教授やアルフレッド・ガウチエルはストロースにとつては最もよき支持者であつた。

この草案に對しては一九一二年から一九一五年にかけて第二回の専門委員會が設けられて討究がつづけられたがその折も結局議論倒れとなつて了つたといはれる。

ストロース案の中の保安處分に關してしかく世の中が學論の渦中に置かれて居る間にその世の中には現實に所謂責任無能力者の危険行爲がどんどんふへて行つた。どこの國でもこの現實の問題には事實困惑して之を行政法の力を以てて行政官廳の手でなんとか片付けることに腐心するやうになつた。そして僅かに之を刑法典より除外し裁判所の手にかけないことによつて刑法の眞義をかげすものでないと考へた。

ストリスはこの無意味な技巧を避けて全し刑法典の中で刑罰組織と保安處分組織を結合せしめることを實效的なりとして敢てその草案に之を明定したのであつた。之に對してリスト教授は絶讃して「スイスの立法者が國際刑事學協會の主旨を彼のものとするを期待するものはなかつた」といつたがストリスの之はかくの如く勇敢に且先驅的であつたのである。學界で狐疑逡巡時を久しうして居る間に斷乎として立法上の問題にした教授のこの先驅は近代刑法に對する革命であつたといへる。

その後諸國の刑法草案はソヴィエトのそれを除くの外は多く之に追隨した。而して今やイタリア刑法は愈々之を具體化することになつたし、他國も亦具體化せんとするの情勢を示すに當つてストリス教授は措くも不歸の客となられたのである。

しかも世才と脱俗の特殊の混合がその性格であるといはれるこの世界の大刑事立法者は自己の投じた一石がかくも世界的波瀾をまき起したことに會心の笑をたたへつつ長かりし人生を終られたにちがひない。

昭和九年六月二十日夜

正木 亮

### ナチスの保安及び矯正處分法

木村 龜

- 一 プロイセン司法大臣の『覺書』と保安處分
- 二 ドイツにおける保安處分理論の發展と新派
- 三 ナチス保安及び矯正處分の内容概観
- 四 ナチス保安及び矯正處分の特徴と價值

#### 一

昨千九百三十三年十一月二十四日に、ナチス政府は『危険なる常習犯人に對する法律並に保安及び矯正處分法』(Gesetz gegen gefährliche Gewohnheitsverbrecher und über Massregeln der Sicherung und Besserung vom 24 November 1933, RGBl. I, S. 995)及びその施行法を公にした(1)。この法律は、本年一月一日から實施せられて居るのである。この法律は三つの意義において注目すべきものを持つて居る。第一は、この法律に因つて、ドイツ刑法の中に保安及び矯正處分が組み入れられたことであつて、この點において、この法律は、イタリア刑法、ポーランド刑法とともに、刑法思想上重要なる時期を劃するものと爲されねばならぬ。第二は、ナチス政府は、この立法に因つて、

其の刑法的立場に一つの明白な表現を與へたことであつて、特に、それが、この法律に因つて、プロイセン司法大臣のナチス刑法覺書として發表した立場を修正した點において注意を惹いて居る。第三は、かく、ナチス政府がこの法律に因つて刑法の中に保安及び矯正處分を組み入れたことは従來のドイツ刑法改正運動に對して單にその事業の繼續を意味するに過ぎぬことである。特に、ナチス刑法理論家の一派は、新派刑法思想を以つて個人主義的自由主義的として非難したにも拘らず、この法律においては、新派思想の影響を出でて居らない點が興味あるものとして考へられねばならぬ。

(一) 大塚郷二氏『ドイツの常習犯加重例及び保安處分例』(志林第三六卷第六號第九一頁以下)参照。法律の正文は Hoche, Die Gesetzgebung des Kabinetts Hitler, Heft 5, 1934, S. 306 ff. に收録せられて居る。尚ほ、註釋及び論評としては、Lobe, Reichs-Strafgesetzbuch, Nachtrag zu Bd. 1: Gesetz gegen gefährliche Gewohnheitsverbrecher und über Massregeln der Sicherung und Besserung, 1934; Exner, Das System der sicheren und bessernden Massregeln nach dem Gesetz v. 24 November 1933, Zeitschrift für d. ges. Strw., 53. Bd. Heft 6, S. 629 ff.; Finger, Gesetz gegen gefährliche Gewohnheitsverbrecher und über Massregeln der Sicherung und Besserung, Gerichtssaal, Bd. 104, Heft 3-4, 1934; S. 176 ff.; Hentig, Die Entmannung als Massregel der Sicherung und Besserung, Monatsschrift f. Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform, 25. Jahrg. 1. Heft, 1934, S. 53 f. 参照。

ナチスの保安及び矯正處分法は、プロイセン司法大臣の『ナチス刑法覺書』(Nationalsozialistisches Strafrecht, Denkschrift des Preussischen Justizministers, 1933)において取られた保安處分に對する見地に對して根本的修正を加へたものである。——

『ナチス國家における刑法の目的は、法律に服従せざる要素に對して國民共同態を防衛することである。國家は、かかる國民の行動に對して刑罰を以つて反動するのである。然るに、一種の入々はその犯罪的素質に因つて國民共同態に對する永續的危險を構成して居る。それで、これ等の人間に對しては、彼等が罰せられた後においても、再び國民共同態の法律を侵害することなからしめる爲めに更に拘禁することを必要とするか、彼等の常に反覆して罰せられるといふ事實の原因となれる状態例へば、アルコホール中毒、精神病を治療に因つて除去するといふ試みが爲さるべきではないか、換言すれば、刑罰と並んで、更に、保安又は矯正治療處分が裁判官に依つて宣告せらるべきではないかといふ問題が生ずる』。かかる保安又は矯正處分として、ドイツ刑法草案は諸種の制度を規定した。然し、『かかる刑罰と併せて宣告せられるところの保安處分は否定せらるべきである。かかる處分は、犯罪者に對する國家的反動の一元論の原則(Grundsatz der Einsparigkeit)と矛盾するのみならず、國民の思想(Anschauung des Volkes)とも一致しない。何となれば、國民は、犯罪人に對する自由の剝奪が如何なる見地から行はれるかの區別を爲すものではない、そして、刑罰を受けることとなつた人に對して加へられる總ての自由の剝奪を以つて刑罰的害悪なりと解して居る。のみならず、又、刑罰と並んで保安監置等が設けられることは無用である。何となれば、第一に、常習犯人に對しては無期の拘禁が爲され、それに因つて、彼等に對して國民共同態が保護せられることが可能であり、第二に、一九三三年八月一日のプロイセンの行刑及び大赦に關する法律の實施とともに、回復せられたところの行刑の嚴峻化に因つて、一時的

な保安處分例へば勞働所收容の如きは不必要となるであらうからである。又第三に、同様に、行刑の改革に因つて、限定責任能力者、酒癖者等の特別處遇は、刑罰の目的保持の上で、刑務所醫師の判斷に基いて必要と考へられる限りにおいて、之を爲すことが出来るからである。更に、若し、草案従來の(1)に従ふと、諸種の保安處分の大設備が入用となつて来るであらうし、そのことは、又國民に對して重大なる財産上の負擔となるであらう(11)。

(11) Nationalsozialistisches Strafrecht, Denkschrift des Preussischen Justizministers, 1933, S. 138 f., S. 114 f.

かかる理由で、『覺書』は原則として『新派』の犯人主義の結論たる保安處分を排斥して居つたのである。然し、唯だ、一つ例外として、『完全責任無能力者』に對しては、一種の保安處分を認めた。そして、責任能力の規定の中に、次の一項を加へるべきことを提案して居つたのである。『尙ほ、裁判所は、行爲者の行動が公共の安全又は他人に對して危険を意味する時は、一の隔離せられたる精神病院に收容することを命すべきである』(12)と。

(12) Denkschrift, S. 139; vgl. S. 115, 139.

かく、プロイセン司法大臣の覺書は、應報威嚇刑の見地から保安處分を排斥するところの刑罰一元論を基本思想として居つたのであるが、今回のナチスの保安及び矯正處分法は、刑罰と保安處分との二元論の立場に轉回して行つたのである。この點が我々には、特に注目に値ひするものである。シヤッフスタインは、覺書が一元論を採用したのは、その刑罰に關する基本思想と矛盾するものであると爲して居る。そして、その理由として、シヤッフスタインは、覺書の謂ふ如く、常習犯

人に對して無期拘禁を科することは、『國民の正義感』に反する、何となれば、常習犯人の所罰の直接の機縁とせられるところの行爲は、屢々甚だ微細なものに過ぎぬが故であるから、と爲して居る。それで、更に、進んで、シヤッフスタインは、『裁判官は、若し常習犯人に對する永續的自由剝奪が、その害惡的性質を能ふ限り稀薄とならしめられたところの形式において、本來の嚴峻なる刑罰の執行の後に行はれることを知つて居つたならば、恐らくは甚だ容易にかかる自由剝奪の言渡を決心するに至るであらう』と爲し、二元論が應報刑の結論であると爲して居る(13)。然し、我々の注目すべき點は、ここでは、一元論か二元論かではない。プロイセン司法大臣の覺書に因つて、新派の理論の結論であるとして排斥せられたところの保安處分が、今回の法律に因つて、十分に是認せられ、それをかく是認することに因つて、覺書の刑法的見地が放棄せられたといふことである。

(13) Schaffstein, Nationalsozialistisches Strafrecht, Gedanken zur Denkschrift des Preussischen Justizministers, Zeitschrift, 53, Bd. 6, Heft, 1933, S. 615 f.

II

ナチス政府の保安及び矯正處分法は、フィンガーに依つては、古きプロイセン思想であり、クラインに遡らるべきものとせられて居る。曰く『我々は、一九三三年十一月二十四日の法律第二條の中に善き昔のプロイセン的思想を見出すことを悦ぶものである。それは、エルンスト・フェルチナント・クラインにまで遡られるものである。……クラインは、その刑法思想においては、カント

の應報理論の反對者であつた。彼に對しては、刑罰は、犯罪人及び一般社會における犯罪的傾向を阻止するところの手段であつた、従つて、犯罪を豫防し、社會を危険なる犯罪人に對して保護するところの手段であつた……クラインは、刑罰としての不定期宣告を非難したが、保安處分としてのそれを是認したのである。そして、處分の期間は判決言渡の時には決定せられるものでない、何となれば、行爲者の危険性は、判決後の事情に因つて強く影響せられ得るから、と爲した』(一)と。

(1) Finger, *ibid.*, Gerichtssaal, 104. Bd. Heft 3-4, S. 198.

然し、このクラインの思想を現代刑法思想の中に呼び起したのはリストであつたのであり(11)。リストの目的刑思想と刑事政策的特別豫防の思想とに因つて、今日一般に、刑法理論と刑事立法との基礎とせられて居るところのカール・ストースの千八百九十三年のスイス刑法草案における保安處分の體系が、ドイツに受け入れられる準備が爲されたのである(12)。

(11) Liszt, E. E. Klein und die unbestimmte Verurteilung, *Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge*, 2. Bd., 1905, S. 133 ff.; vgl. Liszt-Schmidt, *Lehrbuch*, 1. Bd. 26. Aufl. 1932, S. 366 f.

(12) Liszt, *Forderungen der Kriminalpolitik und der Vorentwurf eines schweizerischen Strafgesetzbuchs*, Aufsätze und Vorträge, 2. Bd., S. 94 ff., insbes. S. 122 ff.; vgl. Exner, *Die Theorie der Sicherungsmittel*, 1914, S. 44 ff.

私は、ここで、保安處分の理論や歴史について深くこれを論じようとするものではなく(13)。ナチスの保安及び矯正處分法の思想的起原が、リストに依つて發展せしめられ構成せられたところの新派刑法理論の中に遡らるべきことを指摘したいだけである。バイヤーも、そのことを認め、『刑法新派に因つて始めて責任とは關係のない獨立したところの保安處分を刑法の中に導入することが爲されたのである』(14)と爲して居る。尙ほ、我々は、如何に屢々新派刑法理論の國際的機關であつたところの國際刑事學協會の會議において保安處分について論議が爲されたかを想起すべきである。このことは、フィンガーも亦之を是認して居るのである(15)。

(四) 保安處分の進化的・理論的考察としては、前掲エクスナーの著書の外に、Rabinowicz, *Measure de sûreté, étude de politique criminelle*, 1929; Lavanchy, *Les mesures de sûreté en droit pénal*, 1931; 牧野博士『刑法における重點の變遷』第二六〇頁以下『刑法における法治國思想の展開』第三頁以下参照。

(五) Bayer, *Massregeln der Besserung und Sicherung nach dem Entwurf eines Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuchs und Entwurf eines Strafvollzugsgesetzes*, 1929, S. 21.

(六) Finger, *ibid.*, S. 200.

特に、私は、ナチス刑法理論家に依つて、自由主義的・個人主義的なりとして非難せられたところ、且つ、主として、新派刑法理論の指導の下に成就せられたところの、従來のドイツ刑法改正草案とナチスの今回の立法との關係を明らかにして置くことが必要であり、且つ、重要であると爲したい。ドイツ刑法改正草案の千九百三十年案は、第一編總則第八章『矯正及び保安處分』として、その第十五條に保安處分の種類を掲げて居る。それに依ると、草案の保安處分は、――

- 一 治療又は看護所收容、
- 二 酒癖者矯正所又は禁止場收容、

三 勞働所收容、

四 保安監置、

五 保護看視、

六 國外追放、

の六種類であつた。然るに、ナチスの今回の立法においては、右の中、保護看視が廢止せられて、新たに、危険なる風俗犯人の去勢と職業禁止とが導入せられたのみである。又、この新種類の中、職業禁止の制度は、既に、スイス刑法草案千九百十八年案第五一條の中にその模範が存在して居る。故に、強いてナチスの固有の立法と見られるべきものを求めると、危険なる風俗犯人の去勢の制度のみである。然し、これとても、千九百二十九年四月三十日のネブラスカ州の法律(この法律は、強姦、近親姦又は其の他の反自然的犯罪に因り有罪宣告を受けたる者に對して去勢を規定して居る。然し、この場合の去勢は、施術に因つて一年以内に釋放が可能なる場合にのみ、許されることとなつて居るといふ)の中にその模型を持つて居ると爲し得ないでもない(七)。然し、それはそれとして、この制度の中において、ナチス立法の特色が見られるとして、其の他の點については、その表題を、従來のドイツ草案の如く『矯正及び保安處分』とせずして『保安及び矯正處分』と爲した點が學者に依つて指摘せられて居ることを添加して置かう。即ち、この順序の轉換は、エクスマーに從ふと『重點が保安の上に移されたこと』を表示するのであるといふ(八)。

(七) Vgl. Henzig, Die Entmännung als Massregel der Sicherung und Besserung, Monatsschrift, 25. Jahrg. S. 51. 但し、(八) Exner, Zeitschrift, 53. Bd. S. 632

「我々」は、この去勢處分を以つて『文化國家の立法に先例を見ない』ものであると爲して居る。

(八) Exner, Zeitschrift, 53. Bd. S. 632

かくて、我々は、ナチスの保安及び矯正處分法が、ブロイセン司法大臣の覺書の思想から離れたものであるのみならず、同時に、それが、自由主義、個人主義、外來思想として排斥したところのリスト刑法及び其の思想の影響の下に持續せられて來た従來のドイツ刑法改正運動の影響を十分に受けたものであることを示して居るのを見るのである。このことは、ナチス刑法理論家が新派に對して爲した批判が妥當でなかつたか、又は、ナチス政府が新派刑法理論に降服したか以外ではない。私は、そのいづれもが眞理であるといふ考へである。

三

ナチスの保安及び矯正處分法の規定する處分は七種である(第二條、刑法第四二條a)。曰く、一、治療又は看護所收容、二、酒癖者矯正所又は禁止場收容、三、勞働所收容、四、保安監置、五、危険なる風俗犯人の去勢、六、職業禁止、七、國外追放これである。

第一に、刑罰を科せられたる行爲を、責任無能力(ドイツ刑法第五一條第一項、第五八條第一項)又は限定責任能力の状態において爲した者は、公安上必要とせられる時は、これを治療又は看護所に收容することを命ずる。但し、違警罪については適用がない(刑四二條b)。第二に、常習的に過

度に酒精又は其の他の麻酔劑を使用する者が、酩酊状態において重罪若は輕罪を犯したか、彼が犯したる重罪若は輕罪が右の常習と因果關係に在るか、又は、彼が酩酊に因り(刑第三三〇條a)刑に處せられたかの場合に、合法的且つ秩序ある生活に慣れしめる爲め必要とせられる時は、其の者を酒癖者矯正所又は禁止場に收容することを命ずる(刑第四二條c)。第三に、刑法第三六一條第三號乃至第五號、第六號a乃至第八號に因り拘留の宣告を受けた者であつて、勞働に就事せしめ且つ合法的にして秩序ある生活に慣れしめる爲め必要なる時には、勞働所收容が命ぜられる。常習的に營業として猥褻行爲を爲し刑法第三六一條第六號に因り拘留に處せられた者についても亦同じ。乞丐に因り勞働所收容を命ずるのは、勞働嫌忌に因り又は不規律に因り若は常習的に、乞丐を爲した者に限る。勞働所收容を命ぜられた勞働不能者は之を救護所(Asyl)に收容することを得る(刑第四二條d)。第四に、刑法第二十條aに因り、危險なる常習犯人として有罪判決の宣告を受けた者に對しては、公共の安全が必要とする場合に保安監置を命ずる(刑第四二條e)。以上に共通して、處分の命令は裁判所に因つて爲され、刑罰と併せて言渡される。又、收容は、その目的が必要とする限りこれを繼續する。然し、酒癖者矯正所又は禁止場への收容及び第一回目の勞働所又は救護所への收容の期間は二年を超えることを許さない。治療所若は看護所への收容、第二回目以上の勞働所若は救護所への收容、又は保安監置には期間の制限がない。右の處分に在つては、裁判所は一定の期間の經過以前に、常に收容の目的が到達せられたか否かを決定する。この期間は、治療所若は看護所收容及び保安監置については三年、第二回目以上の勞働

所若は救護所については二年とする。審査の結果、收容の目的が到達せられたと認められた時は釋放することを要する。右の期間中に在つても、收容の目的が達せられたか否かを審査することを得、若し目的到達が認定せられた時は釋放を命ずることを要する。期間は執行の開始と同時に進行する。釋放が拒絶せられた時は、その決定とともに新しく期間が進行する(刑第四二條f)。

判決確定の後、收容の執行が開始せずして三年を経過したる時は、裁判所の命令がある場合にのみ、收容の執行を爲すことを得る。右の命令は、處分の目的上事後の收容を必要とする場合にのみ之を許す。尙ほ、右の期間の計算については、被收容者が自由刑の執行の爲め又は官廳の命令に因り收容所に收容せられた期間は之を算入しない(刑第四二條g)。

被收容者の釋放は收容の條件附停止と看做す。裁判所は、釋放に際して被收容者に對し特殊の義務を負擔せしめ得る。この義務は、之を釋放後においても命じ得るし、又、之を變更し得る。被釋放者の釋放後の行爲に因り、處分の目的上新に收容が必要と認められ且つ處分の執行が未だ時効に罹らざる時は、裁判所は釋放を取消す。酒癖者矯正所若は禁止場收容及び第一回目の勞働所若は救護所收容の期間は、取消の場合においても、合算したものが法定の最長期を超えることを許さない(刑第四二條h)。

勞働所收容と保安監置とに在つては作業を課す。この處分に因り收容せられた者は、又、之を外部の勞働に就事せしめることを得るが、その場合には自由勞働者と離隔せられることを要す

る。治療所若は看護所又は酒癖者矯正所若は禁止場に收容せられた者に對しても、收容所の内外を問はず、本人の能力及び境遇に應じた方法で就業せしめることを得る(刑第四二條i)。

第五に、裁判所は、次の場合に、裁判の時に於いて満二十一歳に達した男子に對して、刑罰と併せて、去勢を命ずることを得る。即ち、其の場合は、(一)猥褻強要、婦女の不自由を利用する姦淫、小兒に對する猥褻行為若は強姦刑第一七六條乃至一七八條、性的衝動の刺戟若は満足の爲めに爲された公然の猥褻行為に關する罪、又は、身體侵害罪(刑第一八三條、第二二三條乃至第二二六條)に因り六月以上の自由刑の宣告を受けたる者にして、既に一回同一の犯罪に因り、自由刑の確定判決を受けたことがあり、且つ、行為の全體的評價の結果、危険なる風俗犯人なりと認定せられたる者である時、(二)少くとも右に掲げられた二種類の行為に因り、一年以上の自由刑の宣告を受け、且つ、行為の全體的評價の結果、たとへ同様の行為に因り、未だ有罪宣告を受けたことなくとも、危険なる風俗犯人なることが認められたる時、(三)性的衝動の刺戟若は満足の目的で爲された謀殺又は故殺(刑第二一一條乃至第二一五條)に因り、有罪宣告を受けたる者なる時である。刑法第二十條第三項の準用がある。外國において受けた有罪宣告は、其の對象となつた行為がドイツ法上右の(一)に掲げられた種類の輕罪又は重罪に該當する時は、内國において受けたと同一の效力を有する(刑第四二條k)。

第六に、自己の職務若は營業を濫用して、又は、自己の職務若は營業上の義務に對する重大なる違反の下に、輕罪又は重罪を犯し、三月以上の自由刑の宣告を受けたる者に對して、裁判所は、若し

尙ほ公共の危険を防止する爲め必要と認めたる時は、同時に一年以上五年以下の期間の間、職務又は營業若は營業の一種を行ふことを禁止することを得る。右の禁止が有效なる間は、有罪宣告を受けた者は、職務又は營業若は營業の一種を他人の爲めに執行すること、又は、自己の命に從つて行為する者をして、自己の爲めに之を執行せしめることを許されない。刑法第三六條第一項が準用せられる。自由刑の執行又は自由刑と併せて言渡され、且つ自由奪剝を伴ふところの保安及び矯正處分の執行が條件附で停止せられた時は、考査期間は禁止期間に算入せられる(刑第四二條l)。

第七に、且つ、最後に、外國人が三月以上の自由刑に處せられ、且つ其の者の國內滯留が他人に對して又は公共の安全に對して危険を意味する時は、裁判所は、當該行政官廳において裁判確定後六月以内に其の者を國外に追放することを得る旨を宣言することを得る。又、外國人に對して自由の剝奪を伴ふ保安若は矯正處分又は去勢が命ぜられる時は、當該行政官廳は裁判確定後六月以内に其の者を國外に追放することを得る。右の期間の中には、外國人が自由刑の執行に因り経過した期間又は官廳の命令に因り收容所に收容せられた期間は之を算入しない(刑第四二條m)。

尙ほ、保安及び矯正處分は併科せられることとなつて居る(第二條第刑四二條n)。保安及び矯正處分に關しては、裁判の時の法律に從つて裁判する(第三條第一號、刑第二條a)。公訴の時効完成と同時に保安及び矯正處分を命じ、又は許可する權限は消滅する(同第七號、刑第六七條第五項)。

保安及び矯正處分の時効期間は十年、但し、酒癖者矯正所若は禁止場收容、第一回目の勞働所收容又は去勢については五年とする(同第八號刑第七〇條)。自由刑又は罰金刑と自由剝奪を伴ふ保安及び矯正處分が言渡されたる時は、一方は他方よりも早く時効に罹ることはない(同第九號刑第七一條)。又、保安及び矯正處分法の施行法第二條第三九號に因り、刑事訴訟法第四五六條bとして『自由刑と併せて自由剝奪を伴ふ保安及び矯正處分が命ぜられた時は、自由刑の執行、執行猶豫、假釋放の後において、保安及び矯正處分が執行せられる。但し、治療若は看護所、酒癖者矯正所若は禁止所への收容は、自由刑の全部又は一部の執行の前に執行せられ得る』といふ新規定が押入せられて居る。

これが、大體、ナチス保安及び矯正處分法の内容である(一)。

(二) 尙ほ、保安監置と關聯して、『危険なる常習犯人に對する法律並に保安及び矯正處分に關する法律』第一條は、常習犯人に對する刑の加重が規定せられて居るが、これは大體において、ドイツ刑法草案千九百三十年案第七八條と同一内容である。

四

ナチスの保安及び矯正處分法の立法技術的乃至刑事政策的意味について若干考察して置くことは特に必要であらう。

ローベは、ナチスの今回の法律について、それが、『刑罰及び矯正保安處分の區別を嚴重に固守し、二元的構成を以つて國民の法的意識に對して一層よく適應するものとして、二元的構成を採用

した(一)と爲して居る。保安處分の基礎に置かれて居るのは危険性の概念である。即ち、國外追放においては、行爲者の國內滯留が『他人に對して又は公共の安全に對して危険を意味する時』それが命ぜられることとなつて居り、又、職業禁止の處分については、『公共の危険を防止すること』が條件となつて居る。又、保安監置と去勢とについては、行爲者が『危険なる』常習犯人又は風俗犯人なることを要件として居る。唯だ、その他の場合には、特に保安處分の前提として、危険の概念が明示せられて居ない。然し、エクスナーに従ふと、それは、規定上當然豫定せられて居るといふ(11)。例へば、治療若は看護所收容については、『公共の安全が之を必要とする時』とあつて、公共の安全に對する危険が意味せられ、酒癖者矯正所及び勞働所に關しては、處分は、行爲者をして『合法的且つ秩序ある生活に慣れしめる爲めに』爲されるのであつて、そのことは、處分の適用なき時は行爲者が合法的生活を営み得ないこと、換言すれば、危険なることを意味するものであるといふのである。唯だ、一つ、刑法第四二條k第三項の去勢については、のみは、將來に對する危険の概念が缺如し、『行爲者が性的衝動の刺戟又は満足の爲めに犯した謀殺若は故殺に因り有罪宣告を受けたる時』とのみあるが、エクスナーは、この場合には、右の如き重き犯罪に在つては、立法者は、『危険が當然存在するものと解して居るもの』と理解すべきであると爲して居る。

(1) Lobe, *ibid.* S. 7, § 2, 1.  
 (11) Exner, *ibid.*, Zeitschrift, 53. Bd. S. 634.

保安處分の基礎が危険性にあることについては問題はない。その危険性の意味について、エ

クスナーは「人格の危険性とは其の者から刑罰を科せられたところの諸行爲が期待せられることの蓋然性を意味する」と爲して居る(三)。この危険性の問題に關聯して、ナチスの保安處分法が示して居る特色の第一は、この法律においては、犯罪行爲が處分の條件とせられて居ることである。この點について、エクスナーは、この場合の行爲の意味は、刑罰におけるその如く現實的根據 (Realgrund) ではなくして、認識根據 (Erkenntnisgrund) たることに在り、行爲者の危険性に對する徴表的意味を持つものであつて、かく、危険性に對する徴表としての行爲を規定することに因つて『危険性への歸責』(Zurechnung zur Gefährlichkeit) が認められた點が注目せらるべきであるとして居る(四)。然し、私は、ナチスの保安處分法が、單に、所謂再犯に對する危険性のみを考慮して、犯罪に至る危険性、即ち、犯罪前の危険性を十分に考慮しない點において、立法技術上も法律政策上も、社會防衛の見地から不完全なものたることを免れないと考へる。

(III) Exner, *ibid.* S. 633.

(IV) Exner, *ibid.* S. 636 ff.

第二に、特に、保安監置處分における危険性と常習犯人との關係が問題となる。常習性の概念については、解釋が既に分れて居る。エクスナーは「犯罪そのものに對する傾向 (Hang zu Verbrechen schlechtweg)」といふものは存在しない。唯だ營利的犯罪、暴行的犯罪、風俗犯等に對する傾向があるだけである。常習を表現するところの「行爲」は心理的に類似の傾向 (gleiche Richtung) に屬することを必要とする(五)と爲して居る。大體、同様の解釋はローベに依つても採られて居る。

即ち、ローベに従ふと「常習性の特質は、それが一定の方向に發展せしめられるといふこと、一定の種類の犯罪行爲 (eine bestimmte Art von Straftaten) の爲めに作られて居ることを前提として居る。即ち、同一の犯罪行爲に因つてそれが表現せられるといふことは必要でない。然し、侵害が同一又は類似の法益に對して (gegen dieselben oder gleichartige Rechtsgüter) 向けられることを以つて足る(六)といふのである。然し、ローベは直ちに、一方では「一の全然一般的な反社會的態度 (eine ganz allgemeine asoziale Einstellung) 及び如何なる犯罪に對しても直ちに準備のある心構、例へば無政府主義者及び職業的犯人における如き、は未だ常習ではない」と爲しながら、他方では「然し、これ等の犯罪人型も常習犯人と同様に取扱ふべきではなかつたかは考慮せらるべきであつた(七)』と爲して居る。この點については、フィンガーは實に徹底して居る。即ち、彼に従へば「刑法第 110 條 a の「常習犯人」とは、一定の種類の可罰的行爲に對して (zu strafbarem Handeln bestimmter Gattung) 一の重要な傾向に因つて特徴づけられたところの人格者でなくして、諸種の生活状態において、たとへ内容的には異種の性質のものであれ (auch inhaltlich verschiedener Art) 可罰的な行爲へ、微細なる刺戟に因つて容易に決定せられるところの人格者を謂ふ(八)と爲して居る。私の考へでは、犯罪の常習性とは、必ずしも同一行爲又は類似行爲を要件とするものではなく、如何なる犯罪に對しても直ちに刺戟に應じて發現せしめられるところの犯罪的性格であつて、かかる性格が性格として再犯の可能性を持つが故に、危険なる常習犯人の概念が構成せられ得るのである。即ち、常習性の中には既に危険性は含まれて居るのであつて、兩者を區別することは

不可能であり且つ無意味である。區別せらるべきは、常習犯人と確信犯人との取扱であつて(九)この點では、ナチス保安處分の規定は、ドイツ千九百三十年刑法草案(第七八條、第五九條)の規定に對して確かに退歩を意味するものである。

(五) Exner, *ibid.*, Zeitschrift, 53. Bd. S. 653.

(六) Lobe, *ibid.*, S. 5, § 1, 3, B, a.

(七) Lobe, *ibid.*, S. 5.

(八) Finger, *ibid.*, S. 191.

(九) 拙著『刑事政策の諸問題』第三三四頁以下。

次に、ナチスの保安及び矯正處分法は、刑罰と保安及び矯正處分との關係について、先づ刑罰を原則として、最初に執行し後に保安處分を執行することを定めて居る。即ち、所謂刑罰と保安處分との代當(Vikarieren)を否定して居るのである。この點については、エクスナーの如く、刑罰と保安處分との質的區別を認める學者ですら、代當の原則を否認することを不適當として次の如く論じて居るのを見る。曰く『例へば、不定期的に勞働所收容の宣告を受けた者が、彼の違警罪を贖ふために、たとへ本人が勞働所收容を以つて比較を絶したる重き害悪、否、唯一の最も恐ろしい「刑罰」と感ずるにもかかはらず、事情の如何を問はず、先づ第一に彼の短期拘禁刑を終了せねばならぬとせられるのは疑もなく一種の空論(ein gewisser Doktrinarismus)である。私は、かかる見地の非實際的であることが證明せられることを信じ、且つ、刑法典がかかる見地を——その他の多くの處分についても——捨てるであらうことを希望する』(10)と。ナチスの保安及び矯正處

分法が、プロイセン司法大臣の覺書における、應報刑的一元論を捨てたのは、良い。然し、保安處分が、やがて教育刑的一元論への過度を可能ならしむる制度としての意味を持つべきことを理解しないところに、ナチス保安處分法における代當の原則の否認の原因のあることは看過し得ないであらう。そして、それは、ナチスの法律が千九百二十五年案(第四七條、第四八條)に對する退歩を意味するものと解せられるであらう。

(10) Exner, *ibid.*, Zeitschrift, 53. Bd. S. 649.

最後に、去勢の保安矯正處分としての刑事政策的價值が問題となる。ナチス立法では、既に、男子についてのみ去勢の處分を認め、女子については之を規定して居らぬことが注目せられる(1)°。又、Inzest, Sodomie, Homosexualität等が除外せられて居るのも目につく。何よりも、果して、去勢が風俗犯に對する豫防的效果を持つか否かが問題である。この點については、積極的な實證的根據が與へられて居らぬことを、私は嘗て指摘したことがある。(12)°。最近に、ポペノーは、オレゴン州における實際を基礎として、其の成績が不明であることを理由として、合衆國では『去勢を一般的な治療手段として使用することに對し多大の反對がある』と爲して居る。のみならず、更にポペノーは、學者の研究の結果では、成年男子の去勢が甚だ微細なる影響を持つに過ぎぬか、又は、何等の影響を持たぬものであることを指摘して居る(13)°。いづれにしても、去勢の處分は、刑罰として無意味なること勿論であるが、保安處分としても何等科學的意義を持たぬものであるとせられて居る。かかる處分はナチス的法律思想の非科學性を證明すること以上に出でぬの

ではなからうか。

(11) Hentig, *ibid.*, *Monatschrift*, 25. Jahrg. S. 53.

(12) 拙稿『斷種』(刑政第四六卷第一二號)参照。

(13) Popenoe, *Kastration von Verbrechern*, *Monatschrift*, 25. Jahrg. 1934, S. 239 ff., insbes. S. 241 f.

以上、私は、稍々詳細にナチスの保安及び矯正處分の思想的地位と刑法及び刑事政策的價值を考察して見た。私の到達し得た結論は、それが新派理論及びそれを基礎とした從來のドイツ刑法改正運動の立場を一步も出でて居らぬと同時に、その含む新しい内容は殆んど科學的な基礎を持たぬといふこと以外ではない。かくて、ナチス立法は教育刑論の正しいことを證明した點に重要な意味があるのである。

### 行刑に於ける教育的組織

寺 光 忠

- 一 序 説
- 二 教育行刑の對象
- 三 行刑教育に於ける教育的意義
- 四 本論、行刑に於ける教育的組織
- 五 結 語

それは、未だに未解決である。刑罰の本質が、應報なりや保護或ひは教育なりやは、刑法上の問題としてかんがへるに當つては、未だ容易に、理論上釋然たるに至つてはゐないのである。(一)

『應報の本能的性質を措いては、刑罰が昔から社會制度として承認せられて來た事實を説明することは出来な  
い。……刑罰の本質は應報、その内容は苦痛』(二)と説かれ、或ひは「刑罰が應報たることを否定するは刑罰の觀念の自殺なり」(三)とせられ、さらにまた或ひは別の方面からは、宿命意識とか應報意識とかいふものが道德

的觀念を形成するといつた風にも述べられ(四)、そこではそれらに通じて應報觀念は人間社會の道德的觀念であり、本能であり、刑罰も亦應報を本質とするとせられてゐるのである。しかるに、他方、主觀主義刑法論の牙城にあつて鋼鐵の論議を築きつゝあるものは、その本能を批判しその本能を超越せんことをのぞみ、『予輩は應報を以て直に正義の觀念に一致するものなりと爲すことを承認する能はず』(五)とせられ、『應報思想が吾人の心に深き根柢を有することを認め、又其の思想が人類の生活上の發展に大きな作用を爲したことを思ふのであるけれども、其の事實が當然吾人に對して合理的意義あるものであるといふことに付いては疑を挾まねばならぬ』(六)とせられ従つてその超越としての目的刑論乃至保護刑論の上に立つて、『刑罰は一種の教育方法である。——これは、應報主義を捨てて目的刑主義を採り、その目的刑の思想を徹底せしめたところにわれわれが到達し得た

最後の結論である(七)とせられる。

惟ふに、刑罰の過去は應報刑、現在は目的刑と概説するに落付くべきか。

さりながら、いま、事を行刑上の問題として考へやう。刑罰の執行は應報的たるべきか、教育的たるべきか。行刑は應報的か、教育的か。解答は今日に於て自明。われわれは刑罰を應報として、應報的に、執行することは出来ない。『よし行刑が教育なりや否やに關して議論があるとしても之を肯定せねばならぬ……肯定して以て私の行刑方針を斷行せねばならぬ』(八)といふのが行刑の局に當るもの不拔の信念であるのである。

刑罰の目的が應報であることを自明の原理として來、いまもなほ自明の原理としてゐるもののある中に、行刑はすでに十六世紀末以來、輝かしい改善主義・教育主義の旗印の下に、進化し發展しつゞけて來た。(九)十六世紀末オランダ行刑以來の行刑に於ける各種改良・考察にして、すべて行刑教育への寄與たらざるはない。——之を我國について回顧すれば、徳川後半期の特に人足寄場制度の教育的改策があり(十)、明治五年監獄則以來の今日に至るまでの一貫せる教育的理想が横はつてゐる。なるほど、社會乃至國家にとつて犯罪人は敵であつた

し、敵であるであらう。しかも人間社會に於てのみは殊

に凡そ十六世紀以向のその社會的進展は、その『敵を愛する』といふことの具現を可能ならしめ(一一)、かくして今日に於ては、而して今日に於てこそ『若し、社會が自己を防衛するに方つて(應報主義に依り)犯罪人と闘争し、これを排斥するのでなく、これを自己に包容し、これを自己に同化せしめ、すなはち改善を以て事と爲すに至らんか、防衛としては最も効果的であり、さうして倫理的には最も有意義であることにはあるものではあるまいか』(一二)。惟ふに行刑から所謂『教育』の觀念をのぞくことは、まことに、行刑の自殺である。行刑は理念として教育的であらねばならず又事實として教育的方向を指しつゝあるのである。『我が邦現在の行刑を批評するならば、其は尙餘りに刑罰的であるといふ一言を以て蔽ふことが出來ると思ふ』(一三)と思はれるひとびとのある中に、我が邦現在の行刑は、むしろ、餘りに教育的であるといはるべき方向を辿りつゝあることを知られねばならない。

茲に、行刑教育に就いて論ずる。我が現在の法規と事實とに照らしての監獄に於ける一種特別の教育行政。それは、行刑が、今や、技術と組織とを利用して科學的に

生きんとしつゝある意味に於て、教育的組織として論ずることを妥當とする。行刑は一の特別行政であり(一四)而してすでに行政學一般に關してもその根本的原理の樹立とその技術化||組織化とが理論的に問題化しつゝあるのである。(一五) 應報乎教育乎の問題を飛躍して、こゝに、行刑のその教育的組織を論ずる。たゞ、最小限度の前置きとして、行刑教育の對象とその教育目標とについて考察する。すべて、我國の、現在の、行刑を觀察しつゝ、事を論ずるに止まる。

- (一) 正木亮氏「監獄法概論」二頁及木村龜二氏「刑事政策の諸問題」四二頁参照。
- (二) 瀧川幸辰氏「刑法總論」(現代法學全集)三〇頁。
- (三) 美濃部達吉氏「憲法撮要」下卷一〇頁。
- (四) 「ユリシーズ」(岩波文庫版)(二)の二〇六頁参照。
- (五) 牧野英一氏「日本刑法」一七頁。
- (六) 同氏「刑事學の新思潮と新刑法」八五頁。
- (七) 同氏「教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰」(行刑論集)二頁。

(八) 鹽野行刑局長「最新行刑令釋義」序文一頁。

(九) 簡明には、正木氏前掲「概論」六七頁以下、文獻其他詳しくは同氏「自由刑に於ける累進制度」(法學協會雜誌五二卷五號以下)参照。尙、近代的自由刑の誕生については瀧川氏「刑法史の或斷層面」一一三頁以下の二篇参照。

- (一〇) 最近に細川龜市氏「徳川幕府の教育的政策」(刑政四七卷五號)及市場學而郎氏「人足寄場考」(犯罪學研究一卷五號)参照。
  - (一一) 丘淺次郎氏「猿の群から共和國まで」参照、殊にその一四八頁以下。
  - (一二) 牧野氏「新らしき立法と判例と學説と」(法學志林三六卷五號一五頁)。
  - (一三) 小野清一郎氏「刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫及其他」二六〇頁。
  - (一四) 此の點に關しては、武藤文雄氏「行刑に於ける法律關係と事實關係」(刑政四七卷三號)、抽稿「作業賞與金考」及「行刑警察」(刑政四六卷一二號四〇頁及四七卷三號)参照。
- かゝる立場は法治國に於ける個人(犯罪人も個人)に對する社會乃至國家の地位を明かにし、謂はばその社會乃至國家の個人に對する一種の責任を明かにせんとするのである。刑政を以て一の社會事業であるとするのである。

(一五) 嶺山政道氏「各國に於ける行政學研究の近況」(國家學雜誌四八卷四號一二三頁) 參照。

二

教育行刑の所謂「教育」に就いては多くの問題が存在するが、それは便宜上次節に。こゝでは、その教育行刑の對象について、考へる。

すべての犯罪者が行刑の對象となるものでないことは現在の刑事法の基調である。いふところの、犯罪人にして「監獄に入らしむべからざる者」(一)は行刑の對象では有得ない。これらの者に對しては、政策として、起訴猶豫や執行猶豫の制度があり、更に宣告猶豫乃至宥免が考へられるのである。受刑者即ち現實に自由刑に處せられたる者のみが、行刑の對象となる。しからば、すべての受刑者を、教育行刑の對象として、受け容れ得るであらうか。

犯罪原因の問題から事を論ずる。犯罪の原因が、個人的と社會的との二に基くと分別せられることは、今日の刑事政策の通説に屬する。たゞ、近時の傾向は漸時その個人的原因を過少評價しつゝあり、統計的に『犯罪傾向を左右するものは寧ろ環境であつて、素質ではない』(二)

と考へられてもゐるけれども、しかし、教育行刑は當然に、その社會的原因を捨象する。こゝでは、敢へて、行刑の圓滿なる執行によつて逆に監獄の塀の内から社會を改良し得るとまでは、かんがへまい。従つて、教育行刑が社會に働く範圍は、單に而して最も重要なものとして、受刑者を、その社會の環境と相親和せしむることに努めるに止まるとする。

改善不能といふ語は行刑の用語の中から消え去らねばならない。それが教育行刑の理念である。乍併、今日の醫學に於て、治療不能であるものは、教育行刑に於ては當然に「理論的絶對的教育不能」(三)と呼ばれねばならないであらう。醫學上の立場からもその對象として到底考へ得られないものは、さしあたり、教育行刑の對象たり得ない。たゞ、かゝるもの存在するが故を以て、たゞちに、他の一般犯罪人に對して、一般にその教育方法を否定するといふことは論理上理解し難いことであることを理解しなければならぬ。(四) 惟ふに、かゝるものに對する處置は『自由刑の彼方』の問題に屬することとなる。

改善困難とすべきものに二ある。一は病的な人格であり他は「確信犯人」である。前者は、今日の醫學上絶對的

治療不能には屬しないものを指し、さきの改善不能者とは論理上その範疇を異にする。後者は、前者とは性質上全く相異なる犯罪人であつてその改善困難と稱せられる點を全く異にし、一にその思想の軸を廻轉すべく要請せられてゐる危険犯罪人である。従つて、この兩者を併せ論ずることは至當ではあるまい、が、いま、我が教育行刑の對象として事を考へれば、前者に於ては先づ治療の加へらるべきことを必要とし、後者に於ては何よりも先づその「確信」を抛棄せしむることを要するのであるが、しかるに「現代の(我國の)自由刑制度は……定期刑制度の根底の上に立ち、治療若くは確信抛棄の誘導と教育方法を併せ用ゐるべき十分なる時を與へないから」(五)

この兩者については、對策として不定期刑の採用せらるべき暇を待たねば、教育行刑の對象としてのよき満足を得られないであらうことを知らねばならない。

次に、從來改善困難なるものうちに加へられて來たものに、常習犯人があり、こゝでも、その教育は、現行定期刑制度に依つては之を期待し得ないものとし、不定期刑の採用が待ち設けられてゐるのである。(六) しかしながら、これに對して、現行制度の下に於ても、實證的に、常習犯人の救ひ得べきことを確信せられつゝあるこ

と(七)を、注意しなければならず、且又、加ふるに、行刑累進處遇令は、その常習犯人の教育可能を承認したものと解されねばならない。(同令二條及三四條) かくて、われわれは、教育行刑の對象として、その性質上除かるべきものと、制度上さしあたり之を除くべきものとを、明らかにし得た。

我が行刑累進處遇令はその第二條に於て、五種のものに列挙して、その適用から除外してゐる。すべて教育行刑の對象たるに適當ならずとするのである。多くを云ふを要しない。(一) 刑期一年未滿の者 根本的に、短期自由刑そのものについて反省せられねばならない。(二) 六十五歳以上にして立業に堪へざる者 麒麟も老いては驚馬に如かず。(三) 妊産婦 性質上暫定的。而して(四) 不具癱疾其他心身の障礙に因り作業に適せざる者、及び(五) 詭激なる思想の抱懷者にして其の思想を抛棄するに至らざる者。

- (一) 牧野氏前掲(法學志林三六卷四號二三頁) 參照。
- (二) 高橋正巳氏「ゲルレー氏刑事學研究法に付いて」(法學協會雜誌五二卷四號一一九頁)。
- (三) 吉益脩夫氏「累進制度と受刑者の科學的分類」(刑政四七卷二號八六頁) 參照。
- (四) 牧野氏「刑法改正の諸問題」二七頁參照。

(五) 正木氏「行刑を基點として考察したる不定期刑」(法學志林三六卷三號四一頁)。

(六) 木村氏「常習犯人に對する刑事政策的考察」(刑政四五卷三・四・五・六號參照)。

我が改正刑法草案第九章に於ては、累犯者に對する不定期刑を認めてゐる。

(七) 岡部常氏「刑務官の懺悔」(刑政四六卷一〇號)參照。

三

一、監獄と學校及工場

二、行刑教育に於ける「教育」

行刑は教育である、といふことは句として極めて簡明である。しかし、これだけの用語の簡潔さは従つて誤解をも招き易いところに、争ひが生じ、論争が互ひに常に循環することとなる。そこで『刑罰は一種の教育である』(一)といはれ、又、『謂はば刑罰に因つて保護する』(二)といはれるのである。

行刑教育に於ける教育とは何か。先づ、監獄は學校ではなく、勞作場ではない。それはまた、勞作學校と云はるべきものにも妥當しない。しかもなほ、これを一種の教育といふ、その教育の目標は何にあるべきか。監獄は學校ではない。教育行政上學校とは、人及物を

構成要素として繼續的且具案的に公衆に對して教育を行ふ設備である。(三)監獄は、かゝるものとしての學校ではない。監獄と學校又は病院とを混同することは嘲笑に値するであらうが、しかしながら、行刑が教育であるといふのは決して「犯人を今日學校と稱せられてゐるもの乃至今日病院と稱せられてゐるものに收容しやう」といふのではないのである。(四)

監獄は工場ではない。教育學上、古くより技術的勞作手工的勞作・工作教育乃至勞作教育といふことが強調せられ、格別に、その近時の勞作教育思想に於ては(ケルシエンシュタイナー)、物の製作は、知識のためのみならず、意志や良心の形成にも役立つといふ見地に立ち、單なる身體的勞作又は單なる精神的勞作なるものを認めずして、身體的・精神的勞作若くは精神的・身體的勞作の外に勞作はあり得ず、さうして、かゝるものの實踐的行爲過程に於てはよき勞作の喜悅が喚起され、かくて、眞の教育的勞作を可能ならしめるところの Sachlichkeit の態度なるものは、凡て道徳性を有する、とする。(五)此の勞作教育思想の發展は、監獄に必至的である刑務作業が、よき指導下に於て行はれるに於ては、その實踐的行爲のうち、受刑者をして道徳的に良心的に覺醒せし

め得るといふ理論的確信を抱かしめるに至つてゐる。而して最近の刑務作業の合理的經營は着々としてその歩武を進めつゝあるのであるが、しかし、刑務作業がいかに遠く進展しても、それは勞作による教育或ひは勞作に伴ふ教育といふ基點を離れ得ないものであるが故に、監獄は決して工場ではなく、工場にはなり得ない。(六)その作業賞與金の權利的性質が説かれ、(七)その賃金制實施の必要が叫ばれても、それは監獄を工場視しての上のことではなく、全然その立論の脚點を異にする。

かくて、われわれは、行刑教育に當つての、その教育の何なるかを思考し、反省するに至らねばならない。監獄に於ける教育は個人の單なる恣意に委ね得らるべきほどのものではないことを深く思考し、教育の目標を深く反省しなければならぬのである。一般に一權力を有つといふことは單にその意思を實行し得る手段を有するといふだけの理由で當該行政機關をしてその意思を正當視せしむる強い誘惑に陥らしめる……どんな行政もルーティン仕事になり勝ちである……それが多くの場合、自己批判の缺如に導くのである」(八)匙にはスーブの味は分らない。

刑罰殊に自由刑の執行は、多少の程度の差こそあれ、

とまれ、當事者にとつて一種の苦痛であることを否定出來ない。たゞ、われわれは、その害悪たる刑を害悪以上に發展せしめて、教育的たらしめやうとする。かくて、われわれは「刑罰の實害を必要なる最少限度に止めるのみならず、その具體的内容を出来るだけ倫理的技術的に形成することに努力すべきである」(九)いまや、監獄法は受刑者のマグナ・カルタとしての機能を認められ、受刑者の人たるに値する存在の保障が叫ばれ實現せられつゝあるのである。(一〇)行刑は、日に、人道的に、自由主義的に、その施設と方策とを改めつゝ、その受刑者處遇の内容を緩和するにつとめつゝある。刑の緩和化。

- (一) 牧野氏前掲一の註七
- (二) 木村氏「刑法最近の思潮と諸問題」(法學志林三二卷九號六〇頁)。
- (三) 下村壽一氏「教育行政撮要」二三頁。
- (四) 牧野氏前掲「諸問題」二六頁以下、及同氏前掲(法學志林三六卷四號一七頁)參照。
- (五) 小林澄見氏「勞作教育思想史」三九二頁參照。
- (六) ソヴェート・ロシヤ勞働改善法に於ては、立論が自ら異

る。

- (七) 拙稿前掲(刑政四六卷一二號)参照。
- (八) 蠟山氏前掲(國家學會雜誌四八卷四號一三五頁)。
- (九) 小野氏前掲書二六〇頁。

(一〇) 正木氏「法制上より見たる自由刑の本質」法學志林三三卷九・一〇・一一號)参照。

處遇の累進的緩和は受刑者の社會的復歸への鞭である。それは、前進の希望と、その處遇緩和に對する責任觀とを期待してゐるのである。處遇が一般的に又累進的に緩和せられる。しかし、それは、老子の「甘し其食、美なり其衣、安し其所、樂し其俗、隣國相望み、鶏犬の聲相聞ゆ、民老死に至るまで、相往來せず」(一)といふが如き消極的有閑無爲の生活に生きる消極的理想郷の實現であつてはならない。監獄はそのうちに桃源の夢をむさぼり得るが如き存在を容れない。行刑は積極的でないければならないのであり、あらゆる施設と方法とが刑務機能の積極觀の上に築かれる。

行刑教育に於て、ふかく、宗教的のあるものを掴ましめることは一の理想ではあるかも知れないが、及び難いことではない。たゞ、われわれは、宗教的意識を通じ

て受刑者を改善し得ることを信じやう。乍併、この點につき、監獄に於ける宗教教誨に關して、それが「純粹なる宗教意識に徹底するよりは、むしろ、國家意識を養ひ其の權威に服従すべきことを教へ込まうとしてゐるのではないかと思はれる。之は一方に於ては行刑の功利的見解に由來し、他方、教誨師なる宗教家の無能無氣力なるに原因する。……其は眞に人間的な道德意識をよび起すものではない。」(二)とせられ、その「純粹なる宗教意識」のみが、その「眞に人間的なる道德意識」を喚起せしめ得るとせられてゐるが、そこに、われわれは宗教教誨其物の積極的價値を發見する。

行刑が積極的に倫理的に形成せらるべきであるといふその倫理的教育に關しては「道德を説法するは易く道德の根底を明らかにするは難い(ショーペンハウエル)」。道德は、一の社會的規範である。しかるに「こゝに注意しなければならぬのは、……新らしく自覺せられて來たところの社會……は、現實の事實として、未だ必ずしもホモジニアスなものではなく、……社會の進化はその内部的矛盾と對立との克服に向つて來たのであるし又將來においても然かあらねばならぬ。かくして一切の矛盾と對立とが克服される時、そこに眞の社會的統一が實現

せられることになるであらう。そして、その時に、始めて……刑法は、もはや、刑法ではなくして、一の純粹なる社會防衛法と化するであらう(三)。そこに、高次元の秩序としての、道德を説き得べきか。

社會とか道德とかを抽象的に論ずることは危険であるであらうか。かくて、單に或ひは前提的に「新鮮なる「遵法的意識」(四)」に目覺めしめることを以て、行刑教育の教育の指標となさんとする傾向が看取せられる。

なほ、さらに具體的に、『秩序と勞働への教育』(五)といふことを行刑教育のモットーとするものがある。硬教育乃至きついおしつけ。たゞ、こゝでは、それが應報的なるものに墮し易いものであることを、戒心しなければならぬ。

その應報的立場にあるものは、刑の應報性及害悪性そのものが、最もよく教育的に効果を擧げるゆゑんのものであるとする。しかしながら、もし刑の應報性及害悪性に、効果ありとしても、それは、行刑の効果としてほこるべきものではなく、謂はば、拘禁の自働的作用といふべきものでしかないであらう。(六)

茲に、終りに、わたくしは「教育」の目標を、結論すべきに至つてゐる。それについては、上述の如く、しか

く問題の複雑性が事を錯雜ならしてゐるのであるが、こゝでは、今日の行刑方針をおもひ至ることによつて、牧野博士に従ひ、行刑教育に於ける教育とは、犯罪人を人間らしき一個の人間に仕立てなほさねばならぬ、といふことを意味するだけのことである。(七)としたい。(八)

- (一) 「老子」第八〇章。
- (二) 小野氏前掲書二六四頁。尙この點につき、木村氏「行刑に於ける宗教と科學と國家」(刑政四七卷一號二八頁以下)を参照。
- (三) 木村氏「罪刑法定主義の現代的意義」(刑政四七卷四號二四頁)。
- (四) 久禮田益喜氏「新客觀主義の刑法理論」参照。

こゝにパシユカーニスを引用するならば『全體としての社會』なるものは法律家の空想の上のみ存在してゐるのCausesである』と。

- (五) 瀧川氏前掲「刑法史」一四〇頁、及ドイツ「行刑法草案」(議會案)六四條参照。
- (六) 但し、自由刑の拘禁の價値の少いことを説きその否定すべきを説かれたものに、正木氏前掲(法學志林三六卷三號

三九頁以下)。

(七) 牧野氏前掲(法學志林三六卷四號一七頁)参照。即ち、こゝでは、社會とか國家とかいふ概念を捨象。

(八) 本節を通じて、木村氏前掲「諸問題」一五六頁以下「教育と教育刑の觀念」を参照。

歴史的に、行刑乃至廣く刑事學の發達は、少年犯罪といふ一角からおしすゝめられて來てゐるといへやう。しからば、我が少年行刑教育令(昭和八年九月二十七日司法省訓令)は、我が教育行刑の、全般を通じて、その行手を暗示してゐるものといへやう。その少年行刑教育の基本的方針は次の如くである。曰く、専らその身體及個性に留意して人格を陶冶し國民精神を涵養し且社會生活に必要な知識技能を授くるを以て本旨とする(同令二條)、と。すなはち、一に道徳心の向上と人格の陶冶、二に國家社會に伍するに必要な普通の知識の教授(同令四條参照)、三は將來の生計のためにする社會生活に必要な實業的知識技能の教授(同令五條参照)。

四

行刑に於ける教育的組織を論ずるに當つて、種々の方法論が考へ得られる。

とりわけ、刑罰に依つて教育するといふのではなくて、刑罰その物を教育化しやうといふ、われわれの立場から之を論ずるなら、それは、刑務所の行政的組織の全部を論ずべきこととなるであらう。

いま、こゝでは、累進制度を基本として、我が行刑教育の組織をくみたてる。昭和九年一月一日以後の我國行刑は、行刑累進處遇令の實施とそれを礎石としての教育行刑の具體化を獲得した。累進制は、いふまでもなく、歴史的にも、教育的行政體系である。

行刑累進處遇令は、從來監獄法の範圍内に於て個々に行はれてゐた累進的處遇を抑へ、一應、國家的統一的方法を強制したことになる。行刑教育の中央集權主義的國家統制。しかるに、一般に、教育に於ける劃一主義に對しては、世上憾み多しとしてゐるのである。しかしながら、いま、行刑教育について之を云へば、統一的累進制が實施せられても、その内部的劃一打破は、究極するところ、刑務官吏の實力如何にかゝるものであり、此の意味に於て刑務官吏養成の制度に關連して考究すべき點は、尠しとしないけれども、必ずしも教育行政の形式的體系如何に依るものではない、と思はれる。茲に、その行刑累進處遇令(一)を根幹とする我が行

刑教育の形式的統一體系を略述する。

(一) 以下、單に「令」といふ。

(一) 行刑教育の基本原則

(1) 一般教育に於てもさうであるけれども、特に行刑教育に於ては、その性質上、當然に主として受刑者自らの發奮努力に基づく自力的改善を期待するのであり、刑務所官廳はその改悛促進のための拍車として活動する(令一條参照)。「強制に依る教育から自發的教育への推移に因つて教育刑の意味が完成される」。(一)

(2) 受刑者は、その階級の如何にかゝはらず、基本的生活を保障せられる。糧食飲料其の他健康を保持するに必要なもの又は衣類臥具等健康を保持するに必要なものは階級に依つて區別しない(令六七條)。基本食保障の原則と保温保障の原則。(二)

(3) 行刑の合理化。行刑一般が能率的に合理化せられるや否やは行刑教育の成否に關すること甚だ大きい。特に最も痛切であるのは、刑務作業に關連してである。刑務作業經營の如何は、その従事者たる受刑者に二六時中直接に與つて大きな影響を及ぼすであらうことは明らかである。單なる經濟的目的は暫く措いても、作業經營の合

理化の必要性は薄らがない。かくて、今、作業統制が實行せられた。しかし、われわれはこゝに停つてはならぬ。原價・利潤・業種乃至指導等合理化せらるべき面は多い。況んや行刑一般の合理化に於てをや。

(二) 行刑教育機關

行刑教育の事に従ふものは、ひろく刑務官吏である。現行官制上、司法省に屬する。

(1) 中央行刑教育機關は、行刑局長。

(2) 地方行刑教育機關は、刑務所長。

(3) 補助機關として、行刑局長の下に書記官・衛生官・屬其他があり、刑務所長の下に所長に非ざる典獄補・看守長・看守・作業技師若くは技手・教誨師其他がある。別に刑務官會議(三)の構成がある。刑務官會議は刑務所長の諮問機關。

尙、刑務委員會の成立するに於ては、それに參加すべき委員の多數は刑務官吏に非ざる者であり、刑務官吏に非ざる者が行刑教育に參與することとなる。(四)而してその刑務委員會は、恐らくは、地方行刑教育機關の評議機關たるであらう。(五) 終りに、刑務官吏の、その素質の問題と、その養成の

問題とがある。言及せず。

(三) 行刑教育の方法

さきに述べたる如く、行刑教育の目標は、社會復歸の曉に於て、心身共に、その人間らしい生活に生き得るやうに改過遷善せしむるにある。そこで、行刑教育の方法としては、しかく教化するがためのあらゆる技術又は手段を講ずると共に、その効果を擧げ得たるものに對してはその成績に順應して監獄内に於て順次に自由剝奪の程度を軽減して「人らしき生活」に近づけしめる。此の關係の繰返が繰返へされることによつて、結局、釋放（満期又は假出獄）の際には、「人間らしい一個の人間」に仕立てなほされてゐることを期待する。教化と處遇。――もし、現在、その奏効を立證し得ないならば、それは強く定期刑制度といふ欠陥に基き、更にあげつらへば、組織の未熟と刑務官吏の素質とがそれをたすけてゐるであらうか。

尙こゝに但書を加へれば行刑教育の奏効如何と累犯率の高さとを比較して關係的にみることは妥當でない。たとへ行刑教育が高い効果を擧げてもそれは釋放時に於ける問題であつて、信念なるものの不動を認めない限り、

累犯率の如何には多く社會的原因が之に作用するであらうことを知らねばならないであらう。

- (一) 木村氏前掲「諸問題」一一三頁。
- (二) 正木氏「最新行刑令釋義」一〇八頁參照。
- (三) 大正十四年十月司法省訓令行秘甲一八一號。
- (四) 我が少年刑務所に於ける假釋放協議會には判檢事を參加せしめる。

(五) 刑務委員會に評議委員會と監督委員會とがある。正木氏「行刑上の諸問題」五一頁以下參照。

(1) 教化 行刑機能の全般を擧げて、終局するところ、受刑者を教化することに作用しないものはない。消極的に受刑者の改善に障害とならないやうにといふだけでなく、行刑機能の全部が渾然として、一體として、受刑者教化に向つて積極的作用をなす。

しかし、素描的に、現在の分擔的機能を強いて分析すれば、教誨（監獄法二九條）のうち一般教誨により倫理的的教育乃至社會教育を、宗教教誨により宗教的教育を、教育（監獄法三〇條及少年行刑教育令）により普通教育を、作業（監獄法二四條及大正十五年六月行甲九七八號

通牒受刑者職業訓練概則施行ノ件）により勞作教育乃至職業教育を、戒護（一）により紀律生活の馴致と意志の訓育を、行ひ、これらの補助手段としては、ラヂオ・蓄音器・映畫・新聞紙・雜誌等を利用する（令第六章參照）。

行刑教育に基く改善の程度は、三つの方面から毎月之を調査して、點數（最高毎月十二點）によつて其の成績を表示する。作業點（作業の勉否並其の成績）と、操行點（操行の良否）と、責任・意志點（責任觀念及意志の強弱）と。其の成績即ち毎月所得點數が、刑期を參酌して各階級（第四級、第三級、第二級、第一級）毎に定められたる一定の責任點數を消却して、原則として順次進級して行き、その階級に伴ふ處遇となる。（令第二章參照）

改善の程度の特に顯著なるものに對しては、假進級（令二七條一項）特別進級（令一七條二項）を認め、その特に不良なるものに對しては、進級停止（令八〇條）、滯級（令二七條二項）原級（二）降級（令八四條八五條）除外（令八六條）を認める。

(2) 處遇 素描にとどめる。(三)

I 調査級 行刑教育の大前提は受刑者の分類である。新入受刑者は二ヶ月以内、獨居拘禁の上、その個

性其他身上一切の調査を行ふ。科學的調査（令九條）とそれを基礎としての科學的受刑者分類。「累進制と犯人の人格調査とその分類の思想とは教育刑思想の結論である。」（四）この身上調査を終へて、はじめに、累進處遇が始まり、行刑教育が始まる。手工作業。

II 第四級 雜居拘禁。(五) 私本看讀を認めず。接見發信は各月一回であつて家族及保護關係者に限る。轉業を許さず。作業賞與金月額額の五分の一の使用を許す。

III 第三級 雜居拘禁。私本看讀を認めず。接見發信は各月二回であつて人の範圍を限定せず。轉業を許さず。作業賞與金月額額の四分の一の使用を許す。

IV 第二級 夜間獨居拘禁。私本看讀。接見發信は各週一回であつて人の範圍を限定せず。轉業を許す。自己作業用具の使用及自己勞作を認む。集會及競技遊戯運動會。直系尊屬配偶者直系卑屬の寫眞の備付。作業指導の補助。作業賞與金月額額の三分の一の使用を許す。自治規約。

V 第一級 夜間獨居又は特別場所に拘禁。第二級者に對する處遇の外、接見發信は人の範圍場所回數を限定せず、立會を省略し得る。共同食事。普通衣。交談無看視就業を認む。作業監督の補助。圖書室入室。集團

散歩。花卉又は書畫の備付。作業賞與金月額額の二分の一の使用を許す。自治規約。

(一) 拙稿前掲(刑政四七卷三號)参照。

(二) 原級とは降級ではなくて、現在級を始めより消却し直すこと。巢鴨刑務所行刑累進處遇令施行規程一八條参照。

(三) 詳しくは、行刑累進處遇令及それに關する最近の諸論文殊に刑政四七卷二號(行刑累進處遇令實施記號)参照。

(四) 木村氏前掲「諸問題」一〇六頁。

(五) 我が累進處遇上の拘禁方法の理由については、正木氏前掲「釋義」六〇—六二頁参照。

(3) 假釋放 假釋放制度が、定期刑制度の下に於てなほ、不定期刑的作用をなし、現行定期刑制度を、微溫的ながら、不定期刑制度に轉化せしめ、因つて以て、教育刑の有終の美を全うせしめる。百の說法によるよりも一の假釋放がその受刑者と更に一般受刑者とに與へる改善的効果の方が、さらに勝るといふことは、行刑に實證的なものである。

假釋放に關しては、刑法第二八條の規定がある。假釋放に關する行政的問題は、一に受刑者に對して假釋放を

受けるの機會を適確ならしめる方法如何の問題であり、このためには、手續法として假釋放審査規程(昭和六年五月二十五日司法省訓令第一二二八號)があり(令九一條)、官僚的專斷の弊をのがれるための刑務委員會構成の問題が残されてゐる。

假釋放審査規程は假釋放適格とはいかなるものであるべきかを示してゐるのであり、而して累進處遇上は第一級者を以て當然に假釋放の候補者的存在たるものとす(令八九條)。

第二級者以下の者については、特に改悛の情顯著にして特に社會適應性ある者につき假釋放手續を採り得る(令九〇條及昭和九年三月二日行甲第二八三號)。

累進處遇上、第一級者となるに要する期間は、原則的場合には、毎月最高點を得る者につき、刑期三年以下の者が一年、刑期十年未滿の者が一年八月、刑期十五年未滿の者が五年、刑期十五年以上の者が十年、である。

(四) 釋放者の保護 釋放者の保護は、現在のところ、行刑の組織の外にあり、行刑の教育的組織がそれに關與することは出來ない。之を國家的統制の下に移し従つて之を行刑組織の重

點に移植し來るや否やは今後の問題に屬するのである。

五

これを要するに、教育思想が可能になり實現せられる爲には全行刑が教育思想に由つて支配せられねばならぬ(クララ・リープマン女史)。等價原則乃至贖罪主義の揚棄。かくて、完全なる行刑教育的組織が成立するときその力によつて、受刑者を改過遷善せしめ得るであらう。それは、刑罰を教育化することである。刑罰に依つて教育するといふのではなくて、刑罰そのものの教育化。

終りに、われわれは、刑罰について百萬言を費すより前に、而して他面行刑教育の効果を力あらしめるがためにも、『刑罰の彼方』の問題としての、邪惡の未だ萌えざるに之を禁ずるの手段のとらるべきことを祈つてやまぬのである。

— 九・五・一九稿 —

最近の刑罰の歴史

合衆國政府警察權擴張

三月三日米國はインディアナ州のクラウン・ポイント監獄を破獄逃走してより、中西部の五州を騒がし、到處非常警戒線を突破し、其間には、ギヤングを組んで處々の銀行でホールド・アップをやつたり、インディアナの生家へ立廻つて親父と手料理で一杯やるなどの超スピードの神出鬼没で、未だ逮捕に至らず、アメリカの公敵ナンバ

ー・ワンとんで全米新聞紙のニウス・ワイヤをぶん／＼うならせた三十二歳のデオン・デリンチャ

ーの捕物記録については、「週間朝日」誌上で已に御承知と思ふが、これが動機となつて、プレシ

デント・ルーズベルトは、議會提出中の合衆國政府の警察權を増大すべき十二ヶの合衆國政府案の至急可決を議會に要求してゐる。

Literary Digest, May 5, 1934

### 最近に於ける司法省指紋事務の概況

金田 榮三郎

明治四十一年十月指紋法實施以來茲に年を閲すること二十有七、其の間指紋原紙の蒐集せられたるもの六十四萬餘にして、此の内より死亡又は其の他の事由により保存の必要なきに至りたる爲廢棄したるもの十四萬餘を除き最近昭和九年三月末現在保管中に屬する指紋原紙は四十九萬九千餘を算す。而して猶ほ年々新に收受する指紋原紙數は一萬數千枚に達し、廢棄すべきものを差引て毎年増加數一萬を下らず、斯くて保管指紋原紙の數は今日猶ほ増加の一途を辿りつつあり、司法省指紋部は此の保管指紋原紙を基礎として、新に刑務所に受刑入所したるものに付作成送付せられたる指紋原紙と對照して前科發見の事に當ると共に、一面、刑事被告人又は被疑者の前科有無に關し、裁判所、檢事局、警察署等より指紋の對照照會あるに對し、直に之を對照調査して應答する等檢察及裁判事務に對しても多大の寄與を爲しつつあり而

して其の刑事被告人又は被疑者に係る指紋對照照會の如き指紋法實施後其の第三年目たる、明治四十三年に於て始めて一年間の總數僅かに二百七件なりしもの、十年後の大正六年に於ては一年間三千二百餘件となり、更に二十年後の昭和二年に於ては一年間八千五百餘件となり、最近昭和八年中に於ては一年間實に二萬一千餘件に達し、現在猶ほ倍々増加の趨勢を辿りつつあり、加之犯罪の現場に犯人の遺したる、所謂現場指紋に關する對照調査、或は指紋鑑定等の照會事項も逐年漸増の勢を示し、更に身許不明の變死者に係る指紋の對照調査等の照會も年と共に漸次増加し、指紋關係事務は倍々多岐繁多を加へつつあり、今指紋法實施以來最近に至る迄の指紋原紙の累増、及指紋對照照會件數増加の趨勢等に關し數字を以て之を表示すれば左の如し。

#### 保管指紋原紙増加の趨勢

年次	年末現在指紋原紙數
明治四十一年	三、五九四
同 四十二年	一〇八、五四二
同 四十三年	一三八、九一八
同 四十四年	一八二、八八二
大正 元年	二二〇、二七二
同 二年	二五三、五五五
同 三年	二七九、二五五
同 四年	三〇二、六三二
同 五年	三二三、七一三
同 六年	三四二、八九九
同 七年	三六二、〇八二
同 八年	三九〇、七二〇
同 九年	四一四、五四五
同 十年	四二七、六六五
同 十一年	四四〇、六九一
同 十二年	四五一、五五四
同 十三年	四五五、九五六
同 十四年	四六八、五九一
昭和 元年	四七一、七九九
同 二年	四七二、三三一
同 三年	四六七、五六七

年次	年末現在指紋原紙數	指紋對照照會件數増加の趨勢	對照照會件數	前科發見數
昭和 四年	四六二、二四九		二〇七	五五
同 五年	四六五、六五六		六四四	二〇四
同 六年	四七六、六八一		一、三三一	四七九
同 七年	四八一、八八六		一、八七五	五九九
同 八年	四九六、四三〇		一、九八一	六五三
大正 元年			二、四一〇	七七一
同 二年			二、八九九	一、〇五九
同 三年			三、二四五	一、四二〇
同 四年			三、二八二	一、四七〇
同 五年			三、四一二	一、五〇二
同 六年			三、九〇二	一、七九二
同 七年			四、一九一	一、九四六
同 八年			四、九三六	二、二〇一
同 九年				
同 十年				
同 十一年				

年次	對照々會件數	前科發見數
同十二年	四、七七七	一、九三六
同十三年	五、二〇六	二、〇五三
同十四年	五、九九四	二、三五五
同十五年	六、二九九	二、四四八
昭和元年	八、五六三	三、四五五
同二年	一〇、〇六一	三、九七七
同三年	一四、八〇四	五、二六〇
同四年	一八、六二〇	七、二四五
同五年	二一、七六三	八、六二九
同六年	一八、三〇九	七、五一九
同七年	二一、〇七二	七、六四〇
同八年		

右所載の件數に對する對照照會の主なる官廳は内地各刑務所裁判所、檢事局、警察署、及臺灣總督府、朝鮮總督府、關東廳、樺太廳、南洋廳管内の各警察署とす、尤も昭和六年中に於ては帝國更新會より三千件餘の對照照會あり、同年の件數比較的多きは之に因るものなり。

**現場指紋對照照會件數**

昭和四年中二十六件、同五年中三十七件、同六年中三十件、同七年中三十一件、同八年中五十件にして、(昭和四年以前に係るものは詳かならず)如斯現場指紋對照照會件數は之を

不足を感ずること尠からざるを常とす、司法省指紋部に於ても其の例に洩れず、深刻に其の手不足感を味ひながら、各員一致協力最善の努力を拂ふて處理の完璧を期しつつあり。

次に昭和八年中に於ける、指紋對照並前科發見に關する實績を關係官廳別に項を分ちて之を記載せんに、  
一、昭和八年中各刑務所に初犯受刑者として入所したるものに付て作成送付を受けたる指紋原紙の總數一萬八千三百五十三枚にして、之を一々分類検査したる上、保管中の指紋原紙に對照して前科を發見したるもの二百七十七件あり、而して其中現に收容中に屬する受刑者に對するもの百八十二件、釋放後に係るもの二十五件あり、之を全國各刑務所別に列記すれば左の如し。

刑務所	前科發見數	刑務所	前科發見數
大阪	三九	松山	七
札幌	一三	宮崎	七
豊多摩	一二	横濱	五
名古屋	一〇	宇都宮	五
京都	九	函館	五
福岡	九	秋田	四
前橋	七	千葉	三
神戸	七	水戸	三

數字的に見る時其の數に於て必ずしも多しと謂ふ能はざるも現在の如く十指指紋法に依つて組織し排列せられたる指紋原紙に對し、之を對照して其の該當せるもの有無を調査せんことは、頗る手数を要する問題にして、時には唯一箇の現場指紋に付、數千枚或は數萬枚の指紋原紙に付一々精密に對照調査せざるべからざることあり、其の困難推して知るべし。

**身許不明變死者の指紋對照照會件數**

昭和六年中照會を受けたるもの百六十七件、内該當者發見四件、昭和七年中は百八十四件にして内該當者發見八件、昭和八年中は二百四十七件にして内該當者發見八件なり、而して之等發見に係るものは謂ふ迄もなく、前科ありたるが爲に死後に於て身許不明の變死者として取扱はるるの域より危くも之を脱し得たるものなり。

以上記載する如く、保管指紋原紙の増加は指紋事務の根幹に膨大を加ふる所以にして、之に附隨して、受刑追加事項の記入處理、各種異動事項の處置整理等關係事務を倍々繁多ならしめ、亦指紋對照照會件數の増加は、之に依つて直に當該對照事務を繁劇ならしむ、其の他現場指紋對照照會、身許不明變死者の指紋對照照會等執れに於ても増加の傾向にあらざるものなく、如斯日進の勢を以て増加發展しつつある事項の處理に付ては、單一指紋事務に限らず其の日常極めて多忙にして、必然職員の手

刑務所	前科發見數	刑務所	前科發見數
金澤	三	網走	二
廣島	三	釧路	二
山口	三	姫路	二
岡山	三	小菅	一
松江	三	巢鴨	一
熊本	三	甲府	一
鹿兒島	三	高松	一
宮城	三	長崎	一
市谷	二	青森	一
靜岡	二	川越	一
長野	二	岡崎	一
新潟	二	岩國	一
奈良	二	岩國	一
滋賀	二	朝鮮總督府	七
德島	二	合計	二〇七
沖繩	二		

二、昭和八年中全國五十二刑務所中收容者に前科包藏の疑ありとして、特に指紋の對照を照會し來られたるは四十一箇所にして、其の對照照會總件數は三百六十四件、之に對して前科を發見したるもの百八十九件ありて總件數の五割強に當る、之を各刑務所別に表示すれ

ば左の如し。

刑務所	對照々會件數	前科發見數
大阪	六七	五一
名古屋	五一	一八
岡山	三〇	一三
廣島	二一	七
千葉	一八	一
豐多摩	一五	一〇
宮城	一四	八
金澤	一二	二
函館	一二	五
札幌	一一	七
宇都宮	一〇	八
滋賀	九	二
松江	九	一
松山	八	二
長野	五	二
京都	五	五
横濱	四	四
静岡	四	二
甲府	四	二
三重	四	四

刑務所	對照々會件數	前科發見數	偽名發見數
長崎	四	四	一
福岡	四	四	二
秋田	四	三	二
小菅	三	三	二
市谷	三	三	一
前橋	三	三	一
奈良	三	三	〇
岐阜	三	三	〇
青森	三	三	〇
岡崎	三	三	〇
新潟	二	二	〇
徳島	二	二	一
高松	二	二	二
高知	二	二	二
鹿兒島	二	二	一
宮崎	二	二	〇
釧路	二	二	〇
水戸	一	一	一
神戶	一	一	一
小田原	一	一	〇
少年	一	一	〇

刑務所 對照々會件數 前科發見數  
 岩國少年 一 〇  
 合計 三六四 一八九

三、昭和八年中全國各裁判所、検事局、警察署其の他より被告人又は被疑者に對し前科包藏の疑ありとして、指紋對照の照會を受けたる數は、二萬七百八件にして其の中前科を發見したるもの七千四百五十一件あり、更に此の前科を發見したるもの中千二百十九件に付ては偽名を用居たることも、同時に之を發見したるものなり。而して指紋の對照照會を受けたる總數に對する前科發見の歩合は三割六分強に當る、尙對照照會件數等を官廳別に表示すれば左の如し。

官廳別	對照照會件數	前科發見數	偽名發見數
裁判所	二九	一七	二
検事局	三七三	一七四	三九
東京府下	一、四一七	一、三四一	三六
警察署	一、四一七	一、三四一	三六
神奈川縣下	三、二八六	一、一二七	二一五
埼玉縣下	一、一九五	四八九	五一
千葉縣下	三五四	一二六	一六
茨城縣下	六一二	一八〇	三三

官廳別	對照々會件數	前科發見數	偽名發見數
栃木縣下	五一九	二〇九	三九
警察署	一〇九	四四	一四
群馬縣下	五〇五	二〇二	三九
静岡縣下	二〇五	八一	一四
山梨縣下	一五七	六九	一八
長野縣下	七九	二九	四
新潟縣下	五四一	二二四	四四
京都府下	七〇	四二	六
大阪府下	一、二二三	二八二	四八
兵庫縣下	一〇九	四一	九
奈良縣下	九	一	一
滋賀縣下	九	一	一
和歌山縣下	一〇九	四一	九
徳島縣下	一八	四	一
香川縣下	九七	三五	九
高知縣下	一二	三	一
愛知縣下	一、六二三	五〇九	二六
三重縣下	一二〇	四五	一
岐阜縣下	四六三	一二八	二六
福井縣下	二六	一二	三
石川縣下	一二	三	一
富山縣下	八六	四九	七

官廳名	對照々會件數	前科發見數	偽名發見數
廣島縣下	一四八	四二	一三
山口縣下	二九〇	八一	一一
岡山縣下	一、〇五三	二三〇	五四
鳥取縣下	八三	一四	二
島根縣下	一五一	二六	八
愛媛縣下	一三	二	一
長崎縣下	二六	九	二
佐賀縣下	一一	二	一
福岡縣下	九五〇	四八五	一三二
大分縣下	二	—	—
熊本縣下	一九	三	—
鹿兒島縣下	二	—	—
宮崎縣下	一、二二二	一四〇	四
沖繩縣下	四	—	—
宮城縣下	三四九	一三四	二四
福島縣下	三九六	一四二	二八
山形縣下	一五八	四一	八
岩手縣下	一〇二	四四	九
秋田縣下	一一	三	二
青森縣下	九〇	二九	六
北海道廳下	二〇四	八〇	二一

官廳名	對照會件數	前科發見數	偽名發見數
樺太廳下	一、八一七	三七五	五八
關東廳下	四四	四	—
朝鮮總督府	三六九	八七	一七
臺灣總督府	七二	七	—
其他	六四	一三	—
合計	二〇、七〇八	七、四五一	一、二二九

昭和八年中に於ける指紋對照並前科發見の實績は以上の通にして、之を前年のそれと比較するとき、刑務所に初犯受刑者として入所したるものの指紋對照件數の如き、二千七百餘件を増加し、其の前科發見數に於ては前年の百九十八件に對して二百七件を算す、又對照會を受理したる件數に於ても前年に比し二千七百餘件を増加し其の前科發見數は前年の七千五百餘件に對して七千六百餘件を擧げ居り、而して之等件數増加の割合を前年に標準を置き%を以て表示すれば、初犯受刑者に係る對照件數に於ては一七・%を増し、對照會に依る對照件數に於ては一五・%を増加し、兩者を合すれば前年に比し實に三二・%の増加を示す。

如斯急激増加の趨勢にある事務の處理に付ては、當務者の練熟せる技能と其の努力に俟つところ極めて大なる

ものあること勿論にして、同時に其の施制處置等に付ても常に之を機宜に適せしめ、努めて能率的ならしめざるべからず。即ち之を既往に就て見るに、指紋分類の統一上に付ては曩年指紋分類規定を制定せられたるが如き、又屢指紋事務講習會を開催せられたるが如き、或は指紋分類検査の結果を各刑務所に通知し、本省刑務所間の指紋分類番號の絶對的一致を圖られたるが如き、更に指紋原紙の整理上に付ては、全國各市區町村役場より、前科者の身分異動及死亡の通知を受くることと成して、常に指紋原紙に於ける本籍氏名等の正確を保つと同時に、死亡者に付ては其の保管指紋原紙を廢棄し、假令一枚の原紙たりとも無用のものは之を除外して、専ら有效なる指紋原紙の活用に輕捷敏速を圖られたるが如き、孰れも最近年の計畫に係り、其の効果顯著にして能率の向上に資するところ甚大なるものあり。更に最近に於ては指紋擴大映寫裝置を新設せられ、指紋分類従事員の保健と分類の正確、能率の向上等數種の利益を目圖して之を實施に移されたるあり、其の效果に就ては將來に大なる期待を有す。尙此の他に於ても指紋事務の處理上に關しては幾多攻究改善を要すべきものあり、それ等に就ては今後漸を追ふて具體化するものと思料せらる。

### アリモニー・ラケット

負債者を獄に投じ、窃盜をやつた小供を死刑にした時代から、今日にまで傳はつて來た怪訝に堪えない不公平の一つは、女が身一つで生計を支へる術も十分あるにも拘らず、離婚した男がアリモニー（離婚手當）を支拂はないといふ理由で、其男を零落の淵へ突き落すことができるといふ事實である。或る女が離婚直後再婚して、前夫と後夫と兩方から生活費をせしめるが如きは、全く途方もない次第である。

今度、ニューヨーク州の議會では、裁判所の許可した離婚した妻へのアリモニーは再婚と同時に支拂は終熄すべきものなりとの法律を可決したので、男子側から蛇蝎視されてゐたアリモニー稼ぎの「ラケット」（奸策）もとうとう退治されたわけである。男がパンとバターを買ふ錢さへないのに、アリモニーが拂へないからといって、かんぐくへ送られてゐたのは、誰れもよく知つてゐることである。

Literary Digest, May 19, 1934

# 軍需品作業統制協議會(二)

鹽野行刑局長 これから各刑務所長の報告に移ります。先づ大阪の所長から願ひます。

辻大阪刑務所長 昭和八年度に於ける大阪管區内の官用品引受高及軍需品引受高總額はまだ報告がまとまつておませんので正確な計算が出来てをりませんが、統制作業だけについて申し上げますと、軍需品の總額九十八萬九千圓、官用品の總額七十萬三千圓といふ成績を示してをり、一昨年度の成績と比較いたしますと、軍需品において三十五萬圓、官用品において四十萬圓の増加を示してゐるのであります。實に過去一年間は大阪管區としては非常なる進展を遂げたときで、管内作業の面目を一新したものと考へてをります。昨年度の作業收入については種々御配慮を願つてをり、私共も出来得る限りの努力をいたしたにも拘らず、どうも遺憾の點を免れないやうな次第であります。しかしこれは見方によつては、いかなる事業にしる擴張時代に在つて勢ひ已むを得ないことかとも考へてゐます。私見によれば昨年度は言はず刑務作業における一大轉換期でありまして、累進處遇令の

發令と共に作業上の各施設にも一新時期を劃した時代であります。即ち私共が多年の目標でありました官用主義殊に軍需品作業の躍進はこの時代において實に目ざましいものがあるのであります。この一大轉換期に際して多少不滿な點があり、又多少の犠牲を拂ふのはむしろ當然のことでないかとも思はるゝのであります。同時に今後この調子で進んだならば近き將來に於て作業收入上に多大の好成績を擧ぐることは決して難事ではあるまいと確信してゐる次第であります。

次に各所に於ける統制作業上の主なる事項に關し、過去の經驗並にそれに基いての將來の希望といつたやうなものゝを少しばかり申し上げたいと存じます。匆々に出京してまゐつたことでもあり、材料等の不十分な點は幾重にも御容赦に預りたいと存じます。

先づ第一に申し上げたいのは、昨年の六月本省の御認可を得まして大阪で作業主任の協議會を開きました。これは非常に効果がありました。本省からは正木書記官がわざわざ御出張になつて、實務家たちに對して御懇篤な

る御指導、御鞭撻を賜つたことでありましたが、その節は近接地の所長等も特に參列されましたので、作業能力の向上並に各所間における作業事務の連絡協調をはかる上に尠からず好結果を見たのであります。當時の經驗から見ましても、今後も時々管内の作業主任が集つて協議會を開くことは最も望ましいことであると考へてゐます。勿論豫算緊縮の折柄でもありますから、例へば保護會とかの名をかりて時々召集することにしたらどうかと思ひます。その節には又、本省からもどなたか書記官の方に御出張をお願い出来れば好都合であると考へてゐますが局長御自身に御出張下されば尙更結構なことであると思ひます。

分賦作業の統制に關しましては、管内各所の作業力の特性を考へ、主なる種目についてその製作刑務所を協定し、代表刑務所から夫々分賦することにしてゐますが、場合によつては附近刑務所相互間で、協議決定をすることもあります。分賦作業の材料の受取及び製品の納入に關しては各所の作業主任が時々會同して互に連絡をはかり、又時としては各所の作業係が統制刑務所及び附近の刑務所に立寄つたりなどして、統制上の打合せをいたし萬遺漏なきことを期してをります。當會議の諮問事項で

ある「代表刑務所と區内刑務所間の連絡を緊密ならしむる方策如何」についても、大阪ではすでに協議會の附帶決議といたしましてその實行を期してゐる次第でありますが、それと關聯して決定しておきたいと思ふのは作業用務出張一定の件であります。この事は各刑務所とも共通の點がありますので、各所の振合等を見てすでに大體の成案は出来てゐますが、未だ確定のところまでには至つてゐません。次に管内統制作業の發展を期するためには各所の作業係の中から特に統制係を任用することにしてゐますが、大阪ではすでに次席のものをこれに任用してゐます。次には緊急軍需品製作の動員計劃であります。これはさきに本省の指令に基きメリヤス、木工等について數回實行して見て、良好の結果をおさめてをります。作業の訓練並に教化の上に多大の効果を擧げてゐるのであります。次には昨年の當會議に於て私は統制作業の強化を期待するために統制作業の豫算の一部を統制刑務所に御配布下さるやうお願いいたしておきましたが、第一區においてはそれによつて新にブロック制を御實施になつて好成绩を収めてゐらるゝさうで、まことに適切な方策と存じますので、何卒第二區においてもその方法の施行を御許可相成るやう御願ひいたしたのであります。

す。施行の方法としては近畿地方即ち京都、神戸、大阪、滋賀、奈良、姫路等を第一線におき、比較的遠距離の徳島、高松、高知、名古屋等を補充的地位に据えることにし、更に餘力あらば他管区内にも及ぼすといふことにしたらいゝかと思ひます。このことについては實は内々附近各刑務所の意見をも訊いて見たのですが、何れも賛意を表してゐるのであります。出来るだけ早く實現し得ることになれば幸と存じます。それからこれも昨年の當會議において申上げましたことですが、名古屋は當分從來のまゝ第二區に屬せしめておいた方がいゝと、當時は考へてゐたのでありましたが、しかしその後の模様を見ますと、各管區間の連絡が漸次に密接になつてまゐりまして、現に私の方では第三區からも作業の分賦を受けてゐるやうな實情であり、つまり各管區間も区内同様の緊密さをもつて互に援助し合ふといふことになつて來てゐるのでありますから、この際名古屋にも或程度の獨立性を與へ、例へば名古屋、岡崎、岐阜等を以て一プロツクを形作り、陣容を新にして進むことも亦一方法であらうかと考へてゐます。その際に應じ大阪管内からいくらかも御援助することが出來ます。

次には武具の製作について一言申し上げますが、第二區における武具の製作は昨年度において非常な躍進を示しまして、すでに十萬圓を突破しやうといふ勢であり、今日では刑務作業として最も重要なものゝ一つとなつてゐます。その點幾重にも岡部所長に對し感謝の意を表する次第であります。但し武具の販賣といふことになりますと、武具組合等の干係も考慮しなければなりませんので、積極的の開拓はしばらく差控へることにして、たゞ注文の自然増加を待つてゐるやうな状態でありま

す。事實注文は自然々々に増加してまゐりまして、昨年度の如きは五割増——十五萬圓程度を目標として、その製作の準備に取りかゝつたやうな次第でした。武具の製作は主として徳島、滋賀等でやつてゐますが、昨年の本省からの御指令では、大阪神戸においてもやれとのことでありましたので、昨年は「面」の製作は全部これを大阪で引受けやりました。更に引續いて今後は「垂れ」、「小手」の製作にも取りかゝりたいと考へてゐます。そしてそれによつて徳島の作業力の不足のところをも補ひ、飽くまでも好成绩を擧げたいと切に期待してゐる次第であります。武具製作の材料、例へば鹿皮や革皮なども十五萬圓に對して約四五萬圓位のもは購入しなければ

ばならぬのですが、これも大阪で購入すれば何かと便宜になります。ともかく大に力を入れてやつて見るつもりであります。なほ承れば小菅では立派な木綿染色が出来るとのことですが、武具の紺染について何とか御願ひ出來ないでせうか。この點小菅の所長に特に御考慮を御願ひしたいと思つてゐます。

路では約二百個の注文を引き受けることが出來ました。又四師團の話では、朝鮮や臺灣の部隊からも多量の注文があるが、大阪ではいかに場所が遠すぎるから、例へば廣島といったやうなもつと最寄の刑務所若くはもつと運送の便利のいゝ刑務所で製作してもらふわけには行かないか、とのこととして、その點先に御照會を御願ひしたやうなわけでありましたが、それについて中央で何か御聞込みでもありましたらば、逸早く御通牒下さるやう御願ひ出來れば幸と存じます。

次に昨年六月末の全國刑務所作業成績表によれば第一が静岡、第二が巢鴨、第三が小菅といふ順序になつてゐまして、大阪としては尠からず、刺戟と鞭撻をも受けてゐる次第であります。しかし統制作業の成績といふものは可なり込み入つた關係がありまして、現にプロツク統制に關する通牒にはさうした點をも考慮されてゐるやうに拜見したのであります。これは調定額及び回收額といふやうな點からばかりでなく、自己の手腕をもつて注文をとつたり又これを他の刑務所へ配布したりした場合には、その苦心と努力をも考慮に入れて成績を考査するゝのが本當ではないかと存するのであります。次に防毒面格納箱の引受については本省からの通牒によつて各刑務所において熱心に交渉いたしました結果、大阪では四師團から一萬三千圓の注文を引受け、その他金澤では七百五十圓、高松では千八百圓、徳島でも千八百圓、姫

次は今年度の軍需品引受豫想については未だまとまつた御話をいたす程の材料がございませんが、大阪工廠關係で申せば、木工品で約十五萬圓、縫製品で約六七萬圓、その他金工が約七八十萬圓位はあらうかと思つてゐます。木工品は大阪、神戸、姫路等に夫々分配し、縫製品は大阪において簡單に裁斷した上、各刑務所へ分配したいと思つてます。その他被服廠關係の注文は、大體昨年度程度には貰へるものと思つてゐます。メリヤスは昨年は官司作業で多量に製作いたしました。今年は成るべく綿絲の低廉期を狙つて原料の買入をやらうと思つてゐます。委託業では靴下その他がありましたので、各所へ配布いたしました。次に印刷は昨年は約七萬圓の注文

がありました。主として満洲部隊からの注文でありましたので、今年は到底それだけのものは望めないとしても、多少はあると思つてゐます。取りとめもない御話を申上げましたが、何分にも突然のことで準備もいたしてゐませんので、その邊可然御宥恕を御願ひいたします。

**鹽野行刑局長** 次に廣島所長の御報告を願ひます。

**椎名廣島刑務所長** 廣島管区内における官用品の引受高は六十一萬八千圓餘でありまして、その中軍需品は四十四萬八千七百餘圓、その他が十六萬九千七百餘圓といふことになつてゐます。これを七年度の成績と比較して見ますと官用品引受總額において、七年度の三十一萬弱と對して殆んど倍額以上に達してをり、その中の軍需品においては七年度の十八萬二千圓弱に對して、これ亦倍額を遙に越してゐます。まことに第三區としては飛躍的發展を示すものでありまして、区内の各刑務所が軍需品の引受、製作に對しかくも多大の努力を拂はれたことに對して、私は代表刑務所の主管者として、深く感謝の意を表する次第であります。以上は總體の引受額について申したのでありますが、代表刑務所以外の各刑務所への分賦状態から申しますと、七年度の分賦額は軍需品において僅に四千六百圓弱にすぎなかつたのですが八年度に

に廣島では餘力がないからとて斷つてしまつたやうなこともありまして、それを見ても各所の能力を剩すところなく利用してをつたといふことが裏書されやうかと存じます。私のところでは分賦し得る限りは分賦し、尙その上に六、七の二ヶ月を通じ、至一ヶ年を通じて作業時間の延長をさへ行ひ、それによつて辛ふじて引受額の責任を果したやうな次第でした。延長は延日數にして五百餘日、延時間にして五萬三百何時間といふことになり、その間、熱心に働いてくれた職員並に受刑者に對し、私としては窃に感謝もし、又感服もしてゐることでありま

おいては一躍十一萬三千圓餘といふ額を示し、約二十八倍の増加を見てゐるのであります。分賦をしない刑務所は鹿兒島、松江の二ヶ所位のもので、その他は、各自の作業能力に應じて夫々分賦を行つたのであります。分賦高の一番多い軍需品は第一にメリヤス、次が洋裁、印刷木工といふ順序となります。そして洋裁は十ヶ所、その他は五ヶ所位に分賦いたしましたから、大體五ヶ所乃至十ヶ所に分賦したことになります。他の區との分賦關係は格別のこともなく、他の區の御心配に預つたのが約一萬八千圓、他の區へ應援したのが約四萬九千圓程ありましたが、しかし廣島の保管轉換になつてゐますから、大體バランスはとれてゐるのであります。区内各刑務所の八年度における作業能力を考へて見ますに、勿論七年度の貧弱な成績と較ぶれば非常な躍進であります。しかし第三區において統制の實を擧げた刑務所は多くは八年度からでありますので、十分にその能力を發揮し得たとはいへないのであります。しかし各刑務所の報告を案じて、出来るかぎり力を遊ばしておかぬやうに、出来るかぎりこれを利用するやうにと努力はいたしました。現に年度末において福岡刑務所から只今一萬圓の注文を受けましたが、分賦しやうかどうかと照會がありましたる際

つてゐる點もあるのではないかと思はれます。もう少し氣持の上にもユトリがあつた方がよいやうに思ひます。何れにしても出来栄えが甚しく感心しないといふことは私共としても大に遺憾に思つてゐる次第です。八年度の作業状態は大體右の如きものであります。次には今後の統制作業に關し考慮を要すと思はるゝ點につき二三申上げて見たいと思ひます。第三區では昨年七月に緊急作業について各所作業主任の協議會を開きました。が、本省からも主任の書記官がわざわざ御出張下すつて、作業の實務についていろ／＼御懇切なる御説明があつたのであります。恐らく各所の作業主任も統制作業といふことの實體をこの時始めてよく知り得たことであらうと存じます。又本年四月に廣島に開催いたしました作業研究會におきましてもひとしく統制作業に關して御懇篤な御話があり、それによつて軍需作業の觀念を一層正確にし、軍需品製作の重點が何處にあるかといふことを明にすることが出来ましたので、この機會に私から深く御禮申し上げます。作業の分賦については各所の状態に應じまして、出来得るかぎり適當な按配をと心がけてゐるのですが、やゝもすれば地方の刑務所などからは「どうも迷惑だ」といふやうな蔭口を聞くのでありま

す。その點分賦作業もよし、あしだといふやうにも考へらるゝのです。と申すのは、何しろ數百數千といふ職工を動かしてやることですから、出し抜けであつたり、行きあたりだつたりではどうもうまく行きません、どうしても計画的に豫め準備を整へてかゝらねばならぬことで、それが出来なければ本當の仕事はやれないのであります。出来ることならば、品目なり數量なり、その年度を通じての計畫が一通り立てば、大に望ましいのであります。無論これは軍部との關係でありますから、その點毎度軍部とも交渉してゐるのですが、遺憾ながら今日のところそこまでは運びかねてゐます。尤も吳海軍部では、最近に至り一年度の計畫を私共に示してくれることになりましたので、大きに好都合に感じてゐます。

第三區は多くは各所間の距離が遠い上に、受刑者の數が少いと來てゐますので、技能者の集合分散に相當の考慮を要し、出来るだけ妥當にアヂヤストしなければなりません。従つて受刑者の移送といふことも頻繁に行はれませんので、それ等に對する適當な考慮も必要となつて來るのであります。プロツク統制も結構であります。第三區の現状では一寸出来かねる事情もあります。それは作業賞與金や處遇等についても各所で一致さしておかね

ばなりませんし、又現にその方針で進みつゝはありますが、實際問題とすると相當面倒なこともあらうと存じます。第三區の軍需品製作は、他の區とは趣を異にし陸軍關係よりも海軍關係の方に多いのですが、今後益々その方面に深い交渉を保つて、出来るだけ多くの注文を引受けるつもりでゐます。逓信省方面では廣島逓信局から從來委託業として印刷の方を相當引受けてゐましたが、開けば九年度からは官司業になるといふことで、どんなものだらうと心配をしてゐるやうな次第です。先づ第三區の報告としては大體以上の如きものであります。

鹽野行刑局長 名古屋は獨立管區ではありませんが、何か報告するやうなことがありましたら序に御報告願ひます。

河邊名古屋刑務所長 名古屋は獨立してはゐませんが、名古屋刑務所として、昨年度に取りました経過を一應御報告いたして御参考に供したいと思ひます。名古屋では昨年の統制會議以後、統制作業の趣旨も徹底いたしましたので、大に力を入れてやつて見たのであります。昨年度においては作業總收入四十三萬二千圓といふ成績をあげることを得ました。その中で大阪から引受けた作業に對し、約五萬六千圓程拂ひ出してをります。更に先刻

大阪所長からも名古屋に獨立性を與へる云々の御話がございましたが、それについて名古屋では先づ一つの試みとして、昨年代表刑務所の眞似をして、岡崎、三重、岐阜の三ヶ所に對して統制作業の作用を試みて見たのであります。勿論ひどく圓滑に行くとも豫想してゐませんでしたが、出来るだけ連絡協調を圖つておきたいといふ意味から、私から強いて御願ひして始めたやうなわけですが、その結果は何せ本當の統制作業ではないので、額は僅に一萬二千圓程度にすぎませんでした。又名古屋は東京と大阪との中間に位し、従つて一區と二區との間の遊撃隊のやうな地位におかれてゐますので、時々一區からの命令と二區からの命令とがダブつて、殆んど處置に困るやうな場合がありました。そのため仕事をフェアに圓滑にといふ期待がしばしば裏切られて面白くない結果を見たこともあつたわけです。かうした兩跨をかけやうな立場は餘り感心したものでないと思はれますし、その他の關係もあつて、名古屋を獨立せしむべきかどうかといふやうな問題も自然おこつて來ることと思ひますが、私の考としては、獨立必ずしも不可ならず、又必ずしも不可能ならずといふ意見を有つてゐます。先づ前に申した岡崎、三重、岐阜は勿論のこと、金澤としても、

相當の作業餘力を有つてゐることですから、注文獲得になほ一層の努力を惜まなかつたならば、相當好成绩を擧げ得る見込みは十分にあると思ひます。官廳方面でも、開拓の餘地はまだ、澤山あると思ひます。従つて私としては獨立の可能性は十分にあるものと信じてゐます。しかし現在一區、二區、三區の三管區に分れてゐて、その統制關係を完成する上に名古屋の獨立が邪魔になるといふことであるならば、從來のまゝでもよろしいと思ひます。必ずしも取り急いで獨立せしめねばならぬといふこともないのです。たゞ獨立せしめやうとならば、獨立して立ち行くだけの見込みは十分にあるといふその點を申し述べた次第です。

正木書記官 名古屋をどうするといふことについては問題が自ら二つに分れて來るので、即ち名古屋を現在の如く第二區に入れておき、そして第一區でやつてゐるやうに、例へば名古屋、三重、岡崎、岐阜等で一つのプロツクを形作つてやつた方がいゝか、それとも完全に一個の獨立管區として他の管區に對立させた方がいゝか、といふ二つに一つの問題だと思ひます。

辻大阪刑務所長 名古屋は何しろ一區に近接してゐて、その方面の重壓をも考へねばなりませんから、獨立

管區とするには少々貧弱すぎるやうな感じもいたしますが、しかし從來の例で見ますと、各管區間の關係は、むしろ區内刑務所間の關係以上に密接になつてゐるとも考へられますので、その點が順調に良好に進行してさへ行けば、この際名古屋を獨立さして、所長をして自由に手腕を揮はしむるも一策であらうと思ひます。從來でも私の方から名古屋に御願ひしてゐるのはメリヤス位のものでありまして、事實上名古屋は獨立に近いのですからこの際いつそ獨立した方がいゝかとも思ひます。といつても何も名古屋を邪魔もの扱ひにするわけではありませんが……。

**正木書記官** 名古屋を第一區の第二ブロックとするといふ案はどうでせう。

**河邊名古屋刑務所長** 獨立管區をいくつにも區分けするのは考へ物だと思ひます。それが萬一統制作業の痛となるやうなことがあつても困ると思ひます。

**鹽野行刑局長** さてこれで協議會を終ること、いたしますが、協議事項の中第一、第二は軍需作業に關する問題で、これは今後とも十分軍部の好意と援助とにより、本省並に各刑務所においても一層の研究を積んで出來得るかきりの効果を擧げやうといふことに話は歸着いたし

使命とを有つてゐるものと考へます。ですからこれはどうしても、教務の仕事と相待つて、時としてはこれを補足する意味で、又時としてはこれを具體化する意味で、行刑教化上に貴重なる地位を占むべきものであると確信してゐる次第であります。現に私は作業に従事してゐる受刑者の感想文などを讀んでしばしば感じたことですが、急ぎの仕事などで或は夜おそくまで夜業をしたり、又時としては徹夜まですることもある、その場合受刑者としては、非常な仕事をしたやうに思ふでせう。自分等も一緒懸命にやりさへすればこれだけの仕事が出来ると、決して世間の人に負けないのだ、といった工合に、始めて自分の力の悔るべからざることを知つて、心中少からず愉快を覺えると同時に、再び世間に出て働く上に、一種の自信を得るといふことにもなるであります。のみならず働いてさへゐれば、その間不知不識に勤勉努力の習慣が養はれて來るといふことは必ずしも受刑者に限つたことではない、何人にしても同じことであります。かやうに唯怠けてゐたがために自分で自分の力に氣が附かずにあつたものが新にその力を發見し、又働くことによつて今までになかつた勤勉努力の習慣を養ふといふことは、作業のみの有つ効果でありまして、これが行刑教化

ましたが、尙ほ御歸任の上で各刑務所長とも御相談になり右の協議の結果をつけたし、更に御希望の條項もあらばそれをも書き加へて、答申書を出していただきたいと思ひます。成るべく軍部の了解を得るやうな趣旨で御願ひいたしたいと思ひます。協議事項の第三昭和九年度作業資金に對する責任回收率十六割八分を確保すべき方策如何の問題についても各所作業主任に於て協議の上、これ亦簡単な答申書を出していただきたいのです。協議事項についての注文は大體それだけでありまして二日間にわたる諸君の熱心な御意見に對して深く感謝の意を表すると同時に、この機會に聊か私の現在考へてゐるところを少しばかり申述べて本會議を終りたいと思ひます。

凡そ刑務作業といふものが、ひとり職業教育の訓練としてのみでなく、行刑の主目的たる精神教化の上に至大の効果を有することは今日何人も疑をさしはさむことの出來ぬ事實であります。無論受刑者の精神教化のためには直接その仕事の衝に賞る教務職員があつて、それはそれとして出來る限りの効果を期待しなければならぬのであります。しかし千言萬語の説教も時としては實地の體驗と訓練との間から生れる教訓に若かない場合があります。刑務作業はその意味において、非常な強味と重大な

に及ぼす影響の大なることは言を待たぬところであります。所が作業にもいろ／＼種類がありますが、いかなる種類の作業が、一番効果が大きいかといふ問題ですが、言ふまでもなく、作業の教化的効果を期待するためにはその効果の大きい作業を主として課して行くことが望ましいのであります。従つてそれについて一定の方針を立て、おく必要があると思ひます。作業は分量が多く、繼續して従事し得るものがどうしても受刑者の興味を惹き、その熱意を高めることゝなります。分量が少く、従つて閑散で有つたり無かつたりするやうな仕事は、興味も少く熱意も消えて、自然教化上の効果も薄弱となるのであります。そこで各刑務所においても作業係りの人々が民間から成るべく纏つた仕事をとらうと熱心に努力されてゐるわけでありまして、しかし一面、民間へ進出することは、いはゆる民業壓迫の聲を呼び出すことゝなり、従つて注文を取る上に尠からず支障を來すこととなるのであります。といつてそれに遠慮して手控へしてゐたのでは、仕事はすぐに種切れとなつて、刑務所としてもまことに困ることになるのです。從來はとかくさうした状態になりがちで、その點刑務作業上の一つの悩みでもあつたのですが、幸ひなことには、事變以來軍需品の

注文が躍進的に増加してまゐりまして、軍部から年々に多量の注文が来るやうになつたのです。その結果刑務所としても、今までのやうに民間から零細の注文をあさつて来なければならぬといふやうな必要もなくなり、又民業壓迫の聲もだいぶ緩和されて来たといふやうなわけで、旁々事務的にも非常に楽になつて来たのであります。常に多量の軍需品があるので、各方面に細々と氣をつかはなくとも、主力をその方面に注げばいゝといふことになりまして、刑務作業の上に大へん便益を得てゐるのであります。そして一方作業の教化的方面からいつても、軍需品作業といふことになると、特種の興味と誇りとを受刑者の心に呼び起して、作業に對する熱心と努力との程度がずつと立ちまゝつて来るといふわけで、勤勉努力の習慣を養ふといふ上にも又延いては國民的訓練を期待する上にも非常に有効であります。これは何よりも諸君御自身が實際に目撃痛感されてゐることでありまして、しかし一方軍需品の製作は規格が八ヶ間しいとか、又納期を厳守しなければならぬといふやうな約束がありまして、その點がやゝ難點でもありませうが、考へやうでは又さうした約束があるところが、教化上一層望ましいことであるともいへます。即ちその八ヶ間しい約束

を厳守しなければならぬために、一段の注意と努力とを以て良い品物をつくり出すといふことになります。尤も職員各位にとつては或は他の作業に比し多少困難を感じらるゝかも知れませんが、しかしそれは刑務官吏として爲さねばならぬ義務であるから、一層の御奮發をお願いしたいのであります。幸にしてこの兩年間に、軍需作業も相當の信用を博するに至りましたので、今後一段の奮闘努力を續けたならば、益々軍部との間が圓滿にいつて、引續き多量の注文を引受けるに至るべきことは確實であらうと思ひます。しかし近年こそ軍部でも時局の關係や、中小商工業者救済等の意味合ひから、多量の軍需品を製作し出したのでありますが、二三年後になり内外の事情が平時の状態に復した場合にはなほそれが繼續するかどうかといふ問題もあります。しかし軍部としても相當の豫算を有つてゐることでもありますから、その期待は必ずしも裏切られるといふわけのものでもなく、もしそれが繼續すれば、軍部と刑務所との連絡が益々密接に保たれ、刑務所が今日の信用を失墜しない限り、相かはらず相當數量の注文を引受けることが出来ることと思つてゐます。しかしそれも軍部の了解と信用があればのこととて、従つて當局としてはどうしたならば軍部との關係

がうまくいつて、安心して注文を出してくれるやうになるかといふことを常に考究してゐるのであります。それは何といつても現實に立派な品物をつくつて、納期を厳守して行く、即ち實行第一を以て進むの外ないのであります。その他にもいろ／＼な理窟をつければつきまです。例へば軍需品の製作には多くの場合秘密を要することであらうが、その意味からは刑務所の工場は最も安心であるといふやうな説明もつきませんが、しかしその反面には、刑務所は受刑者の出入が頻繁で、技能者の數が一定してゐないので、とかく當にならないといふやうな觀念を抱かせやすい、といつた點もあります。成程受刑者の出入はありますが、刑務所にはその方面の専門職員もあり、出来る限りの訓練を怠つてゐないのであります。必すしも軍部の要求に對して事缺くといふこともないのであります。それもこれも事實上に立派な成績をあげて、軍部の要求を着々と充して行きさへすれば問題はないのでありますから、諸君もその御心がけを以て、各地において軍部と交渉さるゝ際などには、その邊のところをよく説明して、出来る限り先方の心持をこちらへ向けるやうに努力されたいのであります。軍部と交渉する上において、何かの必要があるならば、刑務協會として

もこれに對し相當の援助を與ふることに吝かでなからうと考へます。何れにしても、軍需作業は前述の如く作業事務の點からするも、又行刑教化の點から見ても、非常に結構なことでありますので、願くはこゝ兩三年の中に確實に軍部の心を把握して、それを中心とし目標として、刑務作業を進めて行きたいと考へてゐますから、諸君もそのおつもりで十分に御奮闘努力をお願いいたしますのであります。右協議會の終りに臨んで、一言所感を申述べた次第であります。



刑務協會

# 第二ブロック統制作業協議會概況

第二ブロック統制作業協議會は六月九、十兩日に互り名古屋刑務所に於て開催せられた。左に掲ぐるはその概況報告である。

## 鹽野行刑局長挨拶並指示

一、只今名古屋刑務所長から御話しがありましたやうに、今回名古屋控訴院管内の作業管轄を第一區に編入致しましたが、之れは過去二ヶ年間の經驗によつて、名古屋管内は寧ろ大阪に屬せしめるよりも東京に屬せしめの方が地の利から言つても、又仕事の内容から言つても適當であると認められた結果に外ならないのであります。殊に、當管内は金澤は別として其他の刑務所は名古屋刑務所を中心として、何れも近距離にありますから之れが一團となつて、立派にブロック統制作業をやつて行く事が出来る。即ち作業能力を増進し又注文諸官衙の方面にも便利と考へ茲に作業經營の合理化と云ふ點に合致するものとして、本日から名古屋控訴院管内を、第一區の

東京内に編入し名古屋を中心として、第二ブロックの結合を認めた次第であります。其の爲に管内の各刑務所長並作業主任を當所に召集し、私が第一區の統制者として本協議會に罷出た次第であります。

二、然るに當刑務所長の御配慮により作業に平素密接なる關係のある諸君に逢ふの機會を得、又かく多數の來賓諸賢の御來臨を賜はり、且從來刑務作業の爲に多大なる御援助を頂いて居りました事を茲に深く感謝致す處であります。

三、斯く各方面の御方が御集り下さいました故、私は刑務作業の現状に付て一言申述べたいと存じます。抑も刑務作業は御承知の如く刑法に依り懲役には定役を課さなければならぬのであります。即ち勞作を課するのであります。勞作に付きましては、過去に於ては受刑者に苦痛を與へることを主眼と考へて居りましたが、最近には左様な考へ方は廢りまして、教化の爲に課するものと考へる様になつたのであります。之れは要するに刑の執行に當り定役は教化に役立つものでなければなら

ないのであります。そして又實際上の効果より考へると百の說法より一の實行で、作業は過去に於て放埒な生活をして法網に觸れた受刑者をして規律に服しつゝ、勤勉努力の習慣を養ふ様に爲すのであります。即ち受刑者は作業の上に於て其の成果に鑑み自から愉快を感じ勞作に對し樂しみを覺え遂に勤勉努力の良習慣を持つ様になります。斯く作業は其の方法さへよければ、教化の上によりき効果を齎らすのであります。又一面國家の力によつて養はれて居る受刑者である以上作業を勵むで國家に盡すのは當然の事でありませぬ。然しながら収益を擧げる計りではなく作業はそれ自體が教化に効果を齎らすものでなければなりません。

## 四、斯様に受刑者の規律を養成し勤勉努力の習慣を

養ひ教化上に効果を齎らす爲に、十年計り前に官公署の需用品製作を目的とする所謂官用主義の實行を計劃されたのであります。之れは作業の上に於きましては可成一定の仕事を通じて實施する事が便利であり、且必要な事でもあります。民間の仕事は掻き集める事は種々取引關係、其他面倒な事が多々ありますから作業を絶へず平均に行ふと云ふ事が容易でないであります。尙又國家に於ても其の品物は國家に養はれて居る受刑者に拵へさ

せる事が極めて合理的で且便利な事でありませぬ。之れがとりもなをさず官用主義の實行が叫ばれた所以であります。

## 五、然しながら其の成績は餘り香ばしくなかつたの

であります。夫れは多量の注文を得ても納期に遅れる事あり、又官用品は、規格が嚴重で之れに適合しない場合其の處理に困難を來した實例があつたので、大體に於て刑務作業信用を得る事が、六ヶしかつたのであります。私は考へるに作業を教化の方便とするには、絶へず相當多數の分量を課する事が必要と考へます。然るに從來作業の注文を受くるに當つて或は過去の失敗で注文を得る事が出来なかつたり、或は納期が遅れるので少量の注文しか得られなかつたりして受刑者に作業を課しても仕事を緩々やる結果になりました。教化上の効果を見ることは困難でありました。處が大量の仕事があれば受刑者は自から製品の出来るに従つて興味を感じ一層努力するのであります。なぜなら受刑者は拘禁生活上樂しみが少ないので物を拵へて出來上る事が一つの大きな樂しみとなるからであります。従前官用主義の實行で注文が多量あつても各刑務所が獨立して各獨自の立場で作業を課して居りましたから納期の嚴守或は製品の佳良と云ふ事が

うまく行かないので刑務作業の信用を失墜する結果を生じました。然るに各所が作業能力上有無相通じ緩急相應する組織に致しまして作業の統制をなすに於ては常に作業施行上便利なるのみならず、納期の厳守と製品の佳良とを實現し必ずや信用を恢復すること容易なりと信じます。此の見地に基きまして、作業の統制と云ふ事が一昨年二月から實行を試みたのであります。

**六、** 尙名古屋刑務所長の御話しの如く、滿洲事變上海事變が勃發致しました際軍需品で急を要する多量の注文がありました。之れに對して非常の場合には非常の處置に出で徹夜の作業をも命じました。處が受刑者は其の仕事に非常なる熱を以て之れに當り、民間の工場能力より二倍三倍の力を發揮しまして軍部當局に於ても其の現況を御覽になり、涙ぐましき事であると非常に感激されました。其の時は受刑者が國家の爲めにと云ふ非常に篤い信念を以て働いたのであります。

**七、** 受刑者の大部分は教育程度が極めて低く小學程度及無學者が約八割でありまして、中學程度は一割か二割弱で大學はそれ以下であります。妙な事には私の計算では中學程度千人中十六人の犯人を出し、小學程度は三人餘大學程度は三人であります。中學出は生意氣で半成

なもので犯罪者数が多い。小學程度より五倍も其の結果が悪いのであります。即ち受刑者の大部分は小學程度でありまして、在學時代先生から忠君愛國の話を聞いてそれを其の儘に受け入れて居り、尙又刑務所に於ても常に忠君愛國の話を聞かせます爲めか、忠君愛國の信念の強いのは受刑者であると言つても敢て過言でないと思ふ程です。それであつてどうして泥棒するのであるうかと云ふに色々原因もありますが、要するに物質慾の節制が出来ないからであります。斯様な譯で窃盜が全體の七、八割で面倒な犯罪などは極く少数で大體受刑者は強窃盜が多いのであります。そして普通泥棒は生意氣な者が少ないから忠君愛國の思想を持つた者が受刑者の大部分である所以であります。

**八、** 曩に申上げました通り先般の日支事變で軍需品の製作に當らしめたのでありますが、之れは日露大戰の時にも例のあることで其の當時は軍需品の製作高は二年間に總計十九萬三千餘圓を擧げたに過ぎなかつたのに此度の事變の時は一年間に百三十八萬三千餘圓の成績を擧げました。之れは日露戰爭の場合と經濟事情を異にして居ると云ふものの金額を見ても又二年と一年と比べる今回とは非常な好成绩を擧げました。之れは一つは作業

の統制を爲し各所が、協調した點が與かつて力がありまして之に因つて著しい成功を齎したのであります。そこで従前は刑務所の作業能力と言ふものは、社會から閑却されて居りました。例へば資源局なども私の方からなぜ刑務所を考慮に入れないかと言ふてやつたらば始めて其の能力を知り、之れは隠れた良きものを發見したと喜んで居りました様な次第です。

**九、** 軍需品作業に付ては受刑者が競ふて従事することを希望し之れに従事する事の出来ないものは不平でありました。事變の際は氣が立つて居りますので實に命がけで従事したのであります。(以下省略) 受刑者が忠君愛國の思想に燃え全國刑務所が擧つて盡忠報國の念に満ちて居りました結果共產主義の思想犯人が工場に於て技手の補助として他を卒ゐて自から衆に先んじ命がけに働きました。此精神は延いては他の共產主義の者迄にも及び轉向せしむるに至つたのであります。彼の佐野、鍋山の兩巨頭の如き者まで我が國民性と云ふものは外國の夫れとは異つて、一種特別のものであると云ふことを感得し遂に轉向するに至つた動機の一も之れであります。

**一〇、** 私は刑務作業の中には軍需品製作を主要のものとして存續すべきであると信じます。刑務作業に軍

需品作業を取入れることは國家的見地から見しても、國家將來の有事の時を思ひましても、平時より習練することが必要であるから私は之れで進みたいと思ひます。之れに付て一面に於ては稍困難の色をなすものもありません。即ち規格が嚴重であり納期が嚴格であるから徹夜或は深夜業をなさなければならぬので職員には迷惑な事で苦痛であります。然し社會に於て放漫な生活をした者に對し納期を恪守し大事な約束の時は徹夜しても完成すると云ふ觀念を與へ、又規格の嚴重を守ると云ふ事は彼等の責任觀を増大ならしめ教化の目的を達する事が出来るのであります。故に職員は職責上喜んで此の苦痛を忍ばねばならぬのであります。又他面軍部の方は或程度の良い品物は必要であるから刑務所では熟練者が替るので困ると云ふて難色を爲すものもある様ですが、之れは受刑者が入替りをするけれども長期の者も居るし、又第一に職員自體が仕事に輕験を積んで置く事が力であります。此の意味に於て受刑者の出入は敢て差支がないのであります。それでありまして東京附近では軍部の諒解を得て演習の爲に緊急作業の動員命令を出し、刑務所に於ては之れに對し短期に多量の品物を製作すると云ふ事に力を盡して居ります。今も現にやつて居ります。この様に

やつて見れば受刑者自身でもやれば出来ること云ふ事を知つて、人間の力の偉大であると云ふ感想を述べて居ります。彼等が泥棒をするには随分徹夜もした事でありませう。それは半分眠つてでもやる事が出来ませうが、併し正業の爲に不眠不休で働くこと云ふ事は教養感化の價値が充分にある事と思ひます。

一、當局に於ては前に申した様に緊急の作業に付ては作業動員に關する統制計畫の通牒を出し、又官用品製作に關し作業の統制を致して居りますが、之れは陸軍被服本廠の管轄に倣ひ東京、大阪、廣島との三區に區分したのであります。然しながら其の後も兵器廠、火工廠衛生材料廠、其の他幾多の官廳より各種の注文があり、まして被服本位では統制作業經營上甚だ困難なることを知りました。統制の眞の意義は手近な處を數ヶ所選んで所謂ブロック作業組織を形成する事にありまして、本年一月末以降第一區東京附近の數刑務所を併せて初めて試みたものであります。尙名古屋刑務所管内でも數ヶ所を集め第二ブロックを爲さしめる事となつたのであります。

二、そこで皆様に御挨拶御願ひ申上たいのは前にも數回述べました通りブロック統制作業を實行致しま

すと非常に火急迅速を要する場合に於きましても注文に應じ其の製作を完全にすることが出来るのであります。軍需品の製作は民間の仕事と違つて非常に確實迅速を要します。日支事變の際軍部からは是非にと頼まれた事がありません。明日の夕刻品川出帆に間に合ふ様にと實に火急な願ひでありましたが、宜しいと引受けまして一晝夜ならずして、之れを作りあげ其の品物を小舟にて送り後から親舟に追つつき注文通り目的を達することが出来ました。斯うした事から軍部方面より大變に感謝されるやうになつたのであります。斯様な場合には民間では強腰に出で注文に應じない様な事がありますが、然し刑務作業には左様な事なく斯様な急速で大量の注文を譯なく製作することが出来ました。次に刑務作業の特色は秘密が漏れないこと云ふ利益があります。民間では製作致しました品目數量などの關係から軍の機密が敵の間諜に知れ易いと信じます。此の點は刑務所當局が責任を負ひ内部で符牒を付けるとかして絶對的に機密の漏洩を防ぐ事が出来るのであります。一朝國家有事の際は、納期を厳守し規格を嚴密ならしめ秘密を嚴守すると云ふ點を勵行致して一大工場としての機能を充分に發揮せしめる確信を持つて居るのであります。

以上申上りました事は木工印刷革工其の他の作業に於ても性質上縫製作業と等しく何れも逓信省鐵道省或は大藏省關係若くは縣市果ては學校等諸官衙の注文に對しても當籤る事が出来まして緊急であり、大量の注文でありまして必ず規格を嚴密にし納期には決して違へざる事を、モットーとして製作に努力しつゝありますから、御列席の諸賢に於かれても尙一層利用される事を希望致します。斯くしてブロック作業即ち團體作業を作りまして各位の御盡力と相俟つて、行刑の内容を充實することが出来ると思ひます。

三、次にブロック統制刑務所長諸君に一言致します。ブロック作業は本年一月から東京横濱千葉間に於て實行しつゝありますが、其の第一ブロックに於ても刑務作業を合理化すると云ふ事は極めて必要であります。今日の刑務作業は工場經營資金問題能率問題などを離れて之れを論じ、又之れ等の問題とかけ離れて實際取扱ふことが出来なくなつたのであります。従つて僅かな資金を以て多くの収入を擧げ、注文の過剩若くは缺乏を共に鹽梅して能力を不過的に發揮せしむると云ふ事は今日の刑務作業に於ては急務となつたのであります。兎に角受刑者は規格に合はない物を拵へる事がありますから常に不

合格にならない様に注意を與へると云ふことが、必要と思ひます。曾て東京方面のある刑務所に於て全部不合格になつたのでそれを遂に徹夜をして手直しをした苦しい例がありますから作業に着手する時は嚴重なる検査をする事が必要であります。要之刑務作業も又工場經營の方針に従ひ合理的に爲すと云ふ事が肝要であります。

夫れからブロック統制に關しては本年一月二十四日行甲第五八號ノ一及び五月三十一日行甲第七七〇號ノ一其の他本件に關する通牒を度々出してありますから夫れを御覽置き願ひたいと思ひます。

それによりますとブロック委員會は毎月少くとも一回開かれることとなつて居りますが、之れは餘り頻繁に行ひますと旅費を亂費する結果になりますから、當管内に於ては注文のあつた際之れを事實ブロック統制に掛ける必要のある時に限り開く事にして頂きたいと存じます。又金澤の如きは甚だ遠方になつて居りますから、特別の必要な限り毎月の委員會に出席しない様に御注意を願ひたいのであります。

又ブロック統制と云ふものは作業經營方法が、從來の如く各自まち／＼のものでなく、謂はば各所が資金を持ちよりて經營を遂行して行くことになるのでありますか

ら、若しどこかの刑務所が不誠實不信用の行動を爲すとか又は背信的な動作に出ますと其の目的は到底達する事が出来ないのでありますから、諸君は作業主任を指導監督して利己的行動を避けブロックの爲めに協力一致の精神に出づるやうに致されたいのであります。

一四、本日の協議會に本省の諮問事項として三問題出しましたが、簡単に説明を加へて置きます。

第一問は當ブロックは東京の第一ブロックの様に大官廳がなく従つて注文の如きも比較的少ないと見なければならぬのであります。又各刑務所の作業施設に格段なる差異がありまして左様な状態に於て何んでもブロックに掛けると云ふ事は取扱上にも差支へを來しはせないか、従つて豫め作業を限定し置くの必要なきや。若しありとすれば如何なる種類の作業に限定したら良いかと云ふ質問なのであります。

第二問は東京の第一ブロックになりますと注文は時に依ると山ほどあります。従つて之れを他に廻すことは極めて容易なのであります。當管内はさうはゆかないのであります。寧ろ考へ様によつては第一ブロックを援助することを其の主要使命とした方が良いのではないかと或は自主的にすべきや。之等の點は運賃工錢等の關係に

比して御研究を願ひたいのであります。

第三問はブロック資金整理に關しましては代表刑務所で資金を一括管理し、各所に材料として配附する事も考へられませう。其の他消耗品等の點に付き會計法規上又作業事務上最も妥當なる點を御研究願ひたいと云ふので本問を出しましたのであります。

一五、最後に本日ブロック統制作業協議會に御参列の各諸官署の方々に御願致したいのは折角此の打合會に御臨席を願つたのでありますから、此機會に刑務作業の不便な點、又は不都合な點或は御希望などに付きどうか腹藏なき御意見を座談的にでも宜しいから拜聴致したいと存じます。

### 第二ブロック統制作業協議會本省諮問事項

- 一、第二ブロックニ於テハ「ブロック」統制ニ依ルヘキ主要作業ヲ限定スルノ必要ナキヤ若シアリトスレハ其ノ種類如何
- 二、第二ブロックハ第一ブロックヲ援助スルヲ主目的トスヘキヤ將第二ブロック自主ヲ可トスルヤ

- 三、ブロック資金整理ニ關シ最モ適切ト認メラルル方法如何

### 協議事項

- 一、統制作業ノ見積書提出ヲ注文引受刑務所ヘ委任スルコト
- 二、統制作業ノ分賦ハ代表刑務所ニ於テ可成年度當初ニ於テ豫定ヲ通報スルコトニセラレ度
- 三、毎月ノ作業統制成績單價ハ非常ナル參考トナルモノナリ然ルニ偶々何々地何點ノ如キモノアリ將來詳細ニセラレ度
- 四、豫算ノ分賦方法ヲ改メラレ度

#### 以上 三重刑務所提出

- 一、ブロック統制作業ニ對スル科程賃金統一ノ可否
- 二、ブロック統制作業設置ヲ機會トシ各委員共力一致シテ管内各軍衛官公署學校等ニ對シ刑務作業ノ趣旨及價値ヲ宣傳シ之カ利用方勸誘ノ方法如何
- 以上 岐阜刑務所提出
- 一、技能者養成ノ爲メ統制刑務所ニ於テ職業訓練所ヲ開設セラレ度
- 二、分賦作業ノ(莫大小工)檢出品ヲ寄託刑務所ニ於テ

#### 處分方法ヲ講セラレ度

- 以上 金澤刑務所提出
- 一、各刑務所ニ統制上必要ナル作業ノ種類能力人員數等豫メ指定シ置クノ必要ナキヤ其範圍如何
- 二、ブロック統制作業ヲ圓滿ニ發達助長セシムル方法如何
- 三、各刑務所ニ於テブロック委員ノ外ニ看守長其他適當ノ職員ヲブロック統制係ニ任命シ置クノ要ナキヤ
- 以上 名古屋刑務所提出

### 第二ブロック統制刑務所長希望事項

- 一、作業發展ニ相互援助ヲナスコト
- 二、作業分賦ノ場合ニ積極的ノ共助ヲナスコト
- 三、分賦作業ニ對スル納期嚴守
- 四、軍需品並ニ官用品ハ其ノ製作規格嚴密ナルカ故ニ相當ノ犠牲ヲ拂フノ要アルヘク之レカ分賦製作ニ當リテハ技術者ヲ派遣シ嚴密ニ規格ノ研究ヲナサシムル等最善ノ方法ヲ講セラレタシ。
- 五、ブロック統制作業ニハ別途ニ資金分賦ヲ得ルモ其回收率ニ付テハ一般ノ例ニ依ラレ度シ

六、納品ニ關シ檢出ヲ生シタルトキハ已ムヲ得サル場合  
ヲ除キ總テ製作刑務所ニ於テ處理セラレ度シ

七、各刑務所ニ於テプロツク統制ニ依ルヘキ主要作業ノ  
種類確定樹立ノ上ハ毎月末其ノ就業状態並ニ現在ニ於  
ケル生産餘力ヲプロツク統制刑務所ニ報告セラレタシ  
(其様式ハ後日定ム)

**名古屋刑務所長** 來賓各位より刑務作業に對する希望  
意見を御願致します。

**名古屋工廠作業課長 本田中佐** 私は名古屋工廠の本田  
であります。本日は廠長が參列する筈でありましたが  
急用の爲め失禮せられまして皆様へ宜しく御詫するやう  
と云ふことで私が代つて列席させて戴いた次第でありま  
す。今回當控訴院管内の三重、岐阜、金澤、岡崎の刑務所を  
以て當地の名古屋刑務所を主體として刑務作業のプロツ  
クを組織して、將來刑務作業に一段の進展を計ると云ふ  
ことになりましたことは、誠に喜しいことであります。  
そこで此の際何か希望と云ふことでありますが、刑務所  
は非常に恐い處であり、所長さんも亦恐い方であるから  
河邊さんに叱られてはと思ひますから私は十分間ばかり  
御話しさせて戴きます。

工廠としましては東京、大阪に二大砲工廠がありまし

たが、大正十二年四月陸軍造兵廠を一團と致しまして其  
の内部を改め、其の所在毎に製作品を異にすることにな  
つたのであります。東京、大阪、名古屋、小倉に工廠を  
置きまして、東京には火工廠、被服本廠等がありまして  
火薬は場所の關係上○○、○○、○○、○○、○○等で  
あります。大阪は砲兵工廠跡の大阪城東北部に、小倉は  
東京の小石川の分が移轉したので本年中に全部引移るこ  
とになるのであります。東京は○○を主體とし、大阪は  
○と名の付くものは大小に拘はず總て製作することに  
なつて○○もやります。小倉は東京を其の儘引移したの  
で○○をやるのであります。名古屋は熱田と千種にあ  
ります。○○○や○○○用品を製作するので、名古屋は  
歴史が新しい丈け一番小さいのであります。私は工廠  
に相當永く居りますが、古くから當刑務所とは御懇意に  
願つて居りまして常に共存共榮と云ふことを考へて居る  
のであります。全體刑務作業の本質と云ふことに付て先  
刻行刑局長閣下の御話がありました通り、教化を目的と  
するのでありますから、之れは一官廳と云はず個人同胞  
の一人を教化し授産すると云ふ精神になりますれば、積  
極的に刑務作業を利用し國民としては勿論官廳にありま  
しても當然であることと考へるのであります。教化する

ことは人道上の問題であります。此の問題を離れて刑  
務所製品を賣主と買主と云ふ立場になつて考へて見ます  
と調査係長や作業係長に相談して商賣が行はれるのであ  
りますから、刑務所の作業プロツクの目的に叶ふ様に、  
發展策としては買主側の意見なり希望を十分御聞き下さ  
ることあります。之れが兎に角刑務作業に大なる價值  
をつけることになると思ひます。例へば刑務所へ製作を  
一回依頼して種々不都合があると云ふことになると、其  
の後からは刑務所に注文したが一回で困つたと云ふこと  
になつて、刑務作業の本意とする處を達せないのであり  
ますから、よかつた、早かつた、安かつたと云つて買主  
側が刑務所を利用することになれば、將來益々發展する  
ことになるのであります。それで私が二、三心付いた點  
を御願ひ致したいのは

第一納期の問題であります。而し此の問題は先刻局長閣  
下なり刑務所長さんから御話を承りましたので重ねて此  
問題に觸れぬことにして、今後は必ず期日迄に出来るこ  
とになることを確信致します。

第二は木工作业や被服作業は刑務所の仕事としては至極  
適當な仕事であると思ふのでありますが、木工の製作品  
は多く兵器であるから、木材を十分乾燥したものを使用

下さることであるのであります。第三は製品に出來具合が甚だ不揃で統一がとれ居ないと  
云ふことで、精撰したのもあれば又粗雑なものもあると云  
ふ様で、此の點は十分御注意願ひたいのであります。

第四は私の方から貸與しました道具の取扱が粗雑である  
のか一度刑務所に貸すと後は使用出來なくなると云ふ様  
でありますから、道具の取扱にも御注意願ひたいと思ひ  
ます。以上は悪い處ばかりであります。然し刑務所の革  
工麻工の製品は非常に良くして市中品に遜色ないものと  
感じて居ります。色々つまらぬ意見を述べましたが  
一、九三五・六年の重大危機を控へて居るのであります  
から舉國一致を以て此の際、受刑者にも刑場内より四海  
平等であり、國民の義務として崇高なる精神を養はれ、  
プロツク作業が將來益々發展することを希望致します。共  
に、非常時に直面すれば忠實に活動下さることを行刑當  
局に御願ひして多大の敬意を表する次第であります。

**名古屋鐵道局 藤本購買課長** 實は何か意見を申出よと  
のことです。別段纏つたことはない。従來の  
心付を申すことに致します。  
第一に納期の確實、製品検査の正確、検出品の手直迅速  
と云ふことであります。納期の點は云ふに及ばず確實と

なることと思ひます。次に製品検査の方であります、近來は非常によくなりましたが、從來は往々不揃の品が多くありまして、例へば同室に机を並べましても不同がある爲めに使用者が非常に心持を悪くするのでありますから、検査を十分にしてくれたい様願ひます。

第二は先刻局長閣下が御話ありました通り、仕様書を御熱願ふことでもあります。注文者と検査する者は異つて居るのでありますから、仕様書通りの納品を必要とするので検査も厳格になるのであります、此の點は司法省の取扱方とは異つて居る様ですが、一應御相談願つて都合のよいように變更して見たいと思つて居るのであります。近來は非常に良材を使用下さるやうであります、机の如きも塗るのに不揃のない様に注意を願ひます。一度丈の注文なれば別問題ですが、永く御願ひすることになると不揃では注文者側に於ては注文が致し難いのであります。

第三は品物を作る上に於ては監督の方法、検査の方法は嚴重に願ひたいのであります。私の方としても検査係が不合格品を出して手直しをやつて戴くにしても、簡単に迅速にやつて戴きたいのであります。從來は兎角遅れ勝で取扱者も非常に困ることがあるのであります。鐵道局

の方は大體特種品でありまして、注文することは比較的少く、又大體のものは本省に於て注文せられ局に於ては其の御零しであります、乍然良い品を製作して戴くことになりますれば、注文者側としても非常によいことで希望する次第であります。

**名古屋市電氣局加藤電車課長** 私は兎角御無理を申上る様で相済まないものであります、先の御兩人の御意見と同様であります、納期問題であります。私は随分御無理なことを願つて出来難いことであると恐縮はして居りますが、非常に急を要する臨時乗車券の印刷であります。其の時は勿論一生懸命になつてやつて戴いて居ると云ふことは承知して居りますが、一般的に納期が遅れて居るかどうかと云ふことは知りませぬが、時々噂を聞いて居りますのに、例へば職員が夏服が遅れて暑くなつても何時迄も冬服で居なければならぬと云ふので、使用者側から苦情を訴へることもある様です。而し本年は納期が履行せられまして其の苦情もなかつた様で、今後一層履行下さる様願ひたいのであります。乗車券の印刷であります、其の出来不出来と云ふことは客や乗務員の取扱を異にするのみならず、延ては能率にも影響するのでありますから、此の點に注意を願ひ印刷インキの具合、機

械不足、ミシン機械の改良と云ふ様に具體的御調査を願ひ、改善せられれば結構であると思ふので、此點は私は直接調査したのでないが只感想だけ申上るのであります。乗車券の不合格は只今では〇・五位であります、之れは已むを得ないとしても、日付や番號の相違ない様に願ひたいのであります。

尙又乗車券の取扱場所は少くとも工場を別にするか、工場内に一區劃を設けるかして貰へば結構であるのであります、結局納期確實、製品の良質を産出することに御注意を御願ひ致します。夫れから刑務所に用件があつて電話を掛けますと何時も話し中で、午前に掛けてやつと午後にならぬと電話がかゝらぬと云ふ様で、それは刑務所の電話が少い結果であると思ひます。之れでは急用は達することが出来ず、人を使ひに出すことになるので何んとか電話でも増設下されて、迅速に話しの進む様にしたいのであります。

又切符の圖案であります、大體は私の方で作るのであります、今少し研究して戴かないと、どうも外部のものに比して劣る様であります、此の點も御研究願ひます。色々申述べましたが之れは私が平素下僚の者より聞いて居ります受け次ぎでありますから、悪からず御

願ひします。

**第三師團經理部主糧課長小林三等主計正** 刑務所の作業は私の考へを申上りますと、只今局長閣下の御話の通り戦時に於ては工場の總てを自分で持つて居ると云ふ様になるのでありますから、平時に於ても今迄御尊名各位の御意の通り納期の確實、製品の良質、價格廉賣と云ふ三點に御注意を願ひたいのであります、第一に納期の確實と云ふことに付ては注文する方にも豫め作業力を知ると云ふことも必要であるが、引受られたなれば之れは確實に實行して戴くことでもあります。注文者も今後は其の作業力をよく調査することに致したいと思ひます。

第二は製品が規格に適合すると云ふことで、之れは検査が厳格にせられない結果でありますから、最初に材料検査を嚴重になし中間に於て製品を検査すると云ふことでもあります。

第三は價格は一般の商品取引より安いと云ふことは議論の余地のない處であります、名古屋刑務所の納品は一般商人の見積と比較すると別に安くないのであります、刑務所も地方の價格をよく御調査になつて此の點に注意せらるゝ様願ひます。陸軍の方も今後刑務所と連絡をとつて、從來の不都合を改めることに致したいと思ひ

ます。

**各務原航空隊坪谷少佐** 先刻より行刑局長閣下並に軍部方面の各位から御話があつたので、今更私が蛇足を加へる必要はないのでありますが、一寸風變りの航空機の關係上に付て希望を述べたいと思ひます。實は航空機は濱松以東は〇〇、濱松以西を〇〇〇が管轄することになつて居りまして各學校軍隊海外では〇〇、〇〇、〇〇に至る迄航空機の輸送をやるので、之れに要する荷造箱の必要があるのであります。そこで従來は岐阜刑務所で一部製作して貰つたのでありまして、昨年は若干やつて貰ひました。此の箱の製作に付て今後御注意を願ふことは、飛行機の大きさと箱の寸法と夫れから鐵道の貨車の大きさと之れが一致せないと、鐵道省では貨物輸送の規定上許されないことになるのみならず、船舶に積込にも困るのでありますから、箱の寸法はどうしても規格通りやつて戴くことでありませぬ。然し此の寸法規格に適合すると云ふことがなか／＼容易でないことで、何時も鐵道の方へ御願ひして無理を願つて無理に許して貰ふことが多いのであります。今後は寸法を嚴守せられたいのであります。今迄不合格品もなく値段に付ては非難はありませぬが、若し〇〇〇〇〇〇をすることになれば〇〇〇〇〇〇

御願することになるのでありますから、其の時はプロツク作業をやつて貰ふとすれば平素は数は少いが此等の點に御注意置き下さつて、非常の場合は十分活動出来る様に願ひたいのであります。又吾々としても安く丈夫な製品を拵へて輸送することの出来る規格寸法に適合するものを見ますと、今後航空隊に於ても相當の數量のものを願へるかと思ひます。木工に適するものが相當あるのでありますから、十分勉強して願ひたいのであります。

**第九師團經理部團井一等主計** 被服、木工品の製作に付ては金澤刑務所より大變便宜を與へて戴いて感謝して居りますが、各人の意見の様に製品の出來具合、納期の問題であります。只經理部に於ては注文者と使用者が異つて居るので、各隊の希望を集め注文して、使用は各隊でするのでありますから隊邊りでは刑務所の製品は安い品が悪いと云ふことを、公式でないが噂をして居ることを耳にするのでありますから此點に付て十分力を御注ぎ下さる様願ひます。

**名古屋所長** 皆様から御懇切に刑務作業の爲め色々御注意下さいまして有難く厚く御禮申します。今後は皆様の御意見を尊重致しまして納期、製品の出來具合、手直

品の迅速と云ふ諸點に一層注意をする考へで居りますから、今後は御心配なく數多く御注文下さることを御願致します。又作業能力に付ても一應御覽を御願ひ致します。

**河邊名古屋刑務所長** 只今より(午後二時十分)會議を開催することに致します。先づ第一に本省よりの諮問事項を協議致しまして、尙本日時間がありますれば各所より提出の協議事項に移ることに致したいと思ひます。そこで主催側として勝手な願ひであります。諮問事項に付ては局長閣下を議長に推戴致したいと思ひますが異議は御座いませぬか。

**鹽野行刑局長** 夫れでは私が議長を勤めることに致します。

それで諮問事項の第一問の「第二プロツクに於ては「プロツク」統制に依るべき主要作業を限定するの必要なきや若しありとすれば其の種類如何」と云ふのであります。これは軍部並鐵道、通信の兩局其他官公衛方面の官用品を調査致しまして、統制内に於ては從來の注文品を以てするか、又新しい作業品の注文を受けた場合には如何にするか、尙又プロツク

ク内刑務所の現在作業種目並に作業能力等を考慮せられまして、本問を御討議願ひたいのであります。

**名古屋刑務所長** 本問はプロツク統制をなす以上は必ず作業種目を限定する必要があると思ひます。それで本問と當所提出の協議事項の「第一、各刑務所に統制上必要な作業の種類、能力、人員數等豫め指定し置くの必要なきや其の範圍如何」と云ふ問題と、同一主旨にあるので併せて御協議を進めらるゝことに願ひたいと思ひます。

**長** 同一主旨と認めますから、併合して討議致します。

**安東三重刑務所長** 本問は主要作業を限定する必要があるものと認めます。各所の作業設備や作業能力に相違がある故に早速調査致しまして、統制刑務所へ書面を以て報告することに致したいと思ひます。當所の如きは第二區統制刑務所に配屬して居りますが、統制範圍に入るべき作業は甚だ少いので殆んど自所作業を以て經營して居るので、伊勢大橋が最近に完成することになりますれば、「トラツク」が頻々と通することになり、將來此のプロツク作業を發展するに地理的關係上好都合になることと思ひます。

**和田金澤刑務所長** プロツク統制による主要作業を限

定するに當りまして、各所の設備、技能者の養成、調製品の優劣、作業力の緊縮、能率の増進、作業監督の便宜等種々考慮を要することでありまして、限定すると云ふよりも各所得意の作業を引受けることに致しまして、今直ちに限定するの必要はないと思ひます。現在各所の主要作業である木工、縫工、革工、莫大小工、印刷工と云ふ程度に致しまして現在の作業を充實すれば宜しいのでありまして、殊に運搬費等を考慮せられまして遠近の距離を限定する必要があると思ひます。

**武田岐阜刑務所長** 私も大體に於て主要作業を限定することは適當と思ひますが、現在私の處では統制作業として引受けて居りますものは木工、印刷工に過ぎないのでありまして、今後洋裁縫工も擴張して見たいと思ひますが現在の状態では新しい作業を引受けると云ふことになる、相當設備なり技能者の養成と云ふことを考慮せねばならぬことでもありますから、今日迄行はれました統制作業の範圍に止められまして、後日作業種目を限定し、確定することにしては如何ですか。

**關岡崎少年刑務所長** 私の處は少年刑務所でありまして故に技能者を今後養成するにあらざれば、只今限定せられまして其の用をなさないのではありませんが、而し限定せら

るゝことになりまして、其の養成に努めることに致したいと思ひますから限定する必要はあると思ひます。

**河邊名古屋刑務所長** 諸君の御意見を再調致しますと限定する意見であります、如何なる作業を限定してよいかと云ふ具體的意見がないのであります。それで今回の協議事項の参考附録の名古屋控訴院管内刑務所の昭和八年度官用品製作調を拜見致しますと、木工品に付ては三重は製作が少數であります、限定してやることにしては如何、洋裁縫工に付ては岐阜、岡崎同様であるが如何又ミシン台數は何台あります、莫大小工に付ては三重金澤は相當製産能力ある様ですが、より以上の能力を發揮することは出来るかどうか。岡崎は全然ないやうですが將來施業することを得らるるや、靴工に付ては、三重金澤、岐阜は將來施業の見込如何、革工に付ては岐阜は將來施業見込あるか、若しあるとすれば何人位なるや、革工は被服本廠より相當注文を得らるゝものでありますから、印刷工は各所に於て相當施業せらるゝが、以上の業種を研究して限定しては如何ですか。

**安東三重刑務所長** 之れは實際に通じて居る作業主任たる委員より意見を徴することにしては如何。

**河邊名古屋刑務所長** 各委員の意見を徴することに致

します。

**三重委員** 當所は木工、就業人員十二、三名でありまして、機械力によらず昔の指物式であります爲め、現在の引受作業を以て漸くであると云ふ状態でありまして、現在の設備では到底不可能のことです。洋裁縫工は二十四、五名の就業人員を有して居ります故、擴張の見込はあります。莫大小工は大阪刑務所より手袋製作作用の機械十台を保管轉換受けましてやつて居りますが、靴下は施業して居りませぬ。靴工は官用品は少く、從來受負業に就業者二十名を限度にして、就業せしめて居ります。革工は同一職人を以てやつて居り、鍛冶工はありません。印刷の方は十六頁一台、八頁三台、就業人員三〇名の程度でありますから、之等の事情を御斟酌せられまして限定せらるゝやう願ひます。

**岐阜委員** 當所は昭和八年度は靴工僅か一名に過ぎぬので、職員や民間の修繕位の程度でありましたが、本年度は少し養成して擴張する見込で最近縣廳からも注文あり五六名程度に致す考へであります。

革工も同様で技能者がありませんが、擴張の見込であります。洋裁縫工は極めて少ないのでありますが、現在は十五名就業して居りまして二十名程度に擴張する考へ

で、ミシン機は十六台あります。前年度は官用品の引受は殆んどなかつたのでありますが、本年度は職人を養成して官用品の製作を擴張致したいと思ひます。又木工は就業人員十三名でありまして、一馬力の動力によりまして帶鋸一台と鉋機一台を働かせ、他は手仕事によると云ふ状態でありまして、豫算さへ許されるならば今十名も擴張致したいと思ひます。

鍛冶工は機械一台、他は手造りとして居りますが設備が出来れば二十名位に増すことが出来ます。印刷工は相當古い歴史がありまして八頁機械一台、他に四頁一台であります、注作品は他府縣のものが多く當地では學校、青年團、四國、九州方面より注文がありまして四十名位就業して居ります。今十六頁機を設備下さるれば、二倍以上の就業人員を増すことが出来ますから豫算を増額下さるやう願ひます。

莫大小機は現在三台あるに過ぎないのであります。**金澤委員** 當所は木工三十六、七名就業して居ります。注文先は當地の官公衙が主でありまして、材料の購入は七尾方面より来るものですから比較的高價となり、可成トラック一台購入する様に御許し願ひまして材料運

賃の節減や、製品運搬費の節約を計ることに致したいと思ひます。洋裁縫工は三十七、八名であります。四十名位には擴張出來ます。ミシン機も四十台あります。莫大小工は大部分大阪刑務所より分賦受けて居りますが、他に地方の會社より注文によりまして二十二、三名就業して居ります。靴工は三名で鍛冶工は設備なく、只營繕位のことであり又工場も狹隘の爲め擴張の見込ありません。而し金物工として受負業に十六名就業して居りますが、之れは一人一日の賃金が五十錢位で相當収益を収めて居ります。印刷工は八頁一台、六頁二台、四頁一台、石版三台ありまして木炭、穀物検査票等を印刷しまして年收約壹萬圓程あります。其他に月刊雜誌を印刷して居ります。

**岡崎少年委員** 當所は少年受刑者であり、尙少數の人員でありますから木工は訓練上八名就業して居ります。而し金澤の様に運搬費に高くかゝりますからオートバイでも設備願ひまして、市内を自動車をやつて居るのを自所のオートバイで運搬出來ればよいと思ひます。

洋裁縫工は現在三名位で他に二、三名居りますが一人前の者はなく簡易なものなれば十名位は出來ると思ひます。靴工は一名で修繕位ですが二名は見習としてやつて

居ります。印刷工は五名で一人前と云ふものはなく、分業的にやつて居りますから之れも二、三名位の擴張出來ます。

**岡崎少年刑務所長** 只今の木工であります。之れは家具の製作出來ると云ふやうな者は三人位で、他は簡易な製菓箱を拵へて居るのでありまして、軍部の彈藥箱位は少し訓練すれば出來ると思ふのであります。又受刑者も希望することと思ひます。莫大小工は昭和八年度官用品調に揭示ありませぬが大阪から軍手機械五台保管轉換受けまして、只今民間作業を受負つてやつて居りますので此の作業は擴張の見込あると思ひます。

印刷機械は二台あります故、今少し擴張も出來るし工場を少し改造して機械の増設を願ひたいのでありまして少年受刑者は印刷、洋裁縫工、木工と云ふ作業は比較的進歩が早いので今後擴張する見込があります。

**岐阜委員** 限定することは必要であります。可成廣範圍の業種にして各所が責任を以て軍隊の進歩的業種の作業を引受共同するやうに致したいと存じます。

**名古屋刑務所長** 種々御意見を拜聴致しましたが、木工は各所通して可能の様であります。三重は能率の點に於て人員は少ない様です。將來擴張の余地があると思

ひます。洋裁縫工は岐阜は二十名以上に擴張出來るやうであるし、岡崎も同様擴張の見込がある様です。莫大小工は三重、金澤が擴張の余地あるやうで、岐阜は機械さへ保管轉換を受ければ余地あるとのこと、岡崎少年は作業として教化上適當と思ふので岡崎も擴張を願ひ、印刷工木工、洋裁縫工、莫大小工はプロツクとして引受け、各所通して居るものを兎に角限定して置き、特殊作業に付ても協力して補充してやることにしたいと思ひます。其の他は各所の得意とする作業を掲げて答申することにしたと思ひますから、各所の得意とする作業を御聞きしたいのであります。

**岡崎少年刑務所長** 當所は石工であります。只今は注文に追はれて居ると云ふ状態で、四十名位に擴張したいと思ひます。

**三重刑務所長** 統制刑務所長から官用品に付て曩に調査がありました。三重は靴工は官用品ではないが、相當人員が就業して居りますので、今日の軍部方面より注文ある革工品を製作する能力は十分ありますから、申添へて置きます。

**議 長** 作業種目は必ず五ヶ所相通じて居ると云ふ作業に限定せず三ヶ所でも集まつて出來る種目であれば

定めて置くがよいと思ふ。兎に角限定すると云ふ意見は一致して居る譯で木工、洋裁縫工、莫大小工、印刷工は限定するも異議はない様ですが、三重も靴工に相當就業人員がある様ですから革工も加へては如何ですか。

**名古屋刑務所長** 靴工、革工は社會に於ても必須の作業であり、刑務所としても又左様でありますから、岐阜も擴張することとして革工を加へることに致したいと思ひます。

各所の特種作業を申述べて下さい。三重、**岐阜所長** 當所はありませぬ。金澤所長 塗工、籐細工であります。

**岡崎少年刑務所長** 石工は素品を得ることが容易でないので、今の處四名就業して居りますが今二名程増員する考へです。兎に角田甫を借りまして年貢を納め素品の石材を採取するのであります。**名古屋委員** 特種作業はありませぬ。革工は軍部より最近三、四萬圓の注文ありまして種類は約八十種位であります。革工は靴工と云ふことは一寸不合理の様ですが各所に靴工がありますから、三刑務所間に於ても出來る革工を加へて尙技能者を養成することにしようかと思ひます。

議 長 それでは靴工、革工と云ふものをブロック作業として加へるも異議ありませんか。

各所長 異議なし。

三重所長 第一問は各所の作業設備及就業人員等をよく調査して書面を以て統制刑務所長に報告すること、致したい。

名古屋所長 各所の機械設備能力、人員等報告願ふこと、致したいと思ひます。緊急の場合に不都合を生ずることがありますから、歸廳後早速願ひます。又豫算に於ても十六割八分の回収率を考慮せねばならぬのでありますから、ブロック豫算として、人員の擴張範囲をも調査して、詳細に報告を願ひます。

議 長 異議はありませんか。

岡崎少年所長 當所は木工、塗工の様な複雑なもの出来ぬと云ふことを豫め御含み置き願ひます。

岐阜所長 統制刑務所長に於て報告書式を一定して送付下さる様願ひます。

名古屋所長 其の通り當所より各所へ書式を送ること、致します。

それで本問は木工、洋裁縫工、莫大小工、靴工、革工印刷工をブロック統制作業として限定することに決議し

て答申することに致します。

議 長 第二問を討議することに致します。

『第二ブロックは第一ブロックを援助するを主目的とするべきや將第二ブロック自主を可とするや』御討議を願ひます。

名古屋所長 第二ブロックの沿革から致しますと第一ブロックを援助するが如く考へられますが、名古屋は現在又將來に於ても益々發展する都市でありまして官公署との連絡も相當ありますので、第二ブロック委員の意見を尊重して自主的としてやりたいと思ひます。

議 長 第二ブロック刑務所が互ひに協力一致して自主的となし、尙余力を以て第一を援助するか當分の間第一より援助を受けてやるか何れがよいと思ひますか。

岡崎少年所長 陸軍や被服本廠のみの如き一ヶ所位であるときは到底第一より援助を得なければならぬと思ひます。

議 長 作業の種類によりて第一より援助を受けることを目的とするがよいか、例へば縫製品の如きものは如何ですか。

名古屋所長 縫製品は第一より廻して貰ふことにしないと岡崎少年の如きは軍部の肩章位は出来ると思ふし、

自主することとして第一の援助を受くるか、余力を以て援助するかは研究を要することでありませぬ。

岐阜所長 今日迄當所の歴史を云ふと名古屋刑務所より分賦を受けることは甚だ少くありまして、寧ろ京都刑務所の方より印刷等の分賦を受けて居るので便宜であり又親切であつたのでありますから、東京方面や又從來の關係上京都、滋賀からでも引受けること、致したいと思ひます。

名古屋所長 岐阜所長の御意見は御尤もなことでありまして、實は第二區統制刑務所たる大阪刑務所長も今回新に當所を以て第二ブロックとして獨立致しましたので此の會議に出席を求めたかつたのであります都合上出来なかつたのであります。尙管内刑務所は第二區統制権内にあるのでありますから從來の行きがかりもあり、又注文先刑務所との關係もありますので、手を切らずに從來の通りやることにしてはとも思ひます。此の點は何れ大阪の所長と會ふ機会がありますのでよく話しを致し又書面なりで了解を得ることにはしたいと思つて居ります。

議 長 木工品の如きは從來遠くより注文を引受けらるゝと云ふ様なことはないと思ひます。運搬費も相當かゝり又運搬するにも不便でありますから、夫れで自主

獨立してやることにして、運搬に便宜な作業文は援助を受けること云ふことには如何ですか。

名古屋所長 自主を本旨として運賃や納期等の關係を考慮することにして、他の援助を受けることには如何ですか。

金澤所長 自主的經營することは設立上積極的に自主を保持する必要があると思ひます。第一ブロックより援助を受くるか他所よりの援助を求めねばならぬと云ふ消極的なことでは發展しないと思ひます。金澤の如きは汽車で八時間もかゝると云ふ様な處は木工品の如き注文に對しては運搬費に付ても相當の經費を要するのでありますから、ブロックを除外して貰つてはどうかと思ひます。

名古屋所長 金澤は九師團を控へ富山、福井の都市を有して居るのでありますから、金澤をブロックより除外すると云ふことはどうかと考へるのであります。只木工品の如き多量注文の場合は考慮を要すると思ひます。

名古屋委員 運搬費の多くかゝる場合は金澤に送らぬこととして第二ブロックなり、第一ブロックからしても運搬費のかゝらぬものを送ることにはしたいと思ひます。第二ブロックと致しましても、近く軍部方面より莫大小工を多量に注文を引受けることになつて居りますので、

之れ等の作業をやつて戴けますれば年中切れないう様に致しますから、第二ブロックを自主として第一を援助する程の考にて第二ブロックの権内に這入られることを望みます。

**三重所長** 名古屋と同意見であります。金澤の意見は總て引受價格の制限によるものと御考へのやうであります。一ヶ所に於て引受けて施業するもブロック作業なれば自主的によるものでありますから、價格によつて自所の能力に於て引受けらるゝ作業もブロックに依るものであります。三重の如きは従來作業の分賦を受けてゐないのであります。三重は今後名古屋の分賦を受けてまゐりて主として第二ブロックを増長したのであります。

**岐阜所長** 當所は莫大小工の技能者を擴張する考へでありますから、技能者の援助を願ひたいと思ふのであります。

**名古屋所長** 夫れでは第二ブロックは自主的とするのと、致しまして、余力を以て第一ブロックを援助することに答申致したいと思ひます。

**議 長** 異議ありませぬか。  
**各所長** 異議なし。  
**議 長** 夫れでは第三問に移ります。

て豫め統制刑務所より豫算の分賦を受けて原木を買ひ求め、乾燥することにしてはどうかと思ひます。  
**名古屋所長** 豫算の處理上そう云ふ方法は採れますかしらん。

**三重所長** 主務大臣の認可を受けてやれば刑務所間の豫算流用は出來ます。  
**名古屋所長** 金澤はそれでは、ブロック外豫算を以て

豫め原木を購入して乾燥して置いて、注文を受けた場合に價格制限によりてブロック作業とするときに其の乾燥材を使用せられて後日ブロック資金により購入せられた材料と彼是れすると云ふことにしてはどうでせう。  
**金澤所長及三重委員** そんなことは出來得ないことではあります。購入單價も相違することですから。

**名古屋所長** 第一ブロックでは此の場合に如何に處理してですか。  
**掛樋屬** 刑務所間の豫算流用と云ふことは手續上に於て相當手數もかゝることであり、會計検査院との關係もあり、且又ブロック豫算を統制内の各所に豫算を分賦すると云ふことはブロック統制の資金運用の本旨にも添はないものと考へるのであります。而し只今金澤の御意見の如く遠距離の處へ統制刑務所より木材素品を

「ブロック資金の整理に關し最も適切と認めらるゝ方法如何」に付て討議することに致します。  
(用件の爲め以下速記中止せり)  
途中より第三問速記

**金澤所長** 木工品の材料の如きは乾燥材を購入することになれば非常に材料費が増嵩するものであつて、經營上甚だ當を得たるものでなく、又それかと云つて統制刑務所より送付を受けることになれば運搬費を要するものでありますから、當所の如き遠距離の處は原木を買つて乾燥することにして相當の資金として豫め豫算の分賦を願ひたいと思ひます。而し又夫れかと云つて木工品の注文が何時あるや否やと云ふことも不明であり、資金の回收と云ふことを考へますれば、一寸問題でないかと思ひます。

**名古屋所長** 資金を交付すると云ふことは目算のないものに對しては一寸困ることではありますが、夫れでは木工品だけは除外することに致しますか。

**三重所長** 此の問題は金澤に限らず何れの處に於ても木工は相當製産力があるのでありますから、除外することとしては統制の意味をなさないと思ひます。  
夫れで木工品に付ては各所一年度内の製産力を調査し

輸送すると云ふことは、運搬費に多額の經費を要するのでありますから決して策を得たるものと云ふことは出來ないのであります。

夫れで大體各所が前年度に於て各業種にり官司業一口五百圓以上、委託業二百圓以上の注文口數及資金額を何程充當したかと云ふことを御調査願つて、統制刑務所を通し本省へ御報告を願へば、斯かる木工品の如き素品の購入資金に付ては、豫算配賦上如何に善處するかと云ふことを研究することに致したいと思ひます。

**岐阜委員** 主要材料は統制刑務所より御送付願ふと致しましたも、消耗品を要することでありますから、消耗品購入豫算を統制刑務所より豫め資金の交付を願ひたいと思ひます。

**名古屋所長** 消耗品代は其の所豫算に於て支出を願ひたい。

**岐阜委員** 消耗品代を其の所豫算より支出することになると、ブロック作業豫算と一搬作業豫算と混同して甚だ不合理なものになりますし、作業表の處理に於ても困ります。

**名古屋所長** 而し消耗品は僅かなものであるから従來横濱では左様に處理して來ましたが。

**掛樋屬** 消耗品の處理に付ては豫め多量を要すべきものは統制刑務所より送付するなり又其の所に於てブロック豫算より購入の手續をとるなりすればよいのであります。尙僅かな不足品を一々斯かる手續をとると云ふことでは、緊急作業の場合は却つて折角の能率を阻害することになるのでありますから、其所の消耗品を拂出すことにしてはどうかと思ひます。そこで收支表に記載する場合は現在の書式を一部改正して、斯かる消耗品の記載欄を設けると云ふことに付て當局係員の方でも目下研究して居ますので、何れ具體的に指示あることと思ひます。

**岐阜委員** ブロック豫算は二萬圓餘と云ふことを聞いて居りますが、斯かる少額の資金を以てしては忽ち費消し盡すと思ひますが。

**名古屋所長** 兎に角本省から先般配賦豫算内二萬四千七百五拾圓をブロック資金として一般の作業豫算と區別して置く様通牒を受けたのであります。尙又資金の回收率は十六割八分と云ふことになつて居ります。

**岐阜委員** 資金の回收率十六割八分と云はれますが、それは人件費も含むものでありますか。

**名古屋所長** 人件費は含まぬものと考へて居ります。

**岐阜委員** 私は人件費も包含すると思ひます。又本省

は僅か二萬圓餘の資金を交付して回收率を十六割八分と云ふことは一寸無理でないかと思ひます。

**名古屋所長** 私としては本省の指示によつて戴くより他ないのであります。

**掛樋屬** 資金の回收率は十六割八分を基準として作業を施行して、より以上の成績を挙げらるゝことに努力を願ふことにしたので、回收率は勿論人件費を含まず就業費を以て支辨せる資金の回收率を云ふものであります。又僅かに二萬圓の資金と申されますが、果して前年に於てブロック作業とすべき官司業一口五百圓、委託業二百圓以上と云ふ作業を各所に何程あつたかと云ふことは、一寸當局としても判らぬのであります。先に申した前年度の調を御提出願つて今後の豫算を考慮することにしたと思ふのであります。大體回收率の見込薄のものに對しては、多額の資金を投ぜず可成資金を要せぬ委託作業として施業願ひたいのであります。

**岐阜委員** 回收率は年々高率となりますので困ると思ひます。

**掛樋屬** 之れは皆様も御困りのことと思ひますが、本省と致しましても資金回収に付ては大藏省との關係もあり、前年度は各所の作業が長足的に發展致しまして、

資金を非常に多く要したのであります結果、下半季は多額の豫備金を要求せねば資金の運用がつかなくなつたので、大藏省と種々交渉を重ねられましたが、大藏省では夫れで資金に對し十七割の回收率と云ふことを持出されたやうであります。兎に角十六割八分と云ふことになつて豫備金を得た様な譯で、各所へも回収に對してはより以上の成績を擧げて戴くよう努力を願つた次第でありまして、作業資金に付ては當局としても相當苦心せられて居ることを御了承願ひたいのであります。此の二、三年間に刑務作業の著しく發展したことは皆様御存知のことであり、誠に喜ぶべきことであります。夫れに伴ひ又多額の資金も必要とするのであります。然し資金たる豫算編成に付ては既往三年間の豫算を平均したものを大藏省より得る譯でありますから、作業の年々發展するに伴ふ豫算は十分得られないと云ふ状態で、作業資金に付ては過渡期である爲め之れが善處策として刑務作業の合理化の必要を認め、ブロック統制が生れ其の運用宜しきを期すと云ふことになつたのであります。

**金澤、岐阜兩委員** 作業成績はブロックをやることになると自所の歳入豫算が本省指定額に達しないと云ふことになりすが。

**名古屋所長** 各所の作業成績は、ブロックに於ける成績と其の所の成績とを併せて見ると云ふことになつて居ります。

**掛樋屬** 本省に於てもブロック統制内刑務所の歳入豫算指定額は相當考慮することに致しますが、ブロック作業が發展することになれば勿論其の所歳入豫算は少くなることは當然であります。其の一面にブロックの成績が擧る譯で大局よりすれば結果は同一でありまして、個々の調定に意を注ぐことではブロックの成績は擧らず、のみならずブロックの趣旨に添はない譯ですから、各所一致協力せられまして第二ブロックの成績を擧げること努力せられんことを望むのであります。尙一言御願ひたしたいことは調定額を擧げる爲め徒らに資金を投じ、回收率を低下せしめると云ふことのない様に、可成有利なる委託作業によることに願ひたいのであります。資金關係は右様の次第でありますから御了知置き願ひます。

**名古屋所長** 夫れでは本問は資金は統制刑務所に於て處理することに致し、僅かに不足する消耗品は其の所に於て處理することに答申致します。

**各所長** 異議ありませぬか。

**各所長** 異議なし。

議 長 諮問事項の討議は之れで終つた譯であります。但し、プロツク統制は刑務作業の合理化、即ち小資金を以て多量の注文を処理する方策であることの主旨を御理解せられまして、資金の運用、製作品の配分と云ふ點に十分御考慮を願ひ、單に個々の刑務所の成功を目的とせず、一致協力せられ一團となりて刑務作業の成績を挙げられたいのであります。従來動もすれば分賦せられた作業に對しては他所の仕事の如き感を以てせられませんでしたので、不合格品を多數算出した悪例がありますが、斯かることでは折角の統制も破壊して終ふのでありますから、克く互に御協力を願ひ作業の最初に材料を十分検査し、製作品の中間検査をなし、完成の上は十分検査をすると云ふ様にして、斯かる弊害の起らない様に願ひたいのであります。

夫れからプロツク委員會は毎月少くとも一回開くと云ふことになつて居りますが、之を頻繁に開くと云ふことは、旅費を濫用すると云ふ様なことになるのでありますから、實際必要な場合に開くこととして交渉のつくものは電報なり書面にて済ますことにしたいのであります。殊に金澤の如く遠く離れて居る委員の出席は、特別の場合に限り出席することにせられまして、常例の場合は御遠慮願ふ様にして戴きまして御互に第二プロツクの成績

を擧げること努力せられる様御願ひ致します。

## 第二日

別紙各所提出の協議事項に付協議あり。

### 行刑局長閉會の挨拶

昨今は急に暑氣が催しましたにも拘はらず、各位は熱心に諮問事項並に協議事項に付て御協議下さいましたことは大に喜ぶ次第であります。

此の機會に私共當局が考へて居ることを一言申上て置きたいのであります。會議の初頭に御話し致しましたこと、重複するかは知れませぬが、刑務作業は大量にして永續的の得意を獲得することが大切でありまして、一昨年来軍部方面と密接な關係が出来まして漸次行刑作業と云ふものを理解せしめ益進捗しつゝあるのでありますから、此の處一段と各刑務所が奮闘努力致されまして、軍部が刑務作業を將來永く利用する様に製作上にも十分御注意せられ、製品の聲價が色々宣傳せられる様に願ひたいのであります。當局と致しましても軍部の方々に機會ある毎に了解を求めて居るのでありますから、當地に置きましたも従來軍部との取引が行はれて居るのでありますから、今回のプロツク統制作業の所以は勿論尙ほ更に軍部關係と連絡をとる様に委員其の他の諸君に於ても努力せられたく、軍部と連絡をとると云ふことは私平素の

希望であります。又互に内部の連絡協調と云ふことも肝心でありまして心を一にして力強く外部に當ると云ふこと、内部に於ては互に意見の交換をなし、自己の感情や些事に促はれると云ふことなくプロツク統制刑務所を助けると云ふ意味に於て大に努力をすると云ふ様に御願ひしたいのであります。又各所連絡をとられまして納期の確守、製品の統一、材料検査の嚴密、製品の中間検査と云ふことは嚴重に勵行する様にせられたいのであります。此の検査に受刑者を助手に使ふ處もあるやうですが相當嚴重な検査をやること云ふことは受刑者も承服することであると思ひます。受刑者を引廻してやることは容易でないのであります。職員一同が足並を揃へてやれば容易いことありますから御實行を願ひます。

次に豫算關係であります。之は大藏省との關係上、十六割八分と云ふことで就業費に對する回収率であります。豫算を採るには當局としても随分苦心をするのであります。夫れで資金を要する作業は何でもよいと云ふ考へによらず、出来るならば安い受刑者の勞力を使用する委託作業によられたいのであります。多額の資金を掛けて回収率の低いものは當局としても右様の立場にあるので全く困るのであります。大藏省に於ても豫備金を費ひ果して終ふと云ふ様な状態で苦心するのであります。

で、昨年も豫備金を百五拾萬圓支出して貰つたのであります。但し、本年の回収率は十七割を要求せられたのですが十六割八分と云ふことになつた譯で、職員に付ても多數人員の増員を要求したのであります。豫算の關係上やつと少數人員の増加を許された次第で、自然職員の負擔も重くなると云ふことは明瞭であります。之れも已むを得ないのであります。大藏省としては人件費の増加と云ふことは絶対に許されないのであります。新設の緊急費に付ても可成出さぬと云ふ状態でありますから、當局の要求も苦心の結果十六割八分の回収率を保証致しまして僅か二十萬圓の人件費豫算の承認を得たのであります。然し、十六割八分の回収に付ては作業に於ても努力を要し、御氣の毒であるのであります。當局としては職員の待遇を改善し、人員の増加によつて負擔を軽減したいのであります。今の場合は已むを得ないので自ら負擔を重くして其の結果、其の成績を見て待遇を改善したいと思つて居ります。尙又作業の實質は教化的でなければならぬのであります。只利益のみに走ると云ふことは好まないのであります。期する處當局としては職員に待遇を改善し勅任官迄に進級出来る様に、又人件費に付ても増員を計る爲め種々苦心をして居ると云ふことを諸君が了承せられまして益々其の職に奮闘努力せられんことを望むのであります。

Juvenile Delinquency a  
Product of the Home.  
T. Earl Sullenger

# 少年犯罪は家庭の産物

米國ネブラスカ州オマハ市立大學教授

テイ・アール・サレンガー

## はしがき

最近、少年犯人の増加したことは争ふべからざる事實で、しかも、此等の少年犯人の平均年齢の著しく低下したことは獨り犯罪國アメリカのみならず、歐洲諸國に在つても、ビーノロジに關心を有つものゝ驚き且つ歎いてゐる所である。アメリカのナショナル・プロベーション・アソシエーションの理事たるチャールス・エル・シュウトは、去年十月ワシントンに於ける全米辯護士協會の刑事部大會席上「現代の問題にして少年犯罪の問題よりも更らに緊急なるものあるを知らない。……今日の犯罪なる

ものは概して少年の問題なのである」と痛言してゐる。而して、アメリカに於ける少年審判所で取扱はるゝ、一年間の少年犯人の数を少なくとも二十萬人と見積つてゐるのである。この悲しむべき事實を、たゞ、所謂戦後の世界的の傳統の崩壞、思想の動搖、特に經濟上の逼迫の避くべからざる犠牲なりとして、徒らに手を束ねて坐視する外はないだらうか。それは、餘りに卑怯である。世界をして今日の如き淺ましい混亂状態に陥れたのはそも／＼誰れの咎であらう。あらゆる哲學と、あらゆる宗教と、あらゆる科學とを以てして、如何にして、有り餘れる物資を擁しながら、有り餘れるが故に却て、人の子をして

飢を訴へしめ、産業の未曾有の進歩發達を誇りながら、發達したるがために働かんとするものをして却てアンエム・プロイメント苦の味はしめるといふ、馬鹿々々しくも悲惨なる光景を現出せしめたのであるか。プレシデン・ト・ルーズベルトの「ニュー・デイル」のプロフェットとして國民復興案を提案したセネター・ワグナー氏は「現在の未曾有なデプレッション(不況)は、遠い慮のない個人主義的な經濟制度の結果である。富が適當に分配せられず、少數の人の掌裡に握られてしまつて、而して更らに、この富が飽くなき利慾のために、更らに止る處を知らない生産の手段に供せられ、遂に、足らぬがちの勞銀を強ひられてゐる消費者のどう消化することもできない生産過剰をもたらしただからである。而して今や、此等の利己主義者は自分の飽くことを知らない貪慾のために却て破滅に陥りつゝあるのである」と斷言してゐる。たしかに一部の眞を道破してゐると曰つて可いのである。然り、人間のセルフ・イシュネス(私慾)である。人間の淺はかなセルフ・イシュネスは收拾すべからざる今日の混亂状態を將來したのである。而して、これが犠牲となつてゐるものは、我等のネクスト・ゼネレーションたるチルドレン(少年)なのである。然り而して、彼等犯

罪少年は、この混亂状態については、一毫の責任の負ふべきものも有たないのである。何も知らずにこの混亂した世界に投げ出されたのである。依る所を知らず、則るべき道なく、たま／＼やり場のない熱い血の餘りで、よしや、法に觸れる行ひがあつたとしても、それは、むしろ憐れむべきで、罪は彼等を圍繞する混亂した環境の感化にありはしないか。其上に、不身持な兩親からどんな遺傳を受けてゐるかもしれないのである。少年を我儘な不良大供達のめちやくちやの欲望の犠牲にしてしまつて平然として刑罰をふりかざして彼等に臨むといふのは、それは餘りにも殘酷である。

モダーン・ビーノロジが少年犯人に對する處遇の本を、國家の反動としての假借する所のない刑罰に求めず、コレクテイブな感化の力に求むるに至つたのは、至極結構なこと、固より然らなければならぬのである。其の結果、先づ改めて科學的な態度で少年を理解しようとするに至つたのも、これまた極めて自然な事である。理解がなければ、那邊に感化の手を下すべきかを知らなからである。モダーン・ビーノロジがソーシアル・サイエンスの發達、特にペダゴジ(教育學)に負ふ所の多いことは夙に知られた事實であるが、このペダゴジ

ーは、實に、チャイルドの理解より出發してゐるのである。あらゆる近代的思想のラボラトリー（實驗室）と呼ばれたフランス大革命の眞つ只中に在つて、新しいペダゴギークを主唱し、一八〇二年當時ファースト・カンサルたりしナポレオンに國民教育の根本的改革を建言して容るゝ所とならなかつた瑞西はチュウリツヒ生れのペスタロツヂ [Johann Heinrich Pestalozzi (1746-1827)] (フランス革命の父と曰はれ「自然に還れ」と叫んだジャン・チャツク・ルソーは、已に一七六二年に「教育について」のサブタイトルを有つた「エミール」(エミール生立ちの記)を公にしてゐる。ペスタロツヂがルソーの思想から多大の感化を受けてゐることは疑ふべくもない)、更らに、ペスタロツヂについて、彼の直接のお弟子で「キンデルガルテン」(幼稚園)の創始者として有名であり、ペスタロツヂの試みた兒童教育の實驗から科學的の基礎原理を演繹したドイツはチュウリンゲン生れのフリーベル [Friedrich Wilhelm August Froebel (1782-1852)]等の近代教育改良家が、いづれもチャイルドに存するヒユウマン・ネーチュア(人之性)を尊重し、成年者と異つた特殊の存在としてチャイルドを理解するに努めたことは、人の熱く知る所である。特にフレ

ーベルは、人間の生活の最初のステージに殊に重きを置き、彼の名著「人の教育」(『Menschenziehung』, 1826)では、主として七歳までの兒童の教育について語つてゐるのである。

善であれ悪であれ、成年者は已に出來上つてしまつたものである。もうおしまひである。もし、英語の「エデュケーション」(教育)なる語の原義たる「指導」(ガイダンス)といふことが、ヒユウマニテイの完成のために是非必要であるならば(實際必要だが)、それは、善にも悪にもどうにでもなる、教育心理學で所謂「プラスチック・エージ」に在るチャイルドについて議せらるべき問題である。で謂ふ所の刑罰の主旨が、モダーン・ピーノロヂストの説く如くモーゼの「眼には眼を……」の古臭いセンテイメンタルな報復主義にあらずして、サイエンティフィック・メソッドに由る人間のソーシャルでコレクティブなワーカーの一つだとすれば、即ち行刑が單だ國家の犯罪に對するリアクションでなく、廣い意味の教育の任務を有つものであるならば、その努力の主要なる部分は、是非とも先づ、少年の上に注がなければならないのである。少年を憐れむためばかりではない。行刑といふことが、教育と同じく大きな一つのソーシャル・プロブレムであつ

で、ケースとしての個性を考慮すると共に、人間の社會生活、進んでは、其のネクスト・ゼネレーションをも考慮しなければならぬものだからである。少年處遇の問題は、小さいものだからといつて輕々に取扱はれるべきではなく、むしろ却て、行刑處遇の中心問題として、最も慎重に取扱はれなければならないものである。

我々大供達が、自分の眼前の欲望を満足せしめようとするばかりに、どれだけ残酷にチャイルドの運命を阻害してゐることであらう。あらゆるホリーと、あらゆるミステークとを重ねて來たにも拘らず、とにもかくにも、今日の文化を築き上げた人類の努力を空しうせず、のみならず、更らに進んで、より良き時代を作り出さうとするならば、ぜひとも深く自ら慎んで我等の繼承者たるチャイルドのために遠き慮を致さなければならぬ。少年を理解せよ。理解して善導せよ。今日のプランのない社會生活のケオスの中から光輝ある明日の世界を作り出さうとするならば、何を措いても先づ少年を犯罪生活の泥土の中から救ひ出さなければならぬ。

(1)

社會組織の基本的にしてなくてはならない制度の一たるファミリー(家族)については、これまで、諸大家によつて慎重に研究されたが、諸家の説く所は齊しく、家庭には少年の性行を決定する恐ろしい諸の力の潜んでゐるといふことに一致してゐるのである。「家庭の安定といふことは、社會の安定と其健全なる發達に缺くべからざる第一の條件である」と、マツクダガルは曰つてゐるのである(McDougall, Social psychology)。最初に人間の社會的の性行を決定するものは、ファミリーである。少年が高遠な理想と雄偉な志とを抱て世の中に出て來るのも陋劣な反社會的な生活態度を持つことになるのも、一にこのファミリーの如何に依るのである。今や、このファミリーなるシステムは過渡期に屬してゐて、何等かの整理の施されなければならぬ時期に際會してゐるのである。社會學者のロツスは、キリスト教始まつて以來のいかなる時代のファミリーに比べてみても、現代のファミリーほど安定を欠いてゐるものはない、と曰つてゐる。社會と子供とは、この不安定の罰を受けなければならぬのである。社會的不安を判断すべき規準の一つである離婚は急激に増加したのである。今日、我々の憂ふて已まない少年の犯罪の多くは、實にこの狀勢の中から生れ

て来たのである。自分は、今この小さな論文で、少年の犯罪をかもし促すに至つた、家庭生活に於ける最も有力なファクターの二三を指摘してみたいと思ふのである。

子供は、両親そろつて仲好く暮してゐるホームを享有する権利を生れながら有つてゐるのである。詳しく言へば相當氣樂で、營養生長のための日々の食に事欠かず肉體の健全なる發達の機會に恵まれたホームを指して言ふのである。かういふホームを作るには、先づ一家を安定させることが必要で、それには、慈愛あり、しかも決して子供を甘やかさない両親の心掛けがなければならぬ。愛と同情の温みを味はず、自己表現の努力の断えず阻止されてゐるチャイルド（子供）は、性行上の問題を起しがちなものである。多くの子供のケースを見るのに此等の正當な満足がホームで得られない場合、チャイルドは終りに去つて街頭に走り、でなければ極端な空想に耽り、卑屈となり、癩癩が強くなり、うそをつく、終には盗みをし、家出をやり、放火をするようにまでなるのである。

少年の犯罪といふものは、決して一箇又は數個の原因で説明しつくされるものではないのである。それは、大

(二)

犯罪をかもし出す家庭内のコンディションは種々雑多であつて、両親の態度、教戒の方法並びに子供同志の間的情緒關係といふようなものは、極めて重要なものであるが、此等の極めて微妙な家族生活の諸相について詳細に亘りてこれを解剖しようとする意圖は、自分は有つてゐないのである。しかし、多くの犯罪のケースに於て、我々は、幼少の時から泥酔、亂倫、卑猥なる言語並びに貧窮な生計状態に遭遇して来た少年を見出すのである。一例を挙げると、家庭に於ける環境状況について知るところを得たオマハに於ける百二十五件の少年犯罪に於て、其内二十ケース即ち一六パーセントでは、其父親が或る微罪のため起訴されたことがあり、二十二件即ち一七・六パーセントでは、家族の他の子供が少年審判所に立つたことがあり、八件即ち六・二パーセントでは、母親が或る犯罪で逮捕されたことがあつたのである。この同じ百二十五件の内から、三十七ホーム即ち二九・六パーセントは相當な生計を立て、居り、二十六ホーム即ち二〇・八パーセントは潤澤で、六十二ホーム即ち四九・六パーセントは貧困と評價されたのである。此等のホームに於

部分の場合ホームに胚胎する數限りもない微細な社會的な感動の副産物であるのだ。その中には、始終チャイルドの觸れてゐる情緒とか、性格とか、更らに加ふるに、社會的經驗とかの交互作用が見出されるのである。これは富んだホームでも貧しいホームでも同じことで、非常に多い場合ではないが、いつかは小供の行狀態度に關する難問題が起るのである。

今日、チャイルドの訓練教養に關する両親の智識の缺乏は驚くべきものがあるのである。この無智は、必ずしも、其日暮しの暇のない母親ばかりとは限つてゐないのである。無智はまだ恕すべしとするも、子供にとつて極めて悲しむべきことは、両親が欲しがりもしないのに生れて来た場合である。これは、人生の最大悲劇といつていゝのである。ネグレクト（無視）される子供ほどかわいさうなものはないのである。前きにローサンゼルス少年審判所のレファリー（陪席判事）たりしミアム・ヴァン・ウォーターズ（女）は長い間の經驗から「ありようは、デリンケント・チルドレン（犯行少年）はアンウォンテッド・チルドレン（欲しがられない子）である場合が極めて多いのである」と曰つてゐる。

けるコンディションとしては、發狂、慢性の疾患、癲癩、泥酔、壓制で殘忍な父、盗み、多人數同居、淫蕩な母、庶生子に對する慈愛の欠乏、口ぎたなく罵る両親、淫蕩な目的のため婦女を宿泊させること、常住貧乏といふような事實が發見されたのである。泥酔癩及び之に伴ふ種々の弊害は、ケースの殆んど四分一に存してゐたので、かひつままで言ふと、オマハに於ける少年犯罪の前記の一二五件の三九・八パーセントは、其家族の中から法律の違犯者を出してゐるのである。かういふホームがとかく犯人の養殖場となるのである。両親の身持ちが悪いのにどうして子供達に身持を良くしろと望むことができよう。いつになつても全く拭ひ去ることのできない深い印象が、どうにでもなる子供の心に刻まれてしまつてゐるのである。歐打殺傷とが、他人の所有物の由々しき毀損とが、竊盜其他の重大な犯罪を行ふ少年犯人には、權威に對する深い反抗心を抱いてゐる場合が甚だ多いのであつて、かゝる犯人の家族の内部は殆んど常に憎悪と疑惑とに満ちてゐるものである。かういふ家庭に育つた子供は、大きくなると、何かしらの方法で自分を防禦しようとする強い傾きを示して来るものである。

(三) ファミリー・システムは、社会的秩序の中に在つて其生命ともいふべき程の大切な機能を有つてゐるものである。で、若し、それが、どうかした工合で毀損したり又は内部の疎隔で満足な関係が保たれなくなれば、この機能は十分に發揮されなくなるのである。其結果は、すぐに子供の生活の上に顯はれてくるのである。バート氏のロンドンに於ける研究は、二百人の少年犯人の六〇パーセントはブローケン・ホーム(家庭の破綻)といふ不利な條件を負はされてゐたことを示してゐるのである。我がオマハに於ける一、一四五件についても、其の五〇・七パーセントはブローケン・ホームから來たのである。ホームの破綻は色々な風に起るものであるが、其内の最も悲劇的であるのは、片親又は両親の死亡、夫婦同棲拒否(desertion) 即ち別居(separation)及び離婚(divorce)である。

この一、一四五件について筆者の研究した所では、其三七・七パーセントでは一人以上の子供があつたのである。

(表一) オマハに於ける一、一四五人の少年犯人のホームのコンディション (一九二二—一九二七)

件数	総数		ボーイズ		ガールズ	
	数	パーセント	数	パーセント	数	パーセント
件数.....	1,145	100.0	808	100.0	337	100.0
ノーマル・ホーム.....	564	49.3	443	54.8	121	35.9
ブローケン・ホーム.....	581	50.7	365	45.2	216	64.1

(表二) オマハに於けるブローケン・ホームより出た五八一人の少年犯人の家庭状態 (一九二二—一九二七)

件数	総数		ボーイズ		ガールズ	
	数	パーセント	数	パーセント	数	パーセント
件数.....	581	100.0	365	100.0	216	100.0
父亡.....	120	20.6	78	22.3	42	19.4
母亡.....	91	15.6	59	16.7	32	14.8
両親亡.....	32	5.6	20	5.5	12	5.5
總父.....	115	19.8	72	19.7	43	19.9
總母.....	37	6.3	26	7.2	11	5.0

る。只だ二人の人間が離婚するといふことは、社会秩序の上からは別に大した不幸な結果はもたらさないが、子供の生活に於ける影響は遙かに大きなものがあつて、屢々精神上的の災害をもたらすのである。子供は健全なホームと楽しい家族生活とを拒まれるばかりでなく、父又は母の又は双方の愛と尊敬とが失はれてしまふのである。子供の人生観は全く一變してしまつて、時には往々にして、生の意義の何たるかを解することができなくなる。しかも、同時に、彼等は、何か恐ろしい死活問題に關するようなものが自分達の生活に起つてゐることを痛烈に感じてくるのである。少年審判所で取扱ふケースの大きなパーセンテージは、夫婦別れをした両親を有つてゐる子供である。ブローケン・ホームの子供達の上に及ぼす災害は測り知れないのである。其影響は數代の後にも及ぶのである。次に掲ぐる二つの表は、両親そろつて家に在るノーマルなものとならざるアブノーマルなものとの分布を示すものである。

両親別居.....	49	8.8	33	9.1	16	7.5
両親離婚.....	104	18.2	65	17.8	39	18.1
父逃亡.....	15	2.5	6	1.6	9	4.2
養父母.....	8	1.4	2	0.6	6	2.9
繼父母.....	1	0.1	1	0.2	0	0
後見人.....	1	0.1	0	0	1	0.4
祖父母と同棲.....	1	0.1	1	0.2	0	0
其 他.....	6	1.0	2	0.6	4	1.9

(表一) を見るに、一、一四五件の五〇・七パーセン

トはブローケン・ホームから出てゐることが分かるのである。總數一、一四五件の内八〇八人即ち七〇パーセントはボーイズで、此内三六五人即ち四五・二パーセントはブローケン・ホームから出てゐるのである。之に比べて、ガールスは三三七人で、此内二二六人即ち六四・一がブローケン・ホームから出てゐて、残りの二二一人即ち三五・九パーセントはノーマルなホームから出たのである。之に由て見ると、犯罪の原因となるフアクターとしてのアブノーマルな両親の状態は、ボーイズよりも

ガールズの間には餘計に發見されるのである。かゝる關係を生ずる理由は、疑ひもなく一部は、兩性の性質の差異に存するのは勿論で、ボーイズはガールと異り家庭以外の廣汎な環境の影響に化せられ、更らに、女子とは別の社會的規矩標準に服しがちだからである。

(四)

父親の死亡はボーイズとガールスの双方にとつて悲劇的な不幸である。ブローケン・ホームから出た犯罪少年の大部分は其父親を失つてゐるのである。これは繼父を

有つ場合と同じくガールスにとつても重大なものである。オマハに於ては、ブローケン・ホームから出た一二〇件即ち總件數五八一件の二〇・六パーセントは父親の指導のなかつたものである。母親の死亡は、表によつてみても、ボーイズとガールスとの行狀の問題の上にさう強くは反映してゐないのである。繼父を有つといふことも、ボーイズにとつては犯罪の原因として目立つた因子の一つである。多くの場合、繼父と繼子とはお互に反目しがちなもので、衝突は直ぐ起るもので、同情のある態度で仲好く暮すといふことはできにくいものである。表にもある通り繼父を有つてゐるケースの總比率は一九・八パーセントである。離婚で破れたホームも之に次いで多くの犯人を出してゐるのであつて、即ち一八・二パーセントとなつてゐる。オマハに於けるケースの内、ボーイズの一七・八パーセント及びガールスの一八・一パーセント即ち合せて總件數の三五・九パーセントはかゝるホームから出てゐるのである。父親の逃亡は、ボーイズの場合に比してガールスの方は約三倍となつてゐる。

(五)

この小論文を結ぶに當つて、自分は、ヘリー並びにブ

ロンナーと共にホームの少年に及ぼす感化について、責任の大部分を何處に歸すべきであるか、少年の處遇と其犯罪の豫防とを講ずるに當つて、何處から先づ手を着くべきかは、火を見るよりも明かである」と曰ひたいのである。吾人の已に説いたように、近代のホームは、餘りにも屢々、明日のクリミナルの養殖場となるのである。其のスタビリティは今や存亡の危機に瀕してゐる。ホームのごた／＼と分裂とは社會にとつて非常な損害であるから、かゝる忌むべきコンディションを救済し、由て以て少年犯罪の原因たるフアクスターの一つを除くのは社會の直面する焦眉の急務であらう。(一)

Journal of Criminal Law and Criminology,  
March-April, 1934.



# 双生児に於ける犯罪

(Criminality and Delinquency in Twins)

アーロン・ジー・ロザノフ  
レヴァ・エム・ハンデイ  
イサベル・アヴィス・ロザノフ

約三年前から、我々は、双生児に於ける精神異常の場合の記録を集めにかゝつた。その目的は、各主要臨床群の爲めに統計的取扱を可能ならしめる分量だけ、此の種の資料を集める事であつた。此の仕事は今や事實上完了し、研究題目たる精神異常の何れか一つに依つて双生児の一方又は双方が侵されて居るもの一、〇〇八組を集めることが出来た。

又対象の目的の爲めに正常なる双生児三一三組の記録をも集めた。

我々はその研究の中に、成年期に於ける犯罪、少年期に於ける犯罪、幼年期に於ける行動不良の例をも含めた。此の報告は以上集めた資料中のこの問題に就いて取扱はんとするものである。

過去五十餘年間に於いて、双生児の研究が人間の成功智力、氣質、行爲、健康及疾病その他人性問題に對して遺傳的及び環境的素因の有する相關的重要性を解明する事が出来ると主張されたのは一再に止まらなかつた。

併年ら、我々の資料が多くなり、我々が更によく之を調査するに従ひ、人間の諸状態を制約する素因を單に遺傳的なものと環境的なものとに分ける事が、詳細に考慮すべき複雑な事情から注意を奪ひ去り勝ちになる意味に於て、誤謬を來たすものであることが、益々明瞭になつて来る。

精神異常、行動異常の原因に關する文献には、遺傳的 (hereditary) と名づけられるのみならず、生得的 (inborn) 、先天的 (congenital) 生前の (pre-natal) 、體

質的 (constitutional) 等と名づけられる素因のことが論及されてゐるが、我々は、我々の集めた資料及び文献に散在して居る資料の助けをかりるならば、原因的素因の一層正確な用語、一層完全な分類が出来ると信ずる。

我々の有するが如き資料からは、原因的素因の性質に就いては何等教へられる所がないとしても、かゝる素因の作用する發生的期間 (development period) は、極めて明らかに之を指示する事が出来る。

更に専門的に論ずれば、原因的素因は次の如く分類出来る。即ち、前胚種期 (pre-germinal) 、胚種期 (germinal) 、胚胎期 (embryonic) 、胎兒期 (foetal) 、出生期 (natal) 及出生後の發育の各期。

我々が前胚種期のものと名づけようとする素因のみが本來の意味で遺傳的と言はれ得るものであらう。それは人間が卵巢の中に原濾胞 (primordial follicles) として乃至は卵丸の中に母精子 (spermatocytes) として現はれ始める以前に既に、その祖先の中で作用して居る素因なのである。

一定の精神異常の原因に關して、前胚種期素因の影響を確定するには、それが家族の者にも現はれてゐる事を

示すだけでは充分でない。それだけの事なら、家族の者が同じ條件に曝されて居るためだと説明出来る事がよくあるのである。然し乍ら、若し、一定の異常が家族の者にも現はれて居る以外に、その異常が一卵性双生児 (monozygotic twins) の一方に現はれて居る時は他方もきまつて同様に侵されて居る事を示し得るなら、又若し、その異常が二卵性双生児 (dizygotic twins) の一方に見られる時は他方は原則として、それに侵されて居ない事を示し得るならば、我々の集めた證據から充分に、前胚種期素因が問題の異常の發生に關し唯一又は主要な素因であると確證する事が出来る。

家系内に於いて遺傳が性に依るといふ様式を確證出来る様な場合には、その事だから、原因的素因は前胚種期にあると云ひ得るだらう。

精神異常の原因に關して、胚種期素因は今迄注意されることが誤つてゐた。而かも苟も胚種期素因と言ふ時は前胚種期のものと區別されないことが屢々あつた。

發生の胚種期は長くて複雑なものである。人體組織學の資料によれば、それから卵子が結局發生する所の原濾胞は、出生時のみならず、出生前數ヶ月の女兒の卵巢中に既に存在して居る事は明らかである。それ故、卵子は

それが生熟し受精するまで、多少の差はあるが十二年乃至四十年間存在して居り、その間色々の發生過程を経る事が分る。此の期間、卵子はその發生を或は助長し或は妨害し或は疾病を起させるかも知れない様な種々なる影響に曝される。

精子の胚種期の發生史は卵子の場合とは全然異なるとは言へ、矢張り可なりの期間を要し、その間善悪種々の素因の影響を受ける。

家族の者には現はれず、従つて嚴密には遺傳的と言はれないが、而かも尙矢張り胚種期の素因に依るものであることの明かな異常状態がある。モンゴリズム (mongolism) (譯者註。容貌等の蒙古人に類似したる白痴型) がその著しい例である。一卵性双生児では一方がモンゴリズムならば、他方も必ず間違ひなくモンゴリズムであるが、二卵性双生児では一方がモンゴリズムならば他方は必ず常に正常である。

モンゴリズムは一の家系内に於いては一人以上に現はれる事は殆んどない。その上、モンゴリズムは不妊であり短命であるので、直接の遺傳は實際上問題となる事はな

損傷して、爲めにモンゴリズムを生ずるものと考へて差支ない。

發生の胚胎期は卵子の受精時より妊娠第八週の終りに至るまでである。が此の期間に於て組織及び器官が發育し身體の構成が始められる。此の期に作用する素因は畸形 (malformation or monstrosity) と結びついて居る状態を生み出し易い。此の種の状態が一卵性双生児の一方にのみ見られる事が比較的多い時は、それは確に胚胎期の素因に依るものであつて遺傳的又は胚種期のものに依るのではないが、然かも尙それは生得的とか先天的とは言へるであらう。

胎兒期は妊娠の第八週の終りに始まり出生に終る。それは主として身體の大きさの増大する時期であつて、組織や器官の形成は前期程大でない。その代りにそれは又胎盤を通じて母體が胎兒の爲めに營養、呼吸、排泄の機能を行ふ時期である。

胎兒期に作用する疾病的素因 (disease-producing factors) は、一卵性の場合より二卵性双生児の場合に遙かに多く、その双方に同一又は類似の状態を齎らす傾向があることに依つて之を知る事が出来る。更に、それは前胚種期、胚種期又は胚胎期の素因には歸する事が出来る

ないが、胎兒期に作用する素因に歸せらるべき生得、先天的、體質的狀態の他の一群を選別する時の標準となる。その著しい例は心神耗弱の大群である。

我々はこゝで出生期及出生後の各期に於いて作用する疾病的素因についての論議には立ち入らない。といふのは、所謂體質的精神異常がかかる素因によつて生ずるものであること及びかかる異常の原因には何等遺傳的又は生得的なものさへないと言ふことは必ずしも常に明瞭に認識されて居るわけでないとは云へ、それらの素因は大抵熟知されて居るからである。個體發生は出生で完了するものでなく、停止して居た發育はその發育の完了するまでは如何な時期にでも行はれる。

精神異常の體質的素因の上記の如き分類に關聯して更に、原因關係の三種の型を區別出来る事を述べねばならない。即ち單純型、多様又は變化型及び複合型と名づけられるものである。

一素因の疾病を起す作用が、上述の發生時期中嚴密に唯一つの時期に限られて居る場合、單純原因關係と云ふ言葉を我々は用ひる。此の場合の一例として前胚種期のみの素因に依つて起されるハンチントン氏舞蹈病が挙げられる。他の一例として既述の胚種期の素因にのみ依

る一状態としてモンゴリズムを擧げる事が出来る。

ある時は發生の一時期に作用する素因に依り、又ある時は他の時期に作用する別の素因に依り惹起せられるやうな状態に關聯して、我々は多様型又は變化型の原因關係といふことを言ふ。最も著しいかかる状態群の例は心神耗弱であらう。心神耗弱の大部分は遺傳的素因に依つて起ると云ふ證據は豊富にあり、我々の資料の中にも含まれて居る。然し、心神耗弱は遺傳的以外の、發生中の何れかの時期に作用する素因に依つても起ると云ふ同様に強力なる證據もある。我々の有する資料中には、既に述べた如く心神耗弱は胎兒期に作用する素因に依つて起ると云ふ事を特に決定的に示して居るものが若干ある。かなりのパーセンテージに於いて、心神耗弱は出生時又はそれ以後の頭部傷害及び小兒期に於ける腦膜炎や大脳炎の様な出生後の素因に依つて起ると云ふ事は周知の事である。

異なる發生期に作用する二つ以上の素因が問題の状態を惹起するに必要な場合に關聯して、我々は複合型の原因關係といふことを言ふ。此の事實は疾病に罹り易くする原因、及び疾病を促進せしめる原因が強く働いた場合の精神異常の原因關係の醫學的論議に於いて承認された

處である。我々自身の集めた資料を呈示する前に、文献に見られる類似の資料に關して簡単に論及して見よう。我々は一九二八年獨逸で發表されたヨハネス・ランゲ (Johannes Lange) の研究を特別注意して見たい。氏は犯罪双生児三〇組の研究を發表して居るのである。その内一三組は一卵性双生児で一七組は二卵性であつた。一三組の一卵性双生児中一〇組に於いては双方ともに犯罪を犯し而かも同じやうな方法を行つてゐる。残りの三組では一方のみ犯罪を犯し他方にはそんな傾向はない。これは、双生児の双方が犯罪を犯してゐるのは僅か二組にすぎない二卵性のものに比して著しい相異である。一五組に於いては双生児の一方のみが侵されて他方にはそんな傾向は見られない。

數ヶ月以前、オランダのA.M.・レグラス (A.M. Le Glas) は双生児の精神病及犯罪に關する研究を發表した。氏の資料には犯罪双生児九組が含まれてゐる。その中四組は一卵性で五組は二卵性のものである。一卵性の四組全部に於いて双生児の双方が侵されてゐるが、二卵性双生児の五組では一組にすぎなかつた。レンゲ、レグラス兩氏とも犯罪の原因關係には遺傳的素因があるとの

結論を下して居る。我々の集めた資料は犯罪に關する限り、三四〇組の双生児より成り、之を次の如く分類することが出来る。

成年期の犯罪例	九七
少年期の犯罪例	一〇七
少年期の行動不良例	一三六

我々は單に資料の選擇方法を述べるだけに於いて、成年期の犯罪、少年期の犯罪、幼年期の行動不良 (Behavior difficulties) の定義を述べる様な事はしない。十八歳以上の者にして刑事裁判所の有罪の宣告を受け郡立、州立又は聯邦監獄に一定期間收容せられた者、又は保護觀察を許された者は我々の目的上、成年期の犯罪を現はすものとして分類した。

少年少女にして、ある犯罪の爲めに少年審判所當局の注目する所となり、その爲めに保護觀察に附されるか感化院に委託されたものは、我々の目的上少年期の犯罪の場合を現はすものとして分類した。幼年期の行動不良の場合には、兒童誘導機關の臨床、學校臨床、小兒の臨床、神経病の臨床及び公立學校に於ける問題兒童 (problem children) の特別學級に見られる。此等の幼児は、然し、法律には抵觸せず、従つて少

年審判所の注意は惹かなかつた者達である。我々の資料は、此の三つの群が何れも性質を異にするものであり、相互にはある限られた關係しか有しないと云ふ事を明に指示して居る。資料を簡略にして表を作れば次の如くなる。

臨床群

双生児の型及性	成年の犯罪		少年の犯罪		幼少期の行動不良	
	期	年	期	年	期	年
恐らく一卵性の同性双生児						
男性で双方とも侵されてゐるもの	二	二	二	五	二	三
男性で一方のみ侵されてゐるもの	一	一	二	一	四	二
女性で双方とも侵されてゐるもの	三	三	一	四	二	〇
女性で一方のみ侵されてゐるもの	一	一	一	一	二	二
同性二卵性双生児						
男性で双方とも侵されてゐるもの	三	三	一	一	一	三
男性で一方のみ侵されてゐるもの	二〇	二〇	五	一〇	一〇	三
女性で双方とも侵されてゐるもの	二	二	九	一三	一三	〇
女性で一方のみ侵されてゐるもの	三	三	〇	二四	二四	二
異性二卵性双生児						
双方とも侵されてゐるもの	一	一	八	八	八	八
男性のみ侵されてゐるもの	二	二	四	八	八	一

女性のみ侵されてゐるもの……………一〇、四、三

此の表は成年期の犯罪、少年期の犯罪、幼年期の行動不良、と言ふ臨床群の分類であるのみならず、双生児の型及性の分類でもある。各の場合、どの程度に双生児の兩方が侵されて居り、どの程度に一方のみが侵されて居るかを示して居る。

先づ成年期の犯罪群の數字を考察しよう。我々の取扱ふのは九七組の双生児であり、一九四個の個體である。此等は性別にすると同數ではない。一四四人が男性であり、五〇人は女性である。女性の五〇%は罪を犯して居ないが、男性の罪を犯さないものは二九%に満たない。換言すれば我々の資料は、長らく各國に知られて居る事實、即ち犯罪は女性より男性に著しく普通だと云ふことを更に提示して居る。異性双生児程此の關係を證明するものは他にない。

性と聯關して居る因子が存在してゐるとは考へることが出来るが、此の問題を解決するには更に特種の研究が必要と思はれる。かゝる素因の存在が證明されるなら、そのことだけで前胚種期素因の原因關係が明かにされるであらう。

兩性間の差異は少年期の犯罪には比較的顯著でなく、幼年期の行動不良には全く見られないことは注目すべき事である。

成年期の犯罪群中には、三三組の男性双生児があり、恐らく一卵性のものだらうとして分類しておいた。その内二二組に於いては双方ともに犯罪を犯し、一一組に於いては一方のみが犯罪を犯して居る。これと、二三組の成年期の犯罪群のある所の二卵性男性双生児と比較せば、其處に著しい差異が見られる。二卵性男性双生児では唯三組に於いてのみ双方が犯罪を犯し、二〇組に於いては一方のみ犯罪を罪し他方は犯してゐない。同様の事實は集めた數こそ少いが、女性の二卵性及び二卵性双生児についても見られる。

我々の結論は大體に於いてランゲ及びレグラスの結論に類似してゐると言へるだらう。兩氏は成年期の犯罪には前胚種期又は胚種期の原因的素因が存在してゐることを主張してゐるのである。

英のゴリング (Goring) 我が國のエス・エス・グリニツク及びイーティ・グリニツク (S. S. and E. T. Glinck) の行つた様な家族に就ての研究は、犯罪的傾向が一定の家系内に比較的多く現はれることを明にしたの

較的多く見られる。

これに關する實例として、一九三二年十一月に研究した、三二歳弱のP双生児、A及びCの場合を引用するところが出来る。その時Aはロスアンゼルス郡刑務所に浮浪罪で短期の刑に服して居た。Aには何等それ以前に前科がなく、却つて、牧場の仕事を満足に行つて居り、後には九年間軍隊で立派に務めたと云ふ経歴がある。彼は自動車製造の職工であつたが失業した。彼の兄弟のCは彼等兄弟が共に七年間雇はれて居た牧場を去らずに居り我々の調査當時も尙牧場で働いて居た。Cは未だかつて逮捕せられた事がなく。

我々はこの研究の間に、双生児發生の生物學に關する資料を集めることはしなかつたが、同一双生児 (Identical twins) と云ふ言葉を放棄させる様に我々の注意を惹く事實が、之々を導いて來た。一卵性双生児は通常、如何なる二人を如何なる具合に選び合はせた時より、相互に似て居る。とは云へ、二人は決して同一でない。そして、時には、一卵性双生児は世界にこれ程の差異はないと言つても誇張にならない様な肉體的、智的及氣質上の差異を現はす事がある。胚胎期の初期に於いて、妊娠して生じた物が二つ又は

で、此の證據から、問題の原因的素因は、胚種期よりも前胚種期のものであると完全に言へるであらう。

併乍ら、かく言へばとて、他の素因を考慮外に置いてゐるではない。反對に、此等の數字からでも、我々が今變化型及び複合型の原因關係を問題にしてゐることは明らかであるが、更に、そう云ふ意味の證據は、我々の資料を詳細に發表するに従つて益々現はれて來るだらう。

明に理解出來るごとく我々は一方のみが侵されて居る處の一卵性双生児に特別の關心を持つて居るものである。我々はまだ資料を完全に分析し終つては居ないが、併し、現在でも、クリミナリズム (Criminalism) とクリミナリテイ (Criminality) との間に區別を設ける必要があらうとは言ふことが出来る。このクリミナリテイと言ふ言葉は非常に廣汎にして、偶然的な不適合 (Hereditary maladjustment) の場合も含む。しかるに、クリミナリズムと言ふ言葉に對しては、我々は、特別の困難乃至は緊張のない色々の状態に於いて現はれる力強い頑固な體質的傾向と云ふ意味に、すなはち、ずつと限定された意味を有たせたいと思ふのである。

かくして、クリミナリズムから區別された意味の偶發的犯罪は、一卵性双生児に於いて一方のみを侵すのが比

二つ以上の個體に分れる原因は不明であつて、分裂の法も常に同じではなく、恐らく分裂の型さへ異なると思はれる所がある。一卵性双生児の約四分の一の場合に於いて、一方は右手利きであり、他方は左利きである事も想ひ出されるだらう。又明かに、最初の分裂に於て既に分量的不平等があるのかも知れない。けれども又恐らく、素因が胚胎期、胎兒期、出生時期に作用し、程度の差はあるが、出生時又はその後には存在するのが見られる所の不平等を生ぜしめる場合もある。かゝる不平等は一卵性双生児の場合例外と言ふより寧ろ普通である。

最初の素質のかゝる相異、又は資質發生のかゝる不平等が、一方のみ犯罪を犯し他方は犯罪を犯さない所の一卵性双生児の場合を説明することが出来る。我々は此の關係の一例として、C双生児のW及びDのことを引用しよう。我々は、二人が二五歳の時の一九三二年十月から十二月の間に於いて二人を調べた。父は開業醫であり、胎盤は一つだつたと語つてゐる。二人は容貌、眼の色、毛髪、皮膚は非常によく似てゐたので、二人をよく知つて居る人でさへ間違へる位であつた。Dが先に生れ、生れた時は一ポンド程Wより重かつた。然しWよりずつと重い小兒病に罹り、今でもW程強健ではな

い。母は、二人は最初から氣質が正反對であつたと語つて居る。Dは温順しく勤勉で家で本を読むのが好きだったが、Wは賑やかな友達や刺戟を求めて居た。二人は友人も異なり、敵對し合ふことは無かつたが相互に特に親愛を感じてはゐなかつた。Dは身を以て世間の世話を焼くがWは人の事はどうでも良かつた。Dには今まで犯罪の傾向はなく又官憲と衝突したこともない。一方Wはいかがはしい人物と交際し、賭博をやり、マリヤウアナ酒(Marijuana)やアルコールもやつた。一九三〇年四月Wは逮捕され重い竊盜罪で起訴された。彼は自動車を盗み、虚偽の鑑札板を代用し——それも盗んだのである——豫備のタイヤを抵當に預けてガソリンを手に入れ、十弗小切手に父の名を偽り、後になつてその車を他の町で捨てた。彼は極力無罪を主張した。町の留置場に二兩日、次ぎに郡刑務所に三ヶ月、更に道路工事のキャンプに七ヶ月間服役して、今は五年間の保護觀察に付せられてゐる。

我々の資料の一部が提供する證據から見ると、頭部傷害は、これまで見られなかつた頑強な犯罪的傾向を現はさせる様な變化を人の氣質乃至は性格に與へる様である。かゝる作用の確證はランゲの擧げてゐる一例にも見

られる。我々は如何なる種類の、又、如何なる程度の頭腦傷害でもが、それだけで、犯罪傾向を生ずるとは信じない。が、この問題に關する資料は乏しいに拘らず、頭部傷害が、アルコール中毒や瀰漫性髄質梅毒疾患同様に、統制及抑制機構に障礙を來たさして、これまで遺傳的生的特性でありながら尙潜在的特性として存在して來た反社會的傾向をその人に發揮させる事はあり得る様に思はれる。

その適切な例は一八九七年生れのM双生兒、G1及Geであり、二人とも學校及二一歳になるまでの経歴には優秀なる記録を残してゐる。Geはその後ずつと、事業には非常に成功し、社會に於いて立派な地位の紳士であつた。之に反し、我々の研究當時獄舎に居たG1は、世界大戦中飛行士としての服務召喚狀を七度も發せられた後、一九一八年の六月と九月に二度飛行機の破壊の爲めに頭部に傷害を受けた。此の傷害の直接の影響から恢復すると共に、彼はその犯罪生活に陥り、記録に依ると一九二〇年と一九三二年の間に一二回有罪の宣告を受け、二州に於いて禁錮及懲役の刑を言渡された。その犯罪は贖物故買不拂手形の發行、家宅侵入、偽造、暴行等々である。此の特別な臨床群に於いては、他の如何なる群に於い

てよりも、資料に就いて確信を得ることが一番困難であることを指摘せねばならない。囚人自身のみならず、親戚友人までが共謀して、決定的事項の報告を差控へることが屢々あるのである。若しもつと信用するに足る報告を得ることが出来るならば、成年期の犯罪群中に於ける一卵性双生兒の一方のみが侵され、他方は犯罪的傾向を有しない場合の比率は、我々の表に現はれた數字より小さくなるだらう。

次に少年期の犯罪に移らう。此處では、一卵性双生兒に於いて男女を問はず、一方が犯罪を犯してゐる時他方も亦犯してゐると云ふ場合が更に著しいのを見る。この事自身からは何等の結論も生れない。それは單に遺傳及環境が同じであれば、行動も恐らく類似するだらうと云ふ意味に過ぎない。然しこゝに一卵性女性双生兒にして兩方が分離されて育てられたのが一例ある。即ちJ双生兒のA・E及びM・Jである。我々は二人が十二歳だつた一九三〇年の十二月と一九三一年の三月の間に調査を行つた。二人はミネソタに生れ、三歳の時から分離され

最後に、一卵性双生兒を二卵性のものと間違へる爲めに、双生兒の分類に恐らく誤りがあるだらうことを述べておかねばならぬ。(又は逆の事も)そこで、之を要するに我々の資料は一卵性双生兒の成年期の犯罪の三分の二の場合に於いて、一方が犯罪人であるときは他方も同様に犯罪人となる事を示して居る。残りの三分の一の場合には、一方のみが犯罪人である。我々の資料は、この外見的の矛盾に對して五通りの説明が可能なることを暗示して居る。(a) クリミナリズムと區別された偶發的犯罪は、主として生得的素因よりは環境的素因に限り決定されるもので、双生兒の一方のみが曝されてゐる所の特別の條件の下に起る。(b) 初期胎胎期に於ける最初の分裂の不同又は子宮内に於ける發育の

不同に依つて、生得的體質の差は説明出来る。(c) 例へば頭部傷害、アルコール中毒、又は腦皮質の瀰漫性梅毒疾患の如き素因は、双生兒中一方だけに現はれて、統制的抑制的機能を破壊して、その人の氣質中で、これまで潜在して現はれて居なかつた反社會的な所を現はす。(d) 我々が報告を取つた人々の間では、双生兒の一方に於ける犯罪傾向を共謀して隠蔽するので、一方のみが犯罪を犯した比率が恐らく高まつて居るだらう。(e) 二卵性双生兒を一卵性と間違へて居る爲めに恐らく又一方の双生兒のみ犯罪してゐる場合の比率が誤り高められて居るであらう。

た。M・Jはカリホルニアで母の手で、A・Eはワイオミングで親類の者の手で育てられた。非常に工面の良い乳母夫妻を持ったA・Eに比して、M・Jは幾分劣つて居た。文通は本當に時たまであり、四週間に唯一度だけワイオミングへ訪ねて来て二人は一緒になつた。十六歳の頃、性的犯罪の傾向が二人に現はれ、屢々二人は各自の家から飛び出し、面倒を起した。遂に二人とも州立少女感化院に委託された。即ち一人は一九二八年十月カリフォルニアのヴェンチュラ學校 (Ventura School) に、他方は一九二九年六月ワイオミングのシェリダン感化院 (Industrial Institute in Sheridan) に。不幸なことに、一卵性双生児が分離されて育てられた例は餘りない。

的少年期の犯罪群で著しい発見は表にも示される様に二卵性双生児の場合にある。我々は男性二卵性双生児を十六組有し、その内十一組に於いては双方とも侵されて居り、唯五組に於いてのみ一方が侵されて居る。更に女性双生児は九組あり、それ等は全部双方が侵されて居る。こゝでは今充分に我々の資料を紹介する事は出来ない。我々の少年期の犯罪群に含まれて居る資料中で、既に我々が定義せんとして見た所のクリミナリズムと基本的に關係のあるのは、小部分のみであると言ふに止めて置く。少女の犯罪は大抵が性的犯罪であつて、その性質及原因に於いて少年の多くの犯罪とは大に異なる。少女少女の犯罪の大部分の場合生得的素因は、恐らく一般的には社會的環境とも名づけられるべき生後の素因に比して、比較的次要でない。

詳細な議論及説明を呈出する事を期する。我々は尙、精神病學の領域に於いてもつと科學的な方法を我々に齎らすと云ふ約束を、生物學の研究が與へてくれると云ふ印象を持つて居る。然しかゝる研究は現在までのものよりもつと大きな規模の上に、個人よりは國

家に依つて爲されねばならない。と言ふのは國家のみが、特別な主題群及び特定ならざる人々に於いて絶えず必要とされる材料の蒐集に、必要な法令及認可を與へ得るから。

### 六月分贈與金

六月中ニ於テ在職十年以上ニシテ退職又ハ死亡シタル者或ハ三年以上在職シテ死亡シタル者ニ贈與シタル金額左ノ如シ

- 退職者黒崎清作 外十一人 一金六拾九圓也
- 死亡者惠良三郎助 外六人 一金百七拾參圓也
- 合計貳百四拾二圓也

### 春秋會第十八回例會

在京舊所長を以て組織されてゐる春秋會では、その第十八回例會を六月八日柳橋二葉に於て開催した。相會するもの左記十二氏に刑務協會伊藤、大原兩主事、和氣靄々裡に舊交を温められた。

- 松山爲治、大月義平二、香川又二郎、根本仙三郎、芋川正義、兒島三郎、寺川鎮次郎、岡辰造、森元祐、和田千松郎、永田包雄、印南於菟吉 (順序不同)

東京警察協會第二回例會大會  
市谷警察視察部

### ◎市谷刑務所主催

## 東京刑務武道會第二回剣道大會

皇國の興廢を賭して濤も怒る對馬海峡に露國艦隊を撃滅し、光輝ある三千年の歴史に更に香高き近代日本隆昌の礎石を築いた記念の日、昭和九年五月廿七日天氣晴朗微風だに無く市谷臺に若葉は馨る。

午前九時敵軍撃滅を期して小菅、横濱、巢鴨、豊多摩市谷の正副選手七十名の入場に次いで、在京各刑務所長を初め來賓諸氏の着席、市谷所長開會の挨拶後優勝旗の返還式を行ひ、高野範士審判員を代表して試合態度に就き懇切なる注意を促す。

漸く戦機は熟して、九時十五分巢鴨荒生君横濱堀範君先づ對戦、突如耳もつんざく裂帛の氣合、劍尖三寸に氣魄は凝つて火も降るばかりの熱戦に、場内俄に殺氣立ち早くも觀衆の昂奮を煽る。

午前中の戦績次の如し。

### 第一部 審判 持田範士

得點	對	對	對	對	對
0	1	3	2	4	對
×	×	×	×	○	高野
×	×	○	○	○	三澤
×	×	○	×	○	荒生
×	○	○	○	○	堀籠
○	○	○	○	○	西田
初	初	二	初	初	別段
西田(市谷)	堀籠(横濱)	荒生(巢鴨)	三澤(豊多摩)	高野(小菅)	選手名

### 第二部 審判 檜山範士

得點	對	對	對	對	對
3	1	3	3	0	對
○	○	○	○	×	菊地
×	×	○	×	×	川島
○	×	○	×	×	井口
○	○	○	○	×	横田
○	○	○	○	×	五十嵐
初	二	二	初	二	別段
五十嵐(市谷)	横田(横濱)	井口(巢鴨)	川島(豊多摩)	菊地(小菅)	選手名

### 第三部 審判 高野範士

得點	對	對	對	對	對
0	3	2	2	3	對
×	○	×	×	○	山崎
×	○	×	○	○	高橋
×	×	○	○	×	落合
×	○	○	○	○	仲丸
二	二	二	二	二	別段
萩島(市谷)	仲丸(横濱)	落合(巢鴨)	高橋(豊多摩)	山崎(小菅)	選手名

### 第五部 審判 檜山範士

得點	對	對	對	對	對
1	0	2	4	3	對
×	×	×	○	×	押切
×	×	×	○	×	江村
×	×	○	○	○	間佐久
○	○	○	○	○	阿部
○	×	○	○	○	三科
二	二	三	二	三	別段
三科(市谷)	阿部(横濱)	佐久間(巢鴨)	江村(豊多摩)	押切(小菅)	選手名

### 第四部 審判 持田範士

得點	對	對	對	對	對
1	1	4	2	2	對
×	○	○	×	○	高橋
×	×	○	○	○	村田
×	×	○	×	×	大澤
○	○	○	○	○	服部
二	二	二	二	三	別段
服部(市谷)	木村(横濱)	大澤(巢鴨)	村田(豊多摩)	高橋(小菅)	選手名

### 第六部 審判 高野範士

得點	對	對	對	對	對
2	0	2	3	3	對
×	×	○	×	○	中村
×	×	×	○	○	渡邊
○	×	○	○	×	見中里
○	○	○	○	○	見川
○	×	×	○	○	錦織
二	二	三	三	三	別段
錦織(市谷)	見川(横濱)	中里見(巢鴨)	渡邊(豊多摩)	中村(小菅)	選手名

以上の得点集鴨十六點、豊多摩十六點、小菅十五點、市谷七點、横濱六點で集鴨、豊多摩、小菅は一進一退三つ巴の混戦勝敗の豫想を許さず。來賓應援團の昂奮絶頂に達せんとする頃正午休憩となる。

午後一時高野、持田兩範士帝國劍道型を範示せられ再び試合に入る。午前中の戦績容易に勝敗を豫断せしめ難く選士はもとより應援團迄必死の色を浮べ、各選手の剣の動きは最早素人の眼には留まらぬ程の物凄さを加へ、一閃をも見逃さじと審判員も眼光血走り、應援團の中には耐りかねて聲援を發し、場内掛りに注意を受け頭を掻く圖なども見られた。

午後の戦績次の如し。

第七部 審判 持田範士

得点/對	選手名	別段	3	1	4	1	1
伊藤	小菅	○	○	○	○	○	○
小淵	豊多摩	○	○	○	○	○	○
大澤	集鴨	○	○	○	○	○	○
荒井	横濱	○	○	○	○	○	○
小越	市谷	○	○	○	○	○	○

第九部 審判 高野範士

得点/對	選手名	別段	2	0	4	1	3
増子	小菅	○	○	○	○	○	○
北條	豊多摩	○	○	○	○	○	○
瀧澤	集鴨	○	○	○	○	○	○
渡邊	横濱	○	○	○	○	○	○
西山	市谷	○	○	○	○	○	○

第八部 審判 檜山範士

得点/對	選手名	別段	3	1	3	3	0
恩田	小菅	○	○	○	○	○	○
加山	豊多摩	○	○	○	○	○	○
濱田	集鴨	○	○	○	○	○	○
寺岡	横濱	○	○	○	○	○	○
相原	市谷	○	○	○	○	○	○

第十部 審判 持田範士

得点/對	選手名	別段	2	3	4	1	0
三浦	小菅	○	○	○	○	○	○
吉野	豊多摩	○	○	○	○	○	○
加藤	集鴨	○	○	○	○	○	○
石井	横濱	○	○	○	○	○	○
唐澤	市谷	○	○	○	○	○	○

第十一部 審判 檜山範士

得点/對	選手名	別段	3	4	1	2	0
中村	小菅	○	○	○	○	○	○
飯野	豊多摩	○	○	○	○	○	○
原島	集鴨	○	○	○	○	○	○
宮内	横濱	○	○	○	○	○	○
小室	市谷	○	○	○	○	○	○

得点表					所名	第一部	第二部	第三部	第四部	第五部	第六部	第七部	第八部	第九部	第十部	第十一部	合計	順位			
市谷	横濱	集鴨	豊多摩	小菅																	
0	1	3	2	4	市谷刑務所	0	3	2	2	3	1	1	4	1	3	0	3	2	3	二八	第二位
3	1	3	3	0	横濱刑務所	3	1	3	3	0	2	3	3	1	3	3	1	4	3	二五	第三位
0	3	2	2	3	集鴨刑務所	0	3	2	2	4	2	4	4	0	2	4	3	1	4	三二	第一位
1	1	4	2	2	豊多摩刑務所	1	1	4	2	2	3	4	4	3	2	4	3	1	4	一四	第四位
1	0	2	4	3	小菅刑務所	1	0	2	4	3	3	2	2	4	3	3	1	4	一一	第五位	

斯くて集鴨軍午後に入つて断然他の追撃を退け優勝、優勝旗授與終つて市谷所長の閉會の辭及審判員の講評あり、次いで優勝記念撮影何等の支障もなく、午後四時半目出度終了。

### ◎第三區聯合刑務所第八回武道會成績表

刑務所名	劍道之部				備考
	先鋒得點	中堅得點	大將得點	合計得點	
新瀉刑務所	二	五	五	一二	
長野刑務所	三	二	四	九	
名古屋刑務所	五	〇	一	六	
滋賀刑務所	七	七	七	二一	
岡崎刑務所	二	三	七	一二	
靜岡刑務所	一	四	一	六	
金澤刑務所	六	六	三	一五	
岐阜刑務所	六	五	四	一五	岐阜刑務所と同得 點なりし爲決勝の 結果第三位となる
三重刑務所	四	四	四	一二	
個人優勝	滋賀刑務所	坪井龜晴			

### ◎第四區第八回武道會記

當所教誨堂に於て開催し來賓として刑務協會々長代理東書記官、前後開催地の渡邊高松、赤城高知兩支部長及辻大阪、長谷場京都、松岡滋賀の各支部長並に立石奈良地方裁判所長、森同檢事正、各判檢事、石原奈良市長、久慈奈良縣學務部長、市内各官公衛署長、縣内各警察署長、武德會支部役員、市内中等學校長、市内有志附近刑務所員、新聞記者等八十餘名にして午前八時三十分選士一同入場、小職開會を宣し續て優勝旗返還式に移り前同優勝せる高松刑務所より劍道並に柔道優勝旗の返還あり、直に各審判長より審判上に關する注意ありて引續き劍道柔道共同時に試合を開始す。

自所の名譽を双肩に荷ふ彼等選士は必勝の意氣天を衝き互に平素練習せる秘術を盡して克く戦ひたりしが、劍道 高松、徳島、大阪、廣島、柔道 高松、岡山、松江、神戸は所定の點數を獲得して優勝戦に入るの資格を得たるも他は恨を吞んで退き午前十一時十分劍道柔道共豫戦了せり。之より範士島谷八十八教士谷口文雄の劍道帝國劍道形、柔道教士松村芳藏同中村榮三郎の柔道古式の形ありて午前十一時五十分休憩、晝食を爲し午後一時再開決勝戦に入りたりしが、各強豪は互に鎗を削り猛烈なる接戦を演じ午後二時十分劍道一等高松、二等徳島、三等

### 柔道之部

刑務所名	柔道之部				備考
	先鋒得點	中堅得點	大將得點	合計得點	
新瀉刑務所	七	四	五	一六	
長野刑務所	三	一	五	九	
名古屋刑務所	六	七	四	一七	
滋賀刑務所	五	五	二	一二	
岡崎刑務所	一	五	一	七	
靜岡刑務所	一	四	一	六	
金澤刑務所	八	六	七	二一	
岐阜刑務所	三	二	〇	六	
三重刑務所	一	二	一	四	
個人優勝	金澤刑務所	陸雄			

### 劍道部團體試合組合及成績表

豫選	第一回戰		第二回戰		合計點數
	組合	點數	組合	點數	
イ、松山	一	一	イ、松山 對廣島	〇	一
ロ、徳島	二	二	ロ、徳島	二	四
ハ、岡山	二	二	ハ、岡山	一	三
ニ、神戸	一	一	ニ、神戸	一	二

大阪、柔道一等高松、二等岡山、三等松江の順位にて對抗試合を終了せり。かくて前回覇を稱へし高松刑務所は再び第四區武德會に王座を占むるに至れり。之より個人試合に移りたりしが何れも眞に龍攘虎搏白熱戦に入り觀者をして思はず汗を握り息を吞ましめ遂に劍道一等高松桂藤助、二等奈良村田昇、三等徳島湯佐喜祖秀、柔道一等高松溝端與一、二等高松徳島憲太郎三等松江石富義治の順位にて三時四十分個人試合を終了し直に優勝旗並に賞狀授與式に入り刑務協會々長代理より榮ある選士に優勝旗を小職より賞狀並に賞品を授與し、終つて挨拶一同神前に向つて敬禮を爲し優勝選士一同の爲めに紀念撮影を了し斯くして意義深き武道會は頗る盛會裡に全く午後四時三十分無事終了を爲したり。

劍道部個人試合組合及成績表

豫	第一回戦		第二回戦		合計点数
	組	合	組	合	
イ、廣島	一	一	イ、廣島 對高松	一	一
ロ、岡山	〇	〇	ロ、岡山	〇	〇
ハ、京都	一	一	ハ、京都	一	二
ニ、神戸	〇	〇	ニ、神戸	一	一

準優勝戦	三等決勝戦	優勝戦	組	合	組	合	組	合
イ、神戸	〇	イ、神戸	イ、神戸	一	イ、高松	三	イ、神戸	三
ロ、岡山	三	ロ、岡山	ロ、岡山	〇	ロ、岡山	〇	ロ、岡山	〇
ハ、高松	三	ハ、高松	ハ、高松	一	ハ、高松	一	ハ、高松	一
ニ、松江	〇	ニ、松江	ニ、松江	〇	ニ、松江	〇	ニ、松江	〇

備考  
一、徳島、高知、姫路の三刑務所は棄権す

柔道部團體試合組合及成績表

豫	第一回戦		第二回戦		合計点数
	組	合	組	合	
イ、京都	一	一	イ、京都 對神戸	〇	一
ロ、松山	二	二	ロ、松山	〇	二
ハ、岡山	二	二	ハ、岡山	三	五
ニ、大阪	一	一	ニ、大阪	一	二
ホ、高松	三	三	ホ、高松	二	五
ヘ、奈良	〇	〇	ヘ、奈良	〇	〇
ト、松江	二	二	ト、松江	三	五
チ、廣島	一	一	チ、廣島	二	三
リ、神戸	三	三	リ、神戸	一	四

備考  
第一回戦の(リ)神戸と第二回戦の(イ)京都とを組合す

準優勝戦	三等決勝戦	優勝戦	組	合	組	合	組	合
ホ、大阪	〇	ホ、大阪	ホ、大阪	〇	ホ、大阪	〇	ホ、大阪	〇
ヘ、徳島	一	ヘ、徳島	ヘ、徳島	一	ヘ、徳島	一	ヘ、徳島	一
ト、高知	一	ト、高知	ト、高知	〇	ト、高知	〇	ト、高知	〇
チ、松江	〇	チ、松江	チ、松江	〇	チ、松江	〇	チ、松江	〇
リ、松江	〇	リ、松江	リ、松江	一	リ、松江	一	リ、松江	一
ニ、奈良	一	ニ、奈良	ニ、奈良	一	ニ、奈良	一	ニ、奈良	一
ロ、高松	一	ロ、高松	ロ、高松	〇	ロ、高松	〇	ロ、高松	〇

備考  
第一回戦の(ル)高松と第二回戦の(イ)廣島とを組合す

準優勝戦	三等決勝戦	優勝戦	組	合	組	合	組	合
ホ、大阪	〇	ホ、大阪	ホ、大阪	〇	ホ、大阪	〇	ホ、大阪	〇
ヘ、徳島	一	ヘ、徳島	ヘ、徳島	一	ヘ、徳島	一	ヘ、徳島	一
ト、高知	一	ト、高知	ト、高知	〇	ト、高知	〇	ト、高知	〇
チ、松江	〇	チ、松江	チ、松江	〇	チ、松江	〇	チ、松江	〇
リ、松江	〇	リ、松江	リ、松江	一	リ、松江	一	リ、松江	一
ニ、奈良	一	ニ、奈良	ニ、奈良	一	ニ、奈良	一	ニ、奈良	一
ロ、高松	一	ロ、高松	ロ、高松	〇	ロ、高松	〇	ロ、高松	〇

備考  
一、姫路少年刑務所は棄権す

- 二、各刑務所より一人の代表選士を選び團體試合と同方法にて個人試合を行ふ
- 三、豫選に於て二點を得たるもの三者なりしを以て一點を得たるもの、中より抽籤にて一者(高知)を選び

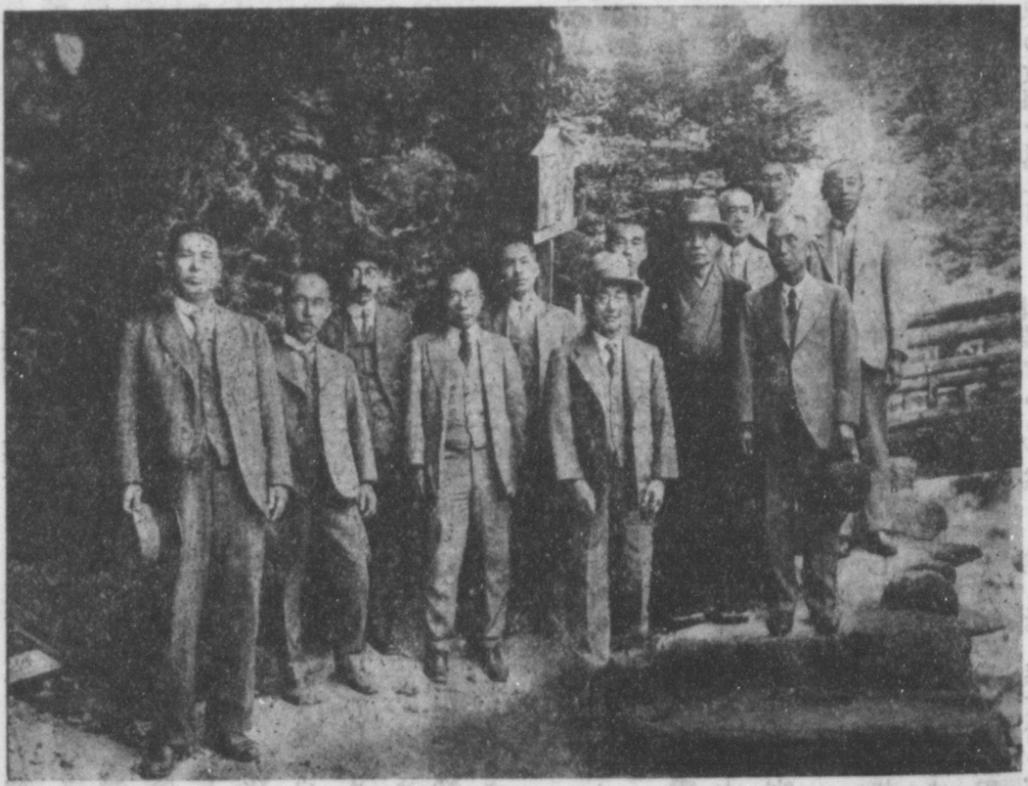
### 柔道部個人試合組合及成績表

備考	豫選		選	
	第一回戦 組合 點數	第二回戦 組合 點數	第一回戦 組合 點數	第二回戦 組合 點數
イ、大阪	一	イ、大阪 對廣島	一	二
ロ、奈良	〇	ロ、奈良	〇	〇
ハ、松江	一	ハ、松江	一	二
ニ、京都	〇	ニ、京都	〇	〇
ホ、高松	一	ホ、高松	一	二
ヘ、岡山	〇	ヘ、岡山	一	一
ト、廣島 對大阪	〇	ト、廣島	〇	〇
合計點數				

### 京都に於ける舊友會

京都を中心としたる近畿地方に居住する現、舊刑務所長を以て組織せる舊友會は爰二年間中絶の姿なりし處、本年は中心たる谷田控訴院長の停年となれる關係もあり旁々幹事役たる京都の赤塚辯護士の主催にて去る五月二十七日の日曜をトし京都愛宕山麓清瀧に會合したり。馳せ集まる者谷田院長を初めとし、大阪側は辻所長及び坪井、杉野の兩元老、京都側は長谷場所長及び赤塚、飯田、松野の前所長連と久保田裁判所長、その他藤井奈良、安東三重の現所長及び和歌山より前高松所長淺間氏の十二名午前十一時京都驛に集合し直ちに自動車に分乗愛宕山に至り日本一の長ヶケールにて山上に登り眼下に展望する愛宕連峰、嵐山等の滴る計りの綠翠を滿喫し、聽て山麓に降り名にし負ふ清瀧川畔柳屋に陣取り清閑遼寂の流れを眺めつゝ谷田御大を中心に歡談快語湧きて竭くるを知らず一日の清遊を擅にしたり(赤塚、長谷場兩氏所報)

(寫眞右より淺間、飯田、松野、赤塚、杉野、藤居、谷田、安東、坪井、辻、長谷場、久保田の諸氏)



備考	準優勝戦		三等決勝戦		優勝戦	
	組合 點數	組合 點數	組合 點數	組合 點數	組合 點數	組合 點數
イ、岡山	〇	岡山棄權せしに 依り松江に決す	イ、高松	〇		
ロ、高松	一		ロ、大阪	一		
ハ、大阪	一		ハ、大阪 端與一	一		
ニ、松江	〇	二等 高松 德島憲太郎	ニ、松江 石富義治	〇		
		三等 松江				

二、各刑務所より一人の代表選士を選び團體試合と同方法にて個人試合を行ふ



## 讀者の頁

### ◎釋放者を回顧して

高知 筒井春重

吾人刑務官たる者其の使命を盡すに之が對象とする受刑者は素より赤の他人とは思はれず、恰も親子の如く師弟の如き密接關係を有するは事新しく云ふ迄もない。

刑務官の使命たるや獨り監獄内に於て職務の萬全を盡し受刑者の悉くをして未改善者無きを期し、神の如く佛の如き崇高なる人物を作りて社會に送れば既に其の使命は果されたりとするか。社會は安んじて之を歡迎せず、寧ろ却つて彼等に對する擯斥の叫ばるゝは甚だ遺憾とする

處である。

近時行刑は著しく進化を加へ、囚人自治制に迄到達したが囚人の爲めマガナカルタたる監獄法は未だに理想的な改正の曙光を見ず、刑務官たる職務の限界は獨り受刑者に止まり、殆ど釋放者に對する規定がなく、救済の道は極めて僅少で隨つて刑務官自體すら保護に干與する事を許さざるが如く誤解する者が多い。之が干與を許さず釋放者を顧みざるものとせば改善主義の行刑は茲に中斷を來たし、刑務官たる使命は之に依り閉却され、弊害の擡頭するは火を見るより明らかである。即ち破舟に等しい釋放者は社會と云ふ荒海に舟を浮べこそすれ擯斥と云ふ嵐に遭遇すれば忽ちにして進路を失ひ避難の港を求むる能はず、餘儀なく母港たる刑務官に對し救済の悲鳴を揚げるは事實が物語つて居る。

曩に彼等が監獄と云ふ小社會に在るの日所長を始め教師の神佛に誓ひ熱辯を揮ひ力を鼓舞して汗と涙の教誨を爲し日

常嚴父たり慈母たりし温情豊かなりし刑務官は果して彼等の哀願に快く應諾するや否や。巧に言を左右にして其要求を避くるのではあるまいか。斯くては彼の鋭き六感は忽にしてそゞり立ち嘗て師たり親たるの絶對的信賴も何處へやら、刑務官に對し大なる疑惑と反感を懷き遂に自暴自棄となり、罪惡を繰返し再び獄門を潜るの破目に陥る事は之亦必定の事である。之を以つて刑務官自體が累犯の動機を與へるものと謂ふも過言ではあるまい。之何たる矛盾であらう。

吾人刑務官、大に反省すべきではないか。社會に對し刑餘者融和を叫び保護の重責を論じ國家的保護機關の創設を要求する吾人刑務官たるものは率先自ら現實に其の模範を示さなければならぬ。

併しながら不幸にして吾人刑務官は其の地位、經濟、時間等に就き豊かに恵まれて居ないから事實上彼等の救済は餘程困難である。然りと雖も毫も釋放者を擯

斥するでなく或は職を與へ職を搜がし資金を調達し身元を保證し或は結婚の媒介を爲し、或る時は彼等を訪問し慰安の言を以て改心の助長に努め假令遠隔の地と雖も有益なる文通を爲し彼等の常に改心の情を追懐せしむるは人倫道德上當然の事であり刑務官たる者の責務である。又法律の禁ずる所でなければ事情の許す限り親善を以つて釋放者に伍して行く事は吾人刑務官たる使命の有終美にして終始一貫之に邁進すべきだ。

### ◎累進處遇令實施後に於ける社會的反響

徳島 青木榮吉

累進處遇令實施後早くも五月餘を経過した。而して各所共夫々同令の精神に鑑み着々其實績を擧げつゝあるの状況を聞くは誠に慶賀すべき事である。其内前橋刑務所に於ては早くも同令を活用して一級受刑者の集團散步を實施せられたとの事は當時刑政誌上に於て發表せられた。

最近京都刑務所に於ては西別院に詣でさせ法話を聞かせ、又姫路少年刑務所に於ては野外教練をなし非常なる好結果を得たとの事は當時の新聞紙上に逸早く報道せられた。此の記事が一度新聞紙上に報道せらるゝや社會に對して相當大きな衝動を與へた。そして一部行刑に無理解なる人々は之を以て甚だしく無謀であるとか、又は政略的御上手主義に出でたるものであるとかの批難もあつた様である。

往時の應報的密行主義の觀念に囚はれて居る人々の考へとしては或は當然の觀察かも知れない。然るに流石は社會の木鐸を以て任じて居る新聞紙は之を只單なるニュースとして取扱ふ事なく、之に關し堂々社説を掲げて此の劃期的なる累進處遇令が如何に時代に適應して居るものであるかを論じ且つ賞め讃へ一般社會に呼びかけて居る。わたくしは新聞紙がこの社會と密接なる關係を有する同令を一般社會の人々に理解せしめ認識を深めさせたる事に對し滿腔の敬意を表したい。行刑が收容者に對し社會適應性を養成

し善良なる市民として送り出す事は現代教育行刑の根本目的である。然るに刑務所内に於て、如何に彼等を善導しても一般社會が無理解なる爲遂に邪道に入り再び罪を犯すに至るの例は實に枚擧に違がないのである。されば社會に對する此の點の啓蒙運動が奏效せない限り行刑は永遠に砂上に築かれた樓閣たる事に甘んぜねばならぬ。

今回の累進處遇令第五十九條は正に從來の行刑密行主義の打壊であり、社會に對する啓蒙運動の先鞭をつけたるものと謂へよう。

此の集團散步こそ一面彼等の責任觀念を助長し、他面に於ては彼等を社會適格者として社會に送り出し、毫も危険性のない者であるとの證明を世人に與へしむる手段であると信ずる。

わたくしは未だ此集團散步が各所共餘り實施せられて居らない様に聞く事を甚だ遺憾に思ふ。わたくしは各刑務所が此制度を大いに活用し、これにより社會との連繫を保ち一般社會に對する行刑の理解を促進せられん事を祈る次第である。

## 刑務所だより

### ●春季大運動會記

川越少年刑務所

爛漫たる櫻花梢を亂し満目の草木いづれも新緑の装を附け薫風吹きわたる四月二十九日川越少年刑務所にては、皇太子殿下御降誕後第一回の大長節奉祝の意を兼ね春季大運動會が催された。

當日早朝職員拜賀式、全員拜賀式等型の如く謹厳裡に終了するや全員直ちに運動場に整列し所長の入場を待つ。

運動場には紅白の幕を張り廻らし中央大國旗竿より四方に張られたる萬國旗は翻翻と晩春の空に翻り會長席其他各役員席を始め相撲場に至るまで萬事遺漏なく準備は整ふた。

斯くて午前九時所長の閱兵並に分列式が開始された、川越少年刑務所の教練は

天下其の比を見ずとまで幾度か教練査閱官より褒められた程あつて隊伍整然歩武堂々一絲紊れず、代々木原頭の觀兵式の壯觀も斯くやと思ふばかりであつた。

愈々競技開始に先立ち所長は場の東側に設けたる會長席に立ち、「肉體の鍛練はやがて精神の練磨、各種目の競技は活潑に明朗に勇らしく」との開會の辭ありて優勝旗は先年の優勝班たりし赤班に依つて返還され、次で合同準備體操終るや競技開始の號音は響きわたり、今日の日を待ちに待ちたる少年達の血を沸きたせした。

競技は徒歩百米に始まり一人一脚砲丸抛等豫定のプログラムは間斷なく進行し當日の呼物たる相撲に入る。相撲は各班八名の選士に依る三本勝負及五人抜の二種にて行司は教務の柴田教師なり。鬨斗目白足袋袴姿にて白扇を前半に差挟み右手に軍配團扇を持ち土俵の中央に現はるゝや一同拍手喝采鳴りも止まず、各班の應援は熱狂せんばかり、かくて龍攘虎搏

必死となりて雌雄を争ふ少年力士の姿は國技館を彷彿せしむるばかりにて、場内は白熱化し正午に至るも五人抜の勝敗決せず、徒らに時の経過するのみなるを以て勝負は行司の預りとなし休憩。

午後一時競技再開一同は意氣益旺盛を極め、プログラムの進行と共にフラインプレーの續出各班の應援愈々激しく熱狂せんばかりの拍手喚聲裡に各種の競技を絡り、やがて所長の得點告知に移らんとする頃朝來薄曇りの空は遂に春雨蕭々と降り始めしかば直に教誨堂に集合し、同所に於て得點告知優勝旗授與ありて所長より賞讃並に激勵の訓示ありて午後四時少年達の心からなる歡喜のうちに大運動會は終了した。

### ●國旗掲揚式舉行狀況

—— 姫路少年刑務所 ——

姫路少年刑務所に於ては本年初春以來少年教化の資料として日の丸國旗掲揚の

議起り居たる處、神戸地方裁判所瀧川檢察正、姫路區裁判所長嶺上席檢察、其他當地警察署長、市社會課長等此舉に贊助せられ、右諸氏の盡力によりて客月初旬姫路市聯合青年團より大國旗及旗竿等の寄贈を受ける運びとなり、同月二十六日之が實現を見たるを以て同二十九日天長

の佳節をトし、嚴肅なる國旗掲揚式を舉行した。當日午前八時二十分より當所運動場に所長以下職員一同及少年受刑者約五百六十名集合開式の辭と共に、第一級者全員十九名運動場東南側に設けたる掲揚臺の下に圓形をなし全員嚴肅なる國歌合唱裡に五十尺の頂上高く掲揚を終り次

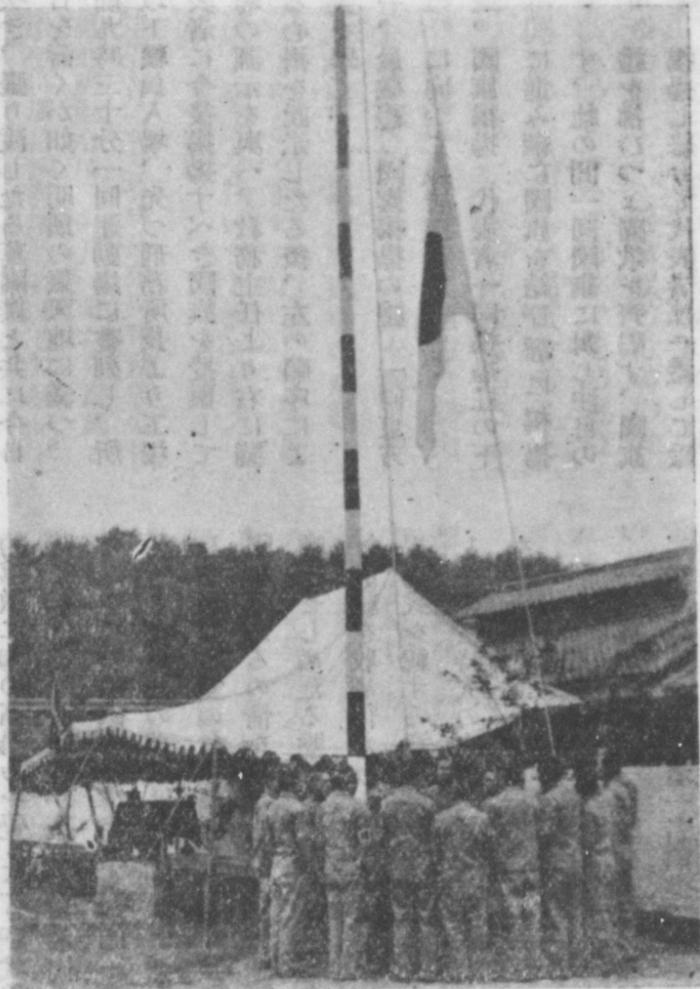
で所長謹みて勅語を捧讀、奉答歌終りて所長より簡明なる告示をなし、更に姫路區裁判所長嶺上席檢察一同に對し「日の丸國旗の由來並日本精神」に關し懇切なる訓諭あり、一同へんぼんとして朝風に翻る大國旗を仰ぎ見て感激の情滿面に溢れ、最後に所長發聲、天皇、皇后兩陛下の萬歳を三唱閉式した。(上の寫眞)

### ●金澤刑務所に

於ける國旗掲揚式

金澤刑務所に於ては、少年受刑者に對し少年刑務所の例に倣ひ軍事教練を行ひ居るが、之が精神的訓練の徹底を期するため運動場に國旗を掲揚し、以て、國家非常時に對する國民精神の涵養に資すべく、國旗に對する敬禮を行はしむることにし、右國旗の掲揚式を去る五月三日施行せり。

當日は北陸地方稀に見る快晴にして大空は紺碧の色深くして一點の雲をも止めず、五月の陽は若草に映じて少年の前途を祝するが如く、場内數本の八重櫻爛漫



と咲き、張り渡したる萬國旗と共に今日の日を誇ぐが如く明朝の氣天地に滿つ。午前九時三十分一同運動場に整列し、所長以下職員入場、先づ刑務所長より工場代表者に今後掲揚すべき國旗を授與して一場の訓示を與へ、教務主任より右に關する心掛を説示したる後、左の順序により式を擧ぐ。

- 一、最敬禮 國旗掲揚の禮 一同東方に向つて皇居遙拜
  - 二、國旗掲揚 代表者一同掲揚柱の下に進み綱に國旗を結び靜に掲揚す、此の間一同國旗に對し注目禮を拂ひつゝ國歌を齊唱す、國旗掲揚し終りて代表者は一禮して隊列に歸る。
  - 三、敬禮 代表者の隊伍に入るを待ちて一同國旗に對し敬禮す。解散
- 以上
- 此の間日章旗は新設の掲揚柱高さ十二米の碧空に翻翻として翻り、仰ぎ見る全員悉く嚴肅壯嚴の氣に滿ち等しく國家

的感激に胸の高鳴るを覺えたり。式終る時正に午前十時、遙か東方皇居の向ふ當り越中境醫王山は殘雪尙白き清明の姿を動かさず折柄の東風は靜かに日の丸を翻して崇高敬愛の念を禁せしめず、誠に皇國少年たるの情を竭さしめ、其の確信を喚起せしめたる點に於て、教化上相當の好成績を收め得たりと信ず。夫よりこの掲揚式を祝する意味に於て小運動會を催し午後三時次の次第により國旗降納の禮を施行せり。

- 一、整列敬禮、一同整列國旗に敬禮す
  - 二、降納、代表者一名前進靜かに國旗を降納、此の間一同注目禮姿をとる
  - 三、禮、一同禮、解散
- 以上
- 爾來教練日毎に前記掲揚の禮並降納の禮を施行するに教化上成績良好なるを認む。

●刑務所の鼠塚

—— 奈良刑務所 ——

同所米麥倉庫内の鼠害豫防のため、床板張を混凝土に改修せんと床板を剝し上土を取除かんとせしに驚くべし、土中に小振動あり、果せるかな五六寸の下には縦横無盡の地下道あり鼯の如き鼠群の棲息せるを發見、無慚ながらも水征伐、怨しや、水道の血路より脱走せしめし一小群を除き忽ち捕獲すること實に壹百八十七匹、その被害や想像して恐るべし、其靈や憐むべし、南無阿彌陀佛々々々々々



近 事 片 々

累進處遇と社會的反響

行刑累進處遇令實施せられて既に半歳、特にその第五十九條に依る集團散步の催しが、異常なる社會の注目をひきつゝあることは、その都度諸新聞が争つてこれを掲載せることに依つても窺ふことが出来るのであるが、最近はまだ、中國地方に勢力を有する中國新聞が、六月十四日付同紙上に於て、「累進處遇令の成績」と題する社説を掲げてゐるのである。以下全文を掲げてこれを紹介したる。

「昨年十月二十五日公布の司法省令による累進處遇令は、一月一日から實施され、すでに廣島刑務所ではさきに囚人に平服を着せて汐干狩を行はせたるあり、

その他京都では山科の寺院にて説教を聞かせ、姫路の少年刑務所においては軍事教練を行ふなど、全國五十二の刑務所が競つてこの累進處遇令を適用したところいづれも豫期以上の成績を收めたといはれてゐるのは、實に喜ぶべき現象といはざるを得ない。

刑務所は罪を犯したるものに對して、遷善の教化を行ふ大道場である。故に一方に於ては、犯したる罪を減ほすだけの難行苦行をも積ませる必要があるが、いかにして遷善し得られるかの方法を與へなくてはならない。この點は專屬の教誨師をはじめとし、看守の任にあるものは心を一にしてこれに當つてゐる譯である。しかるに實際にありては、一度刑務所の門に入りたるものが、社會人として放免されたる場合、前科者たる汚名の下

に、いふにいはれぬ迫害と蔑視とを受けてゐるのである。世間を狭めて身の置き所さへ無きまでに、窮屈なる感を與へてゐるのである。普通の者ですら、就職難の時代に、前科者に與へられる職業は絶無といつていゝ程であるのである。徹底的に時代の落伍者となつてゐるのである。免囚保護事業も熱心に努力されてはゐるけれども、このために救はるゝものは、眞に九牛の一毛に過ぎない状態にあるのである。したがつて人間が生きんがためには食はざるべからざる鐵則は、遂にやむなく累犯せしめる場合が多いのであつて、あながちその人のみを責め難い點がある。しかしいかに考へても根本は本人にある。社會人の反省もさることながら、一たび罪を犯した以上は、眞人間としてのスタートをやり直すだけの信念を、當の本人に與へるのが、最大なる急務である。

累進處遇令は、その意味よりして、服役中成績善良なるものに、特別の待遇を

與へんとする精神に則つたものであり、待遇は四級にわかたれ、作業、操行、責任觀念等によつて採點し、二級に達したるものは、看守をつけず、一切を級中の代表者をして看守を代行せしめ、一級は生活全部を、完全なる自治によつて行はしめることとなつてゐるのであつて、その間には社會情勢に遅れざらしめんために、しばしば集團散歩、集會、運動會などを許されてゐるのであるが、この方法は意外にも好成績を挙げつゝあるものゝ如く、出所後は更生の人として活躍せんとするの風が、著しく増加したといはれてゐる。元來人間が中正の道を歩むことは、極めて困難なものであり、何かの原因によつて傾斜することが多い。おそらく十人中九人までは、一度は危険なる傾斜路に立つといつてよからう。たとへば顛覆を免がれて、元の正姿に立還るのは、僅かなる精神現象によるものである。故にその傾斜度が急勾配である場合、還元の努力空しく、遂に收拾すべからざる立場

におかれるのであつて、善人といひ悪人といふも、實は紙一枚の差にすぎないものである。しかるを一旦罪に問はれればとて、終生の悪人と限つたものでは無い。中には普通人以上に努力して、名譽を回復せんと欲するものも少くはない筈である。

囚人にはこの種の信念を與へることが最も必要であると共に、人の世の中が——乃至は人間の家庭が——いかに楽しいものであるか、眞に生き甲斐のあるものであることを、徹底的に知らしめなくてはならない。この信念さへあらば、假令社會人がいかに冷酷に取扱ふとも、何等意に介する必要はない。更生した人間として、十分に家を起し得られるのである。蓋し累進處遇令の實施後、未だ半年にすぎないに拘らず、極めて好成績を収めてゐるといふ所以のものは、從來の教化方針が、嚴罰にすぎたりとの非難を裏書するものにあらずして、囚人心理に適合した、最も進歩した内容を有する名令

であるからである。」

**皆川司法次官の轉向道場**

司法次官皆川治廣氏は、かねて共產黨轉向者を更生せしむるため、私財を投じて『皆川研究所』を創立、相愛共助をモットーとする精神教育を行つて居られたが、このたび更に實生活による實踐的教養を目的として、千葉縣小金町に『大孝塾』と銘打つた道場を創設されることになつた。指導には主として皆川氏の同志である修養團理事牧野秀氏が當り近く開設の運びで、轉向後同氏の研究所にあつた京都學聯事件の淡徳三郎氏を始め、氏と志を同じくする少壯學徒十數氏も道場の指導者格として参加するさうである。



**海外異聞録**

**◇ピストルとカメラのコンビ**

彈丸を發射すると同時に目標物の寫眞を撮つてしまふといふ珍しいピストルとカメラのコンビ——此の發明者は曾北米ハリウッドのスクリーンにその名を轟はれたフランシス・エックス・ブッシュマン、それを同じく西ハリウッドの發明家オーエン・アトキン氏が完成したものだ。發明者の意向は警官が犯罪者の自動車から逃げ去るのを追跡する場合など、之を背後から攻撃すると共に、萬一まんまと逃げられて了はないうちに自動車番號を撮影する——つまり警官の有力な武器とするにあ

つたが、このカメラがライフルにも容易に取付けられる所から、狩獵者も之を利用して大物を射止めた瞬間の寫眞を撮るなどに珍重がられてゐるさうだ。

**◇女警官隊の活躍に少年盜賊團潰滅**

ケルン市の女警官隊は最近高度に組織化された少年盜賊團の檢擧に成功して、老練な刑事連が手を焼いてゐた頻々たる市内の竊盜事件を根絶やしにすることに成功した。この盜賊團は七歳から十二歳までの少年二十三名より成り効果的方法を用ひて犯行を重ね巧に當局の眼をかすめて活躍してゐたもので、その簡單と

はいへ前例のない手法は市民の舌を捲かせてゐる、即ちその一例を示せば次の様なものだ。

團員中のAが先づ目指した商店へ行き、故意に入口の扉を少し開けたまゝ中へ入つてかカウンタ―兼任の店主に手工に使ふから煙草の空箱をくれとか、煙草の中に入つてゐる廣告紙をくれる様に頼み、店主がそれを探してゐる間に隙間のある入口からBが音を立てずに忍び込みカウンタ―の蔭に隠れる。そしてAが何喰はぬ顔で頼んだ品物を貰つて出て行くと、中に残つたBは適當な時に簡単な構造のカウンタ―から有金を失敬して隠れ場所へ潜り、更にCが現れて扉を細目に開けてやりBに逃走の機會を與へるために店番へ話を仕掛けるといつた具合である。

この二十三名の両親がその子供に對して責任をとれば嚴罰に處せられるのは疑ひのな

いたため、斯様な申出をする親もなさうなので、彼等は感化院に十九歳まで收容されることになつたと。

**◇發光巡査**

ポルトガルのオポルトでは最近同市の交通巡査に純白の上衣と純白の手袋を着用させて、どんなに暗くてもその動作がよく判るやうにした。この純白制服は一種の青味がかった光を發するので、どんな濃霧の中でもよく識別されること。

**◇ムソリーニの「生めよ」政策**

やかましい世界の人口問題を尻眼にかけて、イタリー首相ムソリーニ氏は「生めよ」ふえよをスロガンに伊國人口の増加を盛んに宣傳して、イタリー國民の増加は結局イタ

リ一國の力の強化だと彼は斷言してゐる、しかし從來家主は子澤山の借家人に對しては喜んで家を貸さなかつた。アパートなどでも「子澤山の家族はお断り」等といふ貼札が常に見受けられた。これを見たムツソリーニ首相は我主義に反する不埒な奴だといふので、早速黒シャツ黨員を巡視せしめて、かゝる「悪家主」を退治することになり、悪家主を發見すれば官報にその氏名を發表して制裁を加へるこゝたになつた。そこで形勢一變最近ではイタリー國至るところの貸家にアパートに「子供多き家族歓迎」の貼札が目まじしく進出するやうになつたといふ。

◆罪九族に及ぶ露國

露國政府は反革命行爲に對して益々峻嚴なる刑罰を加へ

ることに決し、今度刑法に「故國に對する裏切り」といふ一項、四ヶ條を補足した、その四ヶ條はとくに軍人の國外飛行機脱走に對する刑罰を主としたもので、その際家族もまた極刑に處せられることになつた。

これは過般の赤軍飛行將校の滿洲國への脱出が餘程當局を刺戟した結果ではなからうかと云はれてゐる。四ヶ條の大意は次の通り。  
一、官廳機密書の賣却國外への脱出及び飛行機による脱出は最重罪犯人として財産沒收銃殺に處す、情狀により十年の懲役とすることあるべし  
二、軍人が前記各罪を犯したる時は絶対銃殺とす  
三、軍人が國外脱走或は飛行機により脱出をなしたる時その家族に對して定年者は財産沒收、五年乃至十年の

刑或は五年間シベリアの極地に追放す  
四、軍人にしてかゝる計畫及び犯罪を知りつつ當局に訴へざる場合は當人もまた十年の懲役に處す

◆看板は追刺ぎ記録

シアトルの一カフェーの經營者マーク・ダツファイなる者時効になるのを待つて、最近自分の過去の凄ましい追刺ぎ記録を公表してセンセイションを起した。そこでダツファイの言によると、彼はワシントン在住當時十五年間に七十三回のホールドアツプをやつて辻強盜の新記録を作つたといふので、物好連ワシントンと押掛けて小さなカフェーの席取り競争を演じてゐるさうだ。

◆三百年の懲役

二百九十九年の懲役刑を罪人に課さうといふ話がマドリ

ッドにある。十三人の百姓を殺したローヤス大尉に關する刑罰だが、檢事は被害者一人につき二十三年の懲役を求刑してゐる。そしてアサナ前首相まで証人として召喚を受け一大センセーションを起してゐる。

◆判事の粹な言渡

セント・ボールの善良なる市民ビーター・ヒース氏が彼氏夫人を毆つた。夫人が早速判事の所へかけつけたことは定跡通り。そこで判事は「では差當り懲役三十日といたしませう、だがヒース夫人、貴女がこれでもう充分と御思ひになるまでお置きなすつてい、です、何時までも」ところで、一時間の後にまたヒース夫人は判事の前にゐた。そして判事に言つた「判事さま、もうつれてつて宜しいと思ふんですが」

選句所感

吹濱君の句、夕立の來らむとする前のあの息寒むやうな壓しつけられるやうな、重苦しさがよく感じられる。暑さは頂上になり、晝の夕立雲が天の一方に現れて來る頃から風もおのづから吹き絶えてしまつて、草や木は葉を垂らし身じろぎもなく、まるで死んだやうに静まり返つてしまふ。草や木ばかりでなく眼に入るほどの外物が皆な炎熱の海の中に最後の喘々たる氣息を辛うじて保つてゐるやうに見える。斯うした息寒まるやうな情景を捉へることは中々にむつかしいのである。暑苦しいとか、物の動きもないとか、抽象的にまたは説明的に言つたのでは、その情景を如實に思はしめることは到底出來ない。そこで焦點をある一物に集中することは極めて賢明なやり方なのである。この句はおのづからその具象化が行はれてゐる。つまり作者の眼に最も近いところのもので、その感じを最も強く持つてゐる八ツ手が採りあげられたのである。あの大きく廣い葉を擴げてゐる八ツ手の葉も暑さに今は堪へきれず萎え垂れてしまひ、油汗でも浮いたやうに無氣味に微か

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意  
用紙官私製葉書

編輯部選

天	八ツ手の葉垂れ光りつゝはたゝ神	宮崎	吹濱
地	一色に水郷暮れて飛ぶ螢	高知	双輪
人	明けてゆく湖の白さや行々子	大曲	呑洋
秀逸	雨の日の床に明るき牡丹かな	名古屋	一心
	梅雨冷の土間の暗さや鶏かゞむ	元山	仙骨
	照り返す海をまぶしく麥刈りぬ	千葉	夜詩
	又銃して兵憩ひけり夏木立	福岡	紫陽
	裏山に梅雨の洩れ陽や栗の花	飯田	畑中
佳作	提灯に青田明りや遠水鶏	千葉	古山
	子等去りし静かさを飛ぶ螢かな	高知	緑巖

に光つてゐる。そして空には雷鳴が次第にその勢を増しつゝあるのである。此の雷鳴と眼前に大きく廣い葉を垂れて光りつゝある八ツ手の有機的關係、そこに夕立前の重苦しさを醗酵して來るものがある。

双輪君の句には、平和に暮れて行く水郷の夏の宵が情趣的に詠ひ出されてゐる。空からくだるともなく、水から湧くともなく暮色がいつか一體に廣がつて、見渡す限りたゞ一色の夕闇である。點在する人家も影を没して灯の色だけにそれとわかるに過ぎない。静けさと寂しさに領されたこの暮色の中に青く明滅するのは螢である。殊に水郷であるから螢も多い。高く低く、もつれつ離れつして水郷の夕闇を彩つてゐる。それが眼のゆくところ、どこにも旺に光つてゐるのである。たゞ一色に暮れて行く物哀しい水郷の情緒の中に夜を待ちわびたかかのように光を放つ螢は、一層その情緒を深めるものとなつて來るのである。

ば放つたまゝに遠くに吸ひ込まれてしまふやうなあのたよりなさからである。さうした氣持のところへ明滅する螢であるから、螢も印象のふかいものとなる。

呑洋君の句は印象の鮮かさから來る爽快味を持つてゐる。夜明けの光に見る湖の水はまだ深い眠りの中にあるが如く波もなく静まり返つてゐたのが、刻々に明けゆく光りの増すにつれて、水の色もハッキリとして來た。しかし、朝日を受けるにはまだ間のあるその水は、光りなき光りを保つてたゞ白く湛へてゐるのである。その静けさと淨らかさ、そこには神秘的な壯嚴味さへ湛へられた心地がする。そして、夜明けと共に早く眼覺めた行々子は、その水に聲を響かせて頻りに啼いてゐるのである。まだ日光を受けぬ湖水の色と行々子の聲との調和によつて夏の夜明けの爽かさが効果的に描き出されてゐる。湖水の色を端的に寫したところが、この句の生命なのである。これがなかつたらありふれた平凡極まるものになる。

かりそめの借家に住みて菖蒲葎く  
藥屋根にこぼれかゝるや桐の花  
鶯や若葉重たき雨後の溪  
葉櫻の營舎明るく灯りけり  
水鷄啼く夜を友に書く旅信かな  
山吹を垣根にしたる小寺かな  
水盤に小さき金魚放ちけり  
鷄の土間に驚く雷雨かな  
蚊遣して月ある縁に出でにけり  
訪へば蚊遣の烟る玄關かな  
流れ來て草にすがりし螢かな  
頂上に登りつめたる涼味かな  
川土手に水番立つや早雲  
朝顔や間借の窓に咲き初めぬ  
凱旋の友と語るや明易き  
雨もよふ雲の行衛や枝蛙  
夕立や牛急がする怒り聲  
連峯の雲湧く谷や時鳥  
水蓮の花明りあり門の沼  
鳴りて轉りて山暮れにけり  
葎切や芦原暮れて一しきり

飯田 史山 志橋 南 青森 香苗 春塵 峯 旭川 月淵 紫舟 瘦汀 福岡 守陽 福岡 素陽 旭川 北門 西大門 靜岡 幸龍 小田原 一峰 巢鴨 晴月 宮崎 華白 大曲 刀羅 大曲 華白 大曲 刀羅 小菅 法潮

街道につゞく並木や蟬時雨  
縁先や夜更けを光る螢籠  
大廣間豊かに活けし牡丹かな  
梅雨明けや空焼けて飛ぶ夕鴉  
湖に山映りつゝ青嵐  
打落す螢は水に濡れけり  
何鳥か走りかくれし躑躅かな  
柿若葉草家ばかりの小村かな  
山吹に明るき雨のひと日かな  
月かげに光る川瀬や河鹿なく  
四圍の山雨に暮れゆく時鳥  
行々子や朝露光る沼の葦  
折々は松に來て居り夏の蝶  
涼しさや雨過ぎゆきし森の色  
木洩日に森の深さや苔の花  
山躑躅けはしき崖に仰ぎけり  
家あればかゞやく柿の若葉かな  
五月雨や古き障子に盞飼ひの灯  
五月雨や草の伸びたる藥廂  
大笠草にすがりて光りけり  
霧吹いて縁に光れり螢籠

飯田 史山 志橋 南 青森 香苗 春塵 峯 旭川 月淵 紫舟 瘦汀 福岡 守陽 福岡 素陽 旭川 北門 西大門 靜岡 幸龍 小田原 一峰 巢鴨 晴月 宮崎 華白 大曲 刀羅 大曲 華白 大曲 刀羅 小菅 法潮

叙任及辭令

叙從七位 看守長 後藤孝治(北海少) 同(巢鴨) 同  
 同 司法屬 中谷源一(行刑局) 同(水戸) 同  
 同 看守長 小島耕一(仙臺支) 同(大阪) 同  
 同 同 年末孔胤(三次支) 同(三重) 同  
 (四月十六日) 任看守長(豊多摩) 小野崎權七 同  
 (五月卅一日) 廣島轉勤 看守長 永谷 近(沖繩) 同  
 和歌山支 同 司法屬 法元照夫(横濱) 同  
 福岡 同 同 備 榮彦(千葉) 同  
 帶廣支 同 同 木部元雄(釧路) 同  
 大分支 同 同 村川利三次(宮崎) 同  
 米子支 同 同 田淵繁一(松江) 同  
 (六月一日) 叙勳八等 同 熊野榮太郎(高知) 同  
 (五月卅一日) 同 見川恒次(横濱) 同  
 願免 保健技師 尾立丑治(高知) 同  
 同 同 到津 要(長崎) 同  
 同 同 仁藤秀方(秋田) 同  
 同 同 田中晋吉(沖繩) 同  
 同 同 關田敬時(巢鴨) 同  
 同 同 平井數人 同  
 同(神戸兼橋通支) 山本定次郎 同  
 同(沖繩) 保健技師 松岡 功(鹿兒島) 同  
 叙從七位 看守長 佐藤平兵衛(山形支) 同  
 (四月十六日) 同 高崎又市(大阪) 同  
 (五月一日) 兼汐見町支所 保健技師 河口忠雄(函館) 同  
 (五月八日) 叙正八位 看守長 原 長榮(浦和支) 同  
 (五月十日) 叙從七位 看守長 佐藤平兵衛(山形支) 同  
 (五月一日) 同 高崎又市(大阪) 同  
 (六月十五日) 叙從七位 看守長 菊樂 夷(京都) 同  
 (六月一日) 任教諭師(水戸) 教諭師 太田界亮(甲府) 同  
 願免 同 井上謙敬(水戸) 同  
 (六月十四日) 叙正七位 保健技師 西 周(山口) 同  
 同 看守長 古宅房之助(神戸) 同

# 二十世紀に於ける死刑

主要目次 前京都帝大教授瀧川幸辰序 譯書への序 譯者の言葉 原著者序 樞密顧問官バックマス

第一章 十九世紀に於ける死刑、第二章 防止策(Deterrent)としての死刑、第三章 死刑——他の諸國に於ける狀況、第四章 死刑と監獄、第五章 死刑と新聞と社會、第六章 死刑と裁判の誤謬、第七章 死刑と陪審裁判、第八章 死刑と殺人の責任及び原因、第九章 死刑と倫理、第十章 死刑に代る制度、附録、文獻目録、索引

ローイ・カルヴァート 原著 四六版二七〇頁 定價一・四〇  
 瀧川 幸辰 譯 布裝上製函入 送料一・一〇  
 竹田 直平 譯

死刑問題は現下の世界各國共通の問題である。之を全廢又は徹底的に制限すべしとする者、之を尙存續すべしとする者何れの論者も相當の理由を持つてゐる。然し何れの立場を採るにしても、先づ必要なるは、世界各國に於ける死刑に對する態度、廢止諸國の經驗を周到に研究することである。實證的な基礎に立たない議論は宙に浮く。本書は恰もこの必要に應ぜんがために、熱心なる廢止論者ローイ・カルヴァート氏が畢生の努力を傾けて成就した二十世紀に於ける世界の死刑に關する現狀を實證的に研究したものである。

岡崎文規 著 布裝上製函入 送料一・一〇  
 彦根高等商業教授

# 人口統計に於ける言題

▲主 要 目 次▼

第一篇 人口の統計的研究	第十 自殺に關する統計的研究
第一 國勢調査に於ける年齢の誤謬	第十一 私生兒の地位と運命
第二 大都市人口の構成	第十二 人口統計論
第三 舊約聖書に於ける人口	第一 社會生物學的問題の家族統計的研究に就いて
第四 飛騨白川村の人口	第二 世帯統計に就いて
第五 生産休止期間の生産序列別	第三 住居統計に就いて
第六 スコットランドの家族統計	第四 婚姻率の算定に就いて
第七 造船工場に於ける公場率	第五 明治維新以後の人口調査
第八 配偶關係と死亡率	第六 支那の人口調査
第九 社會現象としての乳兒死亡率	

# 法學協會雜誌

## 論說

多數決の社會的機能……………東京帝國大學助教授 矢部貞治

自由刑に於ける累進制度……………法學士 正木環亮

温泉地域の鑛業を論ず……………法學士 鹽田

「電渡擔保」と「讓渡擔保」といふ名稱について……………東京帝國大學教授 我妻榮

「法學提要希臘語義解」第二卷邦譯……………東京帝國大學助教授 原田慶吉

# 法學志林

法律における信義の要請と保護……………牧野英一

□權利者の誠實義務と權利の濫用……………細川龜一

日本中世寺院法に於ける入會權……………正木亮

行刑を基點として考察したる不定期刑……………大塚郷二

ドイツの常習犯加重例及び保安處分例……………宮下嘉三郎

法史瑣談……………

# 法學新報

中央大學法學部門機關  
第四十四卷第七號  
昭和九年七月

海難審判制度の基本問題……………教授 森清

身體の搜索と検査……………教授 花井忠

恐慌とフアツシスト諸法制(一)……………講師 戒能通孝

商法改正要綱は根本的の改造を要す(三)……………教授 高窪喜八郎

獨逸法律類語異同辨(六)……………講師 三瀨信三

獨逸出版權法私譯……………藤田和夫

# 犯罪學雜誌

第八卷 第四號 (昭和九年七月一日發行)  
定價金六十錢 (一ヶ年六冊參圓參拾錢)

□論說

○家族愛とマルキストと祖國愛……………名古屋府警部長 立石謙輔

○少年の特殊嗜好と犯罪……………元長崎府警部長 白井勇松

○附異食症と犯罪の關係に就て……………醫學博士 山中繁良

○陳舊濟帶血の血液型に就て……………醫學博士 山内井

○新血液型と其法醫學的意義……………金澤醫大教授 古畑種基

○犯罪研究……………安東禾村

搜查資料 犯罪ノートの中より(五)……………

第五十二卷 第七號  
七月一日發行  
東京帝大 法學協會發行

介紹

小早川欣吾著、日本擔保法史序說(石井良助)——橋本文雄著、社會法と市民法(菊池勇夫)——奈良正路著、物權法新釋(戒能通孝)——

判例研究

民事訴訟法判例批評(一四三)……………法學博士 加藤正治

民事法判例研究錄(昭和七年度)(一五)……………

法理研究會記事(行刑累進處遇令に就て)……………

# 東京法政大學發行

第三十六卷 第六號  
昭和九年六月一日發行

新刊批評及思潮概論

□德川氏の文化奉還(牧野英一)

□權威刑法と累進制(大塚郷二)

□新刊紹介 □雜誌一瞥

判例 民事二十三件 刑事十二件 行政四件

法學志林第三十六卷上總目錄

刑事判例研究(二七)……………講師 草野豹一郎

古墳内の寶石鏡劍の領得と刑法第二百五十四條

民事判例研究(三〇)……………判例研究會

隠れたる取立委任裏書の性質と對抗事由——(升本重夫)——履行場所の指定を爲さざる債務者に對する催告(片山金章)

外國判例研究

他山の石(岩田 新)

批評及紹介

田中誠二氏著「全訂會社法提要」を讀む(佐々 穆)

——Hayward & Masujima, Law of Tort, 1931を

紹介す(守屋善輝)

新法令——新着外國法律雜誌論題要目

○犯罪捜査實話(十三) 五貫……………元刑事部長 永山長三郎

○三百匁の銀貨の行方は?……………ジョージ・バートン

○ケリー探偵と阿片密輸入者……………

□法醫鑑定

○頸部絞押後に來たれる精神障礙……………醫學博士 久保忠雄

○に就て……………醫學士 水上秀治

○木乃伊化する疑問の變死屍體に就ての鑑定例……………醫學士 谷口道治

○法醫學講座

○(第一講)法醫學の定義並に醫學……………醫學博士 古畑種基

○に於ける其地位……………醫學博士 山崎 佐

○(第二講)法醫學の定義並に醫學……………醫學博士 山崎 佐

○檢視史資料類纂(十二)……………醫學博士 山崎 佐

發行所 金澤醫科大學法醫學教室內  
犯罪學雜誌發行所  
〔振替口座金澤八三一八番〕

# 法學論叢

京都帝國大學法學會

昭和九年七月 七月號  
第三十一卷第一號

極東モンロー主義に就きて(一)……………末廣重雄  
 コンツェルン形成と株式會社法上の諸問題(一)……………大隅健一郎  
 米國普通法の Restatement の意義……………田中保太郎  
 滿洲國の統治に就いて……………牧健二  
 批評と紹介……………

發行所 京都帝國大學法學會  
發賣所 東京 有斐閣

近藤英吉共著「註日本民法(債權編)上卷」……………田島順  
 柚木馨釋「釋日本民法(債權編)上卷」……………於保不二雄  
 「授權」に關するクリュクマンの見解……………大森忠夫  
 ミニゲローデ「配當保證の法律的性質」……………  
 民事判例研究……………  
 履行場所の指定を爲さざる債務者に對する催告……………石田文次郎  
 將來の債務に對する保證と解約權……………  
 民法第百十二條の適用・特定不動産の引渡請求權……………田島順  
 と詐害行爲……………

# 法曹會雜誌

第十二卷第七號

司法省構内

七月一日發行

定價金五拾錢

振替口座東京一五六七〇番

- 名譽毀損と損害賠償(一)……………
- 有限責任會社法制の發達(二)……………
- 刑事訴訟手續に於ける宣誓の制限に關する獨逸の改正法律……………
- 著作權法中改正法律の註解……………
- 貿易調節及通商擁護に關する法律について……………
- 戶籍關係法令考(二十一)……………
- 法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○判例要旨 ○戶籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報

- 東京地方裁判所 西村一成  
 大阪地方裁判所 佐伯俊三  
 司法書記官 奧野健一  
 司法書記官 佐藤健一  
 東京控訴院長 前田收郎

柴田義彦責任編輯

# 「法立働勞」誌 雜

## 第一卷第二號

- 司法官と社會立法 柴田義彦  
 司法裁判の改善と社會立法の必要 柴田義彦  
 裁判の簡易化 牧野菊之助  
 辯護士道德の基本 岩田宙造  
 我が商品原價と海外諸國の關稅 青木得三  
 ソシアル・ダンピングの有無と我國の社會立法 前田多門  
 現行法に於ける女子の地位並に其の改善 梶田年  
 勞働立法と協同主義 孫田秀春  
 健康保險法中改正法に就て 清水玄  
 工場安全と法規 色川三男  
 米國の養老年金制度 乾治  
 裁判手續の簡易化並に合理化(一) 谷井辰藏  
 思想犯罪と治安維持法の改正 鈴木義男

- 佛法に於ける期間の定なき勞働契約の解除に關する研究(一) 中野善敦  
 人的災害豫防上より觀たる勞働時間 鯉沼荻吾  
 經營規範法立法に關する一提案 中村武  
 中小商工業金融の諸問題 栗栖越夫  
 我國に於ける小作事情と小作立法(二) 坂田英一  
 世界の勞働立法と今年の國際勞働總會の形勢 鮎澤巖  
 社會立法としての借地法及び借家法(一) 薄根正男  
 照明と災害及び疾病 蒲生俊文  
 庶民金融に關する一二の考察 濱田徳海  
 土石採取場安全及衛生規則に就て 下河邊良  
 租税と社會政策 多田喜一  
 勞働裁判所の設置に就て 野間繁  
 民事裁判と社會政策 岡村顯二

- 裁判所書記の職務と其の重要使命 柴田義彦  
 勞働法判例批評(一) 木村清司  
 「ソシアル・ダンピング問題」の再吟味——國際勞働局長モレルツト氏の日本訪問—— 櫻井安右衛門  
 勞働者と醫者 長濱庫吉  
 新刊批評「橋本文雄氏著「社會法と市民法」を讀む」 柴田義彦  
 百大家の回答(其の二) 柴田義彦  
 勞働立法研究所「勞働時間法」草案 柴田義彦  
 勞働立法研究所日誌 柴田義彦  
 勞働立法研究所談話會記事 柴田義彦  
 小説「試驗で暮す社會(一)」 柴田義彦  
 土石採取場安全及衛生規則條文 柴田義彦  
 健康保險法中改正法條文 柴田義彦  
 編輯後記 柴田義彦

新刊發賣□純勞働法・社會立法雜誌  
定價金壹圓五拾錢 郵稅八錢  
□勞働立法創刊號 定價壹圓五拾錢 郵稅八錢

發行所 東京市中野區住吉町四十番地  
勞働立法研究所  
東京中央郵便局私書箱第一九三號・電話東京三四八六六番

# 帝國辯護士會誌

## 正義

昭和九年七月號 定價金五拾錢

◎報告  
 昭和九年廣島控訴院管内辯護士大會出席報告  
 ◎論說  
 不正競争防止法に就て  
 所謂中間報告と内閣の運命  
 商法改正要綱は根本的の改造を要す(二)  
 經濟更生論  
 商法改正に對する批判(六)  
 ◎時評  
 司法職能の減退を如何——檢察機關輕視の暴言——皆川司法次官の美譽——更に一步を進めよ——小山法相の進退——行政裁判所長官の更迭——人事行政の墮落——社會短評  
 ◎資料  
 法曹瑣談(四五)  
 東京區裁判所管内に於ける金錢債務臨時調停事件表

◎文苑  
 時代、サン・スウ・シイの風車小屋のおやぢに敗訴し、法のさばきには従はねばならぬといつて之に服された。皇太子の權力よりも法の力を重からしめたそのフレデリック大王は後年刑罰の特別豫防作用といふことを具體化された武人であられたのである。

◎會報  
 昭和九年八月一日發行

### 帝國辯護士會編 日本全國辯護士名簿

昭和九年八月一日發行  
 定價金壹圓 送料四錢

### 編輯餘錄

□ 東郷元帥が薨去されたことに付てこの編輯とさして關係がないやうに見えるが決して然らず。第一に東郷元帥ほど行刑教化に影響を與へられた方は近時之を見ない、その崇高な人格と端正なる進退とはいつても教化の對象とされて居たものであつた。

□ 皇國の興廢といふあの言葉が愛國の至誠のほとばしりとして教化の至寶であるやうに簡素な元帥の行動が又迷へるものへの活力であることもいたむことが出来ない。「人」が東郷元帥號を發刊したのも事情はその邊から出發したのもあらう。

□ 編輯子はよく武人法の精神を解すといふことから發してナポレオンとその法典との關係を語りフレデリック大王と風車小屋のおやぢとの訴訟物語をやつたものである。ナポレオン法典は敢て喋々するの要はあるまい。フレデリック大王は皇太子

一冊(稅共)	金二十五錢
六冊(稅共)	金一圓五十錢
十二冊(稅共)	金三圓
廣告	一頁 金五圓
	二頁 金十圓
	三頁 金十五圓
料告廣	通一頁 金三圓
普	二頁 金四圓
	三頁 金十圓

●御註文は總て前金のこと  
 ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし  
 ●口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること  
 ●御註文の際には必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際には新舊住所を御届下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
 昭和九年七月二日印刷納本  
 昭和九年七月七日發行

編輯兼 伊藤忠次郎  
 印刷人 竹田益平  
 印刷所 東京市葛飾區小菅町一八四番地 刑務協會印刷部  
 發行所 東京市麹町區西日比谷町一番地 刑務協會

電話銀座 二三四四・三八二五番  
 振替口座 東京 二五〇五九番

東京市麹町區西日比谷町一番地  
 帝國辯護士會發行  
 電話銀座 番〇九三二七東京座口替振  
 番五五二二 } 番〇八三四

47<sup>e</sup> Année N<sup>o</sup> 7

Juli 1934

# KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

## Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K.— De la Loi des mesures de sûreté en Nazi-  
Allemagne.

Teramitsu, T. — De l'organisation éducatrice dans l'exé-  
cution de la peine.

Mouvement des idées à l'étranger :

T.Earl Sullenger, Juvenile delinquency a product of the home.

## KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice